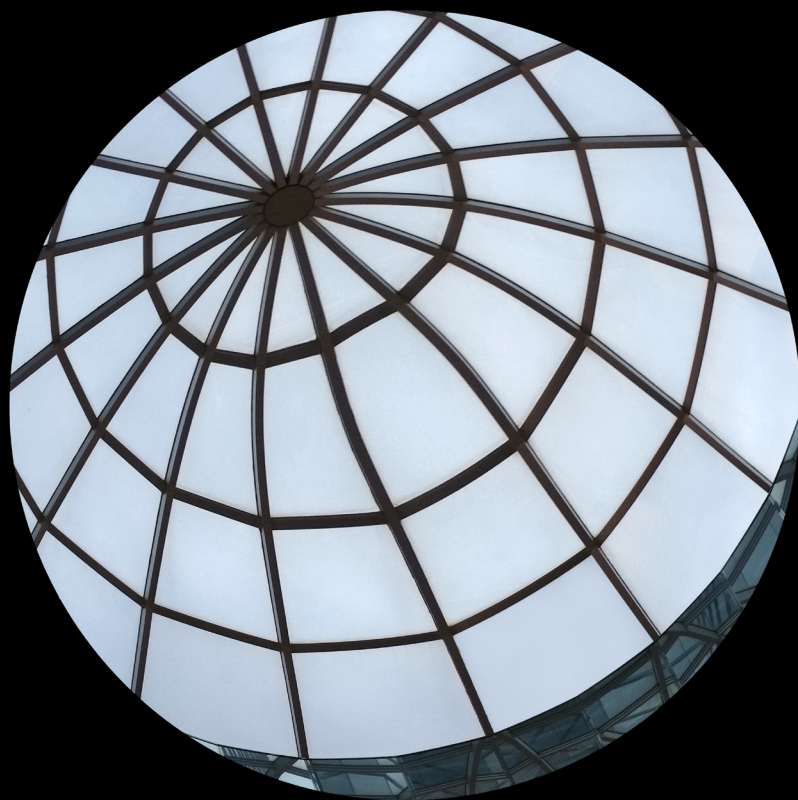


Deloitte.



**2023 インドネシア投資ガイド
Investment Window into Indonesia
(IWI)**

日本語版
デロイト・インドネシア

本ガイドは2021年12月時点で有効な法令に基づいて作成されております。また、本ガイドはインドネシアにおける各関連法規等の概要を示したものであり、全ての関係法規や実務上の取扱いを網羅したのではなく、デロイトのメンバーファームが本ガイドによって特定案件に関する専門的な見解を提供するものではありませんので、財務やビジネスに影響を与える意思決定を行う際には改めて専門家の見解を得る必要があります。専門家のアドバイスなく、本ガイドのみによる判断の結果生じた如何なる損害についても、デロイトのメンバーファームでは一切これを補償いたしかねますのでご了承ください。



目次

略語

はじめに

- A. インドネシアの概況
 - 1. 概要
 - 2. 人口分布
 - 3. 新規投資環境
 - 4. 業界の概要及び見通し
 - 5. 地域別概要
 - 6. 法律及び政治
- B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要
 - 1. 事業の開始
 - 2. ジョイントベンチャー
 - 3. 買収及び合併 (M&A)
 - 4. インフラストラクチャー
 - 5. 優れたコーポレートガバナンスの構築
 - 6. 資本市場
 - 7. 銀行業及び貸付業
 - 8. 石油・天然ガスと石炭・鉱物資源
 - 9. 知的財産権
 - 10. 個人情報保護
 - 11. 紛争の解決
 - 12. 土地制度と関連規制
 - 13. その他の事業に関連する法令
- C. インドネシアの税制
 - 1. 税務手続
 - 2. 事業に関する課税
 - 3. 個人に関する税金
 - 4. 源泉税
 - 5. 二重課税防止
 - 6. 移転価格と国際課税
 - 7. 間接税
 - 8. 税制上の優遇措置
 - 9. 法人・個人に対するその他の税制
- D. 監査及びコンプライアンス
 - 1. 会計期間
 - 2. 通貨
 - 3. 言語及び会計基準
 - 4. 監査要件
 - 5. 独立性

E. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬
2. 賃金と福利厚生
3. 解雇
4. 労働者との関係
5. 外国人の雇用

デロイトとは

コンタクト先

略語

AANZFTA	ASEAN-Australia-New Zealand FTA
AEOI	Automatic Exchange of Information
ACFTA	ASEAN-China FTA
ADB	Asian Development Bank
AHKFTA	ASEAN-Hong Kong, China FTA
AHU Online	<i>Administrasi Hukum Umum Online</i> (online public services by Directorate General of General Law Administration)
AIFTA	ASEAN-India FTA
AJ-CEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
AKFTA	ASEAN-Korea FTA
AMDAL	<i>Analisis Mengenai Dampak Lingkungan</i> (Environmental Impact Assessment)
ANDAL	<i>Analisis Dampak Lingkungan</i> (Environmental Impact Statement)
AOI	Articles of Incorporation
AP	<i>Akuntan Publik</i> (Public Accountant)
APA	Advance Pricing Agreements
APBN	<i>Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara</i> (Indonesia State Revenue and Expenditure Budget)
API	<i>Angka Pengenal Impor</i> (Import Identity Number)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement
B20	Business 20, a part of the G20 Summit
BAL	Basic Agrarian Law
BANI	<i>Badan Arbitrase Nasional Indonesia</i> (Indonesian National Arbitration Body)
Bansos	<i>Bantuan Sosial</i> (a type of social security program, usually in the form of giving staple goods)
Bappenas	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (National Development Planning Agency)

略語

BBM	<i>Bahan Bakar Minyak</i> (gasoline)
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting
BI	Bank Indonesia (Central Bank of Indonesia)
BI FAST	Bank Indonesia Fast Payment (Bank Indonesia's retail payment system)
BIK	Benefit-in-Kind
BKPM	Badan Koordinasi Penanaman Modal (Indonesia Investment Coordinating Board)
BLU	Badan Layanan Umum (Public Service Agency)
BLT	<i>Bantuan Langsung Tunai</i> (a social security program in the form of giving direct cash assistance)
BOD	Board of Directors
BOC	Board of Commissioners
BOT	Build-Operate-Transfer
BPH Migas	Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi (Downstream Oil and Gas Regulatory Body)
BPJS	Badan Penyelenggara Jaminan Sosial (Social Insurance Administration Organisation)
BPK	Badan Pemeriksa Keuangan (State Audit Board)
BPN	Badan Pertanahan Nasional (National Land Agency)
BPS	Badan Pusat Statistik (Indonesia Central Bureau of Statistics)
BPT	Branch Profit Tax
BRI	Belt and Road Initiative
BRIN	Badan Riset dan Inovasi Nasional (National Research and Innovation Agency)
BSN	Badan Standarisasi Nasional (Indonesia National Standardisation Body)
BUJKA	Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing (foreign construction company)
BUJKA RO	BUJKA Representative Office
BUJKN	Badan Usaha Jasa Konstruksi Nasional (local/national construction company)

略語

BUKU	Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha (Commercial Banks based on Business Activities)
BUMN	Badan Usaha Milik Negara (State-Owned Enterprise)
BUMD	Badan Usaha Milik Daerah (Local Government-Owned Enterprise)
BUMDes	Badan Usaha Milik Desa (Village-owned Enterprise)
BUMS	Badan Usaha Milik Swasta (Private-owned Enterprise)
CbC	Country-by-Country
CbCR	Country-by-Country Report
CFC	Controlled Foreign Companies
CEX	Certified Exporter
CIT	Corporate Income Tax
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
CN	Cetane Number (cetane rating on gasoline, mainly for diesel)
CoD	Certificate of Domicile
CoR	Certificate of Residence
CORS	Continuously Operating Reference Systems
COVID-19	Coronavirus Disease-2019, an infectious disease caused by the SARS-CoV-2 virus
CoW	Contracts of Work
CPO	Crude Palm Oil
CR	Company Regulation (Peraturan Perusahaan or PP)
CRS	Common Reporting Standard
CSR	Corporate Social (and Environmental) Responsibility
DDI	Domestic Direct Investment
DER	Debt-to-Equity Ratio
DGIP	Directorate General of Intellectual Property
DGPCR	Directorate General of Population and Civil Registration (Direktorat Jenderal Kependudukan dan Pencatatan Sipil)

略語

DGT	Directorate General of Taxes
DKI Jakarta	Special Territory of the Capital City (Daerah Khusus Ibukota) Jakarta
DPD	Dewan Perwakilan Daerah (Regional Representatives Council)
DPI	<i>Daftar Positif Investasi</i> (Positive Investment List)
DPIA	Data Protection Impact Assessment
DPO	Data Protection Officer
DPOaaS	Data Protection Officer-as-a-Service
DPR	Dewan Perwakilan Rakyat (People's Representative Council)
DSAK-IAI	Dewan Standar Akuntansi Keuangan-Ikatan Akuntan Indonesia (Financial Accounting Standards Board of the Indonesian Institute of Accountants)
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortisation
EBT	<i>Energi Baru dan Terbarukan</i> (New and Renewable Energy)
e-FIN	e-Filing Number
EFTA	European Free Trade Association
EIU	Economist Intelligence Unit
EOBD	Ease of Doing Business
EPA	Economic Partnership Agreement
ETM	Energy Transition Mechanism
EU	European Union
EV	Electric Vehicle
F&B	Food and Beverage
FCPA	Foreign Corrupt Practices Act
FDI	Foreign Direct Investment
FTA	Free Trade Agreement
FY	Fiscal Year
G20	Group of 20
GCA	Government Contracting Agency

略語

GCG	Good Corporate Governance
GDP	Gross Domestic Product
GMS	General Meeting of Shareholders
GNSS	Global Navigation Satellite Systems
GRDP	Gross Regional Domestic Product
GSP	Generalized System of Preference
GW	Gigawatt
HDI	Human Development Index
HGB	<i>Hak Guna Bangunan</i> (Right to Build)
HGU	<i>Hak Guna Usaha</i> (Right to Cultivate)
HM	<i>Hak Milik</i> (Right of Ownership)
HMSRS	<i>Hak Milik Atas Satuan Rumah</i> (Right of Ownership over Condominium Units)
HP	<i>Hak Pakai</i> (Right to Use)
HPL	<i>Hak Pengelolaan</i> (Right to Manage)
HPP	<i>Harmonisasi Peraturan Perpajakan</i> (Harmonisation of Tax Regulations)
HPTL	<i>Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya</i> (Other Tobacco Processing)
IACEPA	<i>Indonesia-Australia Comprehensive Economic Partnership Agreement</i>
IAI	Ikatan Akuntan Indonesia (Indonesian Institute of Accountants)
ICA	Indonesian Customs Authority
ICC	Indonesian Civil Code (Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)
IC-CEPA	Indonesia-Chile Comprehensive Economic Partnership Agreement
ICP	Indonesian Crude Price (regulated price of oil per barrel in Indonesia)
ICT	Information and Communications Technology
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes
IDR	Indonesian Rupiah

略語

IDX	Indonesia Stock Exchange (Bursa Efek Indonesia)
IFC	International Finance Corporation
IFRI	International Food Policy Research Institute
IIA	Institute of Internal Auditor
IICPA	Indonesian Institute of Certified Public Accountants (Institut Akuntan Publik Indonesia)
IIGF	Indonesia Infrastructure Guarantee Fund
IIF	Indonesia Infrastructure Finance (IIF)
IHSG	<i>Indeks Harga Saham Gabungan</i> (Composite Stock Price Index)
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement
IKN Nusantara	Ibu Kota Negara Nusantara (Nusantara Capital City)
ILO	International Labour Organization
IMF	International Monetary Fund
INA	Indonesian Investment Authority
IPBUJKA	<i>Izin Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing</i> (foreign construction service business entity representative business license)
IPO	Initial Public Offering
IPR	Intellectual Property Rights
IPR	<i>Izin Pertambangan Rakyat</i> (Community Mining License)
IPSKA	Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal (Issuing Agency for Certificate of Origin)
ISIC	International Standard Industrial Classification
IUJK	<i>Izin Usaha Jasa Konstruksi</i> (Construction Business License)
IUP	<i>Izin Usaha Pertambangan</i> (Mining Business License)
IUPK	<i>Izin Usaha Pertambangan Khusus</i> (Special Mining Business License)
JETP	Just Energy Transition Partnership (JETP)
JICA	Japan International Cooperation Agency
KAP	<i>Kantor Akuntan Publik</i> (Public Accounting Firm)

略語

KBLI	<i>Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia</i> (Indonesian Standard Industrial Classifications)
KBMI	<i>Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti</i> (Bank Group based on Core Capital)
KEK	<i>Kawasan Ekonomi Khusus</i> (Special Economic Zone)
KITE	<i>Kemudahan Impor Tujuan Ekspor</i> (Import Concession for Export Purposes)
KMA	Keputusan Ketua Mahkamah Agung (Head of Supreme Court Decision)
KNKG	Komite Nasional Kebijakan Governansi (National Committee on Governance)
KP	<i>Kuasa Pertambangan</i> (Mining Authorisation)
KP3A	<i>Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing</i> (Foreign Trade Company Representative Office)
KPEI	<i>Kliring Penjaminan Efek Indonesia</i> (The Clearing and Guarantee Institution of Indonesia)
KPPA	<i>Kantor Perwakilan Perusahaan Asing</i> (Foreign Company Representative Office)
KPPIP	Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas (Committee for Acceleration of Priority Infrastructure Delivery)
KPK	Komisi Pemberantasan Korupsi (Corruption Eradication Commission)
KPPU	Komisi Pengawas Persaingan Usaha (Business Competition Supervisory Commission)
KSEI	Kustodian Sentral Efek Indonesia (The Indonesian Central Securities Depository)
LCS	Limited Concession Scheme
LPG	Liquid Petroleum Gas
LST	Luxury-good Sales Tax
M&A	Merger & Acquisition
MAP	Mutual Agreement Procedure
MEMR	Ministry of Mineral and Energy Resources (Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral Indonesia)
MK	Mahkamah Konstitusi (Indonesia Constitutional Court)

略語

MLI	Multilateral Instrument
MoF	Ministry of Finance
MoLHR	Ministry of Law and Human Rights (Kementerian Hukum dan HAM Indonesia)
MoPWP Reg.	Minister of Public Works and Public Housing Regulation
MPR	Majelis Permusyawaratan Rakyat (People's Consultative Assembly)
MRT	Mass Rapid Transit
MTN	Medium Term Notes
MVS	Multiple Voting Shares
NAM	Non-Aligned Movement
NIB	<i>Nomor Induk Berusaha</i> (Business Identification Number)
NIK	<i>Nomor Induk Kependudukan</i> (National Identification Number)
NJOP	<i>Nilai Jual Objek Pajak</i> (land and building tax imposition base)
NPPBKC	<i>Nomor Pokok Pengusaha Barang Kena Cukai</i> (Licensing of Excisable Goods Entrepreneur Registration Number)
NPWP	<i>Nomor Pokok Wajib Pajak</i> (Individual Tax Number)
NTA	Net Tangible Assets
NTEB	New Economy Trading Board
NZE	Net Zero Emission
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development
OGWE	One Global Women Empowerment
OJK	Otoritas Jasa Keuangan (Financial Services Authority)
Omnibus Law	Law Number 11/2020 on Job Creation
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries
OSS	Online Single Submission
PAT	Profit After Tax
PDAM	Perusahaan Daerah Air Minum (Regional Drinking Water Company)
PDKB	<i>Pengusaha di Kawasan Berikat</i> (entrepreneur in a Bonded Zone)

略語

PDP	Personal Data Protection
PE	Permanent Establishment
PEN	<i>Pemulihan Ekonomi Nasional</i> (National Economic Recovery Program)
PERMA	Peraturan Mahkamah Agung (Supreme Court Regulation)
Permenaker	Peraturan Menteri Ketenagakerjaan (Indonesia Ministry of Manpower Regulation)
Perpres	Peraturan Presiden (Presidential Regulation or PR)
Persero	<i>Perusahaan Perseroan</i> (a state-owned limited liability company)
Perum	<i>Perusahaan Umum</i> (a public service entity wholly owned by the national government)
PIP	Pusat Investasi Pemerintah (Indonesia Investment Agency/ Government Investment Unit)
PKB	<i>Perjanjian Kerja Bersama</i> (Collective Labour Agreement)
PKLN	<i>Pinjaman Komersial Luar Negeri</i> (Offshore Commercial Loan Team)
PKP	<i>Pengusaha Kena Pajak</i> (VAT Entrepreneur)
PKPU	<i>Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang</i> (Suspension of Debt Payment Obligations)
PKWT	<i>Perjanjian Kerja Waktu Tertentu</i> (Specified Time Work Agreement)
PKWTT	<i>Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tentu</i> (Unspecified Time Work Agreement)
PLB	<i>Pusat Logistik Berikat</i> (Bonded Logistics Centre)
PLN	Perusahaan Listrik Negara (Indonesian state-owned electricity company)
PLTN	Pembangkit Listrik Tenaga Nuklir (nuclear energy power plant/ station)
PLTsa	Pembangkit Listrik Tenaga Sampah (waste-to-energy power plant/station)
PLTU	Pembangkit Listrik Tenaga Uap (steam-electric power plant/ station)
PMA	<i>Penanaman Modal Asing</i> (foreign capital investment)
PMDN	<i>Penanaman Modal Dalam Negeri</i> (domestic capital investment)

略語

PMK	Peraturan Menteri Keuangan (Minister of Finance Regulation)
PMSE	<i>Perdagangan Melalui Sistem Elektronik</i> (transactions through electronic system)
POJK	Peraturan OJK (OJK Regulation)
PP	Peraturan Pemerintah (Government Regulation or GR)
PPAT	<i>Pejabat Pembuat Akta Tanah</i> (Official Certifier of Land Deeds)
PPATK	Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan (Indonesian Financial Transaction Report and Analysis Center)
PPKM	<i>Pemberlakuan Pembatasan Kegiatan Masyarakat</i> (Community Activities Restrictions Enforcement (i.e. COVID-19-related semi-lockdown restrictions))
PPMSE	<i>Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik</i> (PMSE Providers)
PPP	Public Private Partnership
PSAK	<i>Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan</i> (Indonesian Financial Accounting Standards)
PSN	<i>Proyek Strategis Nasional</i> (Strategic National Project)
PSCs	Production Sharing Contracts
PT	Perseroan Terbatas (limited liability company)
PUPR	Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat (Indonesia Ministry of Public Works and Housing)
QE	Quantitative Easing
QRIS	Quick Response Indonesian Standard (a digital payment standard launched by Bank Indonesia)
R&D	Research and Development
RAPBN	<i>Rancangan Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara</i> (State Revenue and Expenditure Budget Bill)
RDTR	<i>Rencana Detail Tata Ruang</i> (Detailed Spatial Plan)
REX	Registered Exporter
RI	Republic of Indonesia
RKL	<i>Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup</i> (Environmental Management Plan)
RO	Representative Office

略語

RON	Research Octane Number (octane rating on gasoline)
ROPA	Record of Processing Activities
RP	Recompense Payment (uang penggantian hak)
RPJPN	<i>Rencana Pembangunan Jangka Panjang Nasional</i> (Long-term National Development Plan)
RPJMN	<i>Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional</i> (National Medium-term Development Plan)
RPL	<i>Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup</i> (Environmental Monitoring Plan)
RPTAK	<i>Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing</i> (Foreign Labour Utilisation Plan)
S&P	Standard & Poor's
SAK	<i>Standar Akuntansi Keuangan</i> (Financial Accounting Standards)
SAK ETAP	<i>Standar Akuntansi Keuangan untuk Entitas Tanpa Akuntabilitas Publik</i> (SAK for Entities that Have No Public Accountability)
SBN	<i>Surat Berharga Negara</i> (Indonesia Government Bonds)
SBSN	<i>Surat Berharga Syariah Negara</i> (Indonesian State Islamic Security)
SEZ	Special Economic Zone (Kawasan Ekonomi Eksklusif or KEK)
SEMA	<i>Surat Edaran Mahkamah Agung</i> (Circular of the Supreme Court)
SIPB	<i>Surat Izin Penambangan Batuan</i> (Authorisation Letter for Rock Mining)
SKD WPLN	<i>Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri</i> (Certificate of Domicile of Foreign Taxpayers)
SKK Migas	Satuan Kerja Khusus Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi (Special Task Force for Upstream Oil and Gas Business Activities in Indonesia)
SKPT	<i>Surat Keterangan Pendaftaran Tanah</i> (land registration certificates)
SME	Small and Medium-sized Enterprise
SMI	PT Sarana Multi Infrastruktur (Persero) (a state-owned company engaged in infrastructure project financing)
SNI	<i>Standar Nasional Indonesia</i> (Indonesia National Standard)
SoE	State-owned Enterprises

略語

SP	Severance Payment (uang pesangon)
SPC	Special Purpose Company
SPH	<i>Surat Pengungkapan Harta</i> (Asset Declaration Letter)
SPPIA	Standard for Professional Practice on Internal Auditing
SPPKP	<i>Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak</i> (Taxable Entrepreneur Confirmation Letter)
SPPL	<i>Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup</i> (Letter of Undertaking of Environmental Management and Monitoring)
SPRINT	<i>Sistem Perizinan Otoritas Jasa Keuangan</i> (Financial Service Authority Licensing System)
SPT	<i>Surat Pemberitahuan Tahunan</i> (Annual Notification Letter)
SRO	Self-Regulatory Organisation
SVP	Service Payment (uang penghargaan masa kerja)
SWIFT	Society of Worldwide Interbank Financial Telecommunication
TA	Tax Amnesty
TDP	<i>Tanda Daftar Perusahaan</i> (Company Registration Certificate)
THR	<i>Tunjangan Hari Raya</i> (Religious Festivity Allowance)
TNI	Tentara Nasional Indonesia (Indonesian National Armed Forces)
TPB	Tempat Penimbunan Berikat (Bonded Warehouse)
TPT	<i>Tingkat Pengangguran Terbuka</i> (open unemployment rate)
TRIPs	Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement
UAE	United Arab Emirates
UK	United Kingdom
UKL/UPL	<i>Upaya Pengelolaan Lingkungan dan Upaya Pemantauan Lingkungan</i> (Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts)
UNCTAD	United Nations Convention on Trade and Development
UMP	<i>Upah Minimum Provinsi</i> (Provincial Minimum Wage)
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law

略語

UNFPA	United Nations Population Fund
USA/US	United States of America
USD/US\$	US Dollar
UU	Undang-Undang (Law)
VAT	Value Added Tax (Pajak Pertambahan Nilai or PPN)
VDP	Voluntary Disclosure Program
WHT	Withholding taxes
WIBAC	Women in Business Action Council
WIPO	World Intellectual Property Organization
YoY	Year-on-Year
YTD	Year-to-date



はじめに



Selamat datang di Indonesia! (ようこそ、インドネシアへ!)

COVID-19のパンデミックの3年間、インドネシアは驚異的な回復力を示しました。2021年の同国の年間GDP成長率は、前年の-2.7%から3.7%に増加し、ASEAN諸国の中ではインドネシアの成長率はシンガポール(7.6%)、フィリピン(5.7%)に次ぐ第3位となりました。プラスの経済成長、及び政府が2021年以来経済のすべてのセクターを混乱させた国内インフレを管理する能力を示していることを背景に、インドネシアに対する世界的な信頼が高まっていることをうけ、同国は2022年末までに年間成長率5.2%を目標にしています。

インドネシア政府は、COVID-19ワクチン接種プログラムに資金を提供し、成功裏に実施するために、国家歳入歳出予算の再編成を通じて効果的な管理を示しました。さまざまな利害関係者の積極的な関与、慎重な流通管理、及び政府のセミ ロックダウン ポリシー(PPKM)と組み合わせた一貫した目標達成、PeduliLindungi モバイル アプリの支援による検査、追跡、および治療の増加が、IDR57兆8400億人規模のワクチン接種プログラムの成功の鍵となりました。その結果、インドネシア人の86%が1回目のワクチン接種、73%が2回目の接種、25%が追加接種を受けました。

インフラの連結性を構築することは、依然として同国の国家中期開発計画(RPJMN)の焦点です。2022年初頭、政府は、インドネシアの製造能力と生産量を拡大・強化するために、先端技術の利用を加速することを目指す“Industry 4.0”を導入しました。政府のもう1つの重点領域は、外国企業がインドネシアに事業を移転することを誘致する取り組みの一環としての、専用工業団地又は経済特区の継続的な開発です。

雇用創出に関する法律第11/2020号(一般にオムニバス法と呼ばれる)は、インドネシアの経済成長と投資を促進するために、より企業に優しい環境を促進することを目的としたインドネシアの法律の重要な部分です。この法律は現在も有効ですが、2021年に憲法裁判所が出した判決では、2年以内に法を通過する手続きを改正することとされています。この期間、政府は同法に由来する追加実施規則を発行することはできません。憲法裁判所が判決を下した直後、ジョコ・ウィドド大統領(「ジョコウィ」)は、現在までに制定された法律とその細則・施行規則はすべて引き続き有効であることを強調しています。ジョコウィは投資家に対し、投資環境は引き続き確保されており、政府も投資については安全性が確保されており、また保証されたものであることを堅持するとしています。

インドネシアの首都をイブ・コタ・ネガラ・ヌサンタラ (IKN) と呼ばれる東カリマンタンへ移転する待望の計画が具体化し始めています。全体の建設は2045年に完了する予定で、総費用は約486兆IDRと見積もられており、現在、推定費用5兆3000億IDRの第1段階の開発プロジェクトが開始されています。256,000ヘクタールのヌサンタラ地区は緑とスマートシティコンセプトを採用し、この大型プロジェクトには、インドネシア投資庁 (INA) を通じて2000万米ドルの資金が投じられたアラブ首長国連邦 (UAE)、知識・情報交換の分野においてインドネシア公共事業住宅省の技術協力で投資した韓国のほか、ロシア、中国、日本など複数の外国が投資に関心を示しています。台湾や韓国の民間企業も、IKNプロジェクトへの投資に関心を示しています。

2021年後半から2022年11月まで、インドネシアはG20の議長を務めました。G20は、経済および開発分野における世界的な政策の調整に焦点を当てた国際フォーラムです。G20は、19の国と1つの地域で構成される世界最大の経済大国と政治大国を代表しています。「Recover Together, Recover Stronger」の精神に基づき、インドネシア議長国は、(i) グローバルヘルスアーキテクチャの強化、(ii) デジタルトランスフォーメーション、(iii) エネルギー移行の3つの優先分野に焦点を当てました。議長国は、世界的な地政学上の緊張、食糧安全保障の危機、気候変動、世界的な健康、およびデジタルトランスフォーメーションの問題に関する52のポイントをカバーする共同首脳宣言を行い、これは、力強く、持続可能で、バランスの取れた包括的な成長の基盤となります。G20の議長国を務めることの直接的な影響に続いて、インドネシアはその開発と投資の可能性を示す機会を得ており、それは地域経済に乗数効果を生み出すことが期待されています。インドネシアが最近バリで開催したG20サミットは成功したと広く評価されているようであり、ビジネスの場としてのインドネシアの知名度を大きく高める結果となったと考えられています。

デロイトが One Global Women Empowerment (OGWE) プラットフォームを提供することで B20-G20 ダイアログをサポートしたことをお伝えできることをうれしく思います。この新しいデジタル プラットフォームは、Business 20's (B20) Women in Business Action Council (WIBAC) によって2022年8月23日に開始され、より多くの女性が主導し、参加し、拡大するのを支援することを目標に、インドネシアのグローバル経済における女性のエンパワーメントをカバーしました。ビジネスおよび経済的機会へのアクセス。B20-G20 対話では、B20 WIBAC によって策定された政策提言が強調されました。これらの推奨事項には、女性起業家に力を与え、女性のデジタル能力とリーダーシップ能力を可能にし、安全で公平な職場を促進するためのイニシアチブが含まれていました。もう1つの重要な規制イベントは、2022年10月17日に個人データ保護に関する法律番号27/2022として個人データ保護 (PDP) が公布されたことです (Undang-Undang PDP または PDP 法)。PDP 法の制定は、インドネシア共和国の管轄内外のすべての個人、公的機関、組織、または機関のデータ保護の権利を保証することを目的としています。新しい法律により、インドネシアの情報通信技術 (ICT) 部門の競争力が高まり、それによってデジタル経済の全体的な成長が促進されることが期待されます。

政府の取り組みを支援し、インドネシアへの投資を検討しているすべての人に迅速かつ明確な指針を提供するために、デロイトインドネシアの専門家チームが協働して新たに再編集した「Investment Window into Indonesia (IWI)」を紹介できることを非常に嬉しく思います。

この刊行物が全ての潜在的な投資家に広範かつインパクトのある見識を与えると、またインドネシアでビジネスを開始した瞬間にあなたを待っている多くのビジネス機会を探求する際の一助として不可欠なツールとなると信じています。この刊行物はまた英語版・中国語版・韓国語版も用意しておりますので是非ご活用ください。

Claudia Lauw Lie Hoeng

デロイトインドネシア カントリーリーダー



A. インドネシアの概況

インドネシア共和国

16,700以上の島を持つ群島国家

大統領制の共和制

民族: インドネシア人(ジャワ人40.5%、スンダ人14.5%、バタック人3.58%、スラウェシ民族3.22%、マドゥラ人3.03%、bバタウィ人2.88%、その他の民族31.59%)

言語: インドネシア語、英語(ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言

通貨: インドネシアルピア (IDR)

図1. インドネシアの地理と人口統計の概要



1. 概況

投資の観点から見たインドネシアの魅力は、良好で豊かな天然資源と戦略的な立地環境、そして、人間開発指数(HDI)で高い評価を受けている豊富な人材の組み合わせである。2021年、インドネシア中央統計局(Badan Pusat StatistikまたはBPS)は前年のHDI(71.94)からわずかに増加し72.29を達成したと報告した¹。これらの要因は、より投資しやすい環境に向けたビジネスガバナンス改革の容易さの向上と相まって、投資家にインドネシアへの投資機会を検討する前向きなシグナルを送っている。同国の活発な電子商取引の経済活動は、インドネシアにおけるミレニアル世代の起業家精神の高まりを示しており、インダストリー4.0への準備を構築するための基礎となっている。

インドネシアは300以上の民族からなる多様な群島国家であり、東南アジア最大の経済大国であり続けている。インドネシアは世界で4番目に人口の多い国であり、2021年と2022年の購買力平価という点では世界第7位の経済大国であり、東南アジア地域では唯一G 20に加盟している。インドネシアの開発目標と戦略は、現在の中期開発計画(RPJMN) 2020-2024に示されており、長期的には2045年ビジョンに反映されている。インドネシアの発展に対する現在の課題には、地政学、保健衛生、世界的な経済の不安定性が含まれるが、2022年第二四半期、インドネシアはG 20諸国の中で最も急速に成長している経済国にランクされた。インドネシアは最近まで2022年のG 20議長国を務め、新型コロナウイルス感染症後の世界的な復興を達成するために各国間の包括的な協力を推進した。

2021年以降、政府は、COVID-19期間中のインドネシアの発展と経済育成のための政府プログラムを実施するために、保健、教育、社会福祉保護を中心としたいくつかのセクターでの政府支出を優先してきた。さらに、経済は今後5年間で年平均5%増加すると予測される家計消費に支えられ続けるだろう。このため、持続的な景気回復を実現するためには、2023年度には、民間投資と消費の伸びに加え、政府支出によって刺激される純輸出の組み合わせが必要である。

図2:インドネシアの主要経済指標

指標	2019	2020	2021	2022 ^f	2023 ^f
GDP成長率(%、前年比)	5.0	-2.1	3.7	5.1 ^f	5.3 ^f
民間消費(%、前年比)	5.2	-2.7	2.0	4.9 ^f	4.4 ^f
政府消費(%、前年比)	3.3	2.0	4.2	3.2 ^f	3.0 ^f
投資(%、前年比)	4.5	-5	3.8	6.1 ^f	4.7 ^f
輸出(%、前年比)	-0.5	-8.1	24.0	6.0 ^f	3.7 ^f
輸入(%、前年比)	-7.1	-16.7	23.3	7.1 ^f	4.0 ^f
インフレーション(%、前年比)	2.7	1.7	1.9	4.6 ^f	3.3 ^f
IDR/USD為替レート(年度末)	13,982	14,158	14,343	15,255 ^f	15,439 ^f

^f 予測

Source: EIU, World Bank, Bank Indonesia

■ インドネシア経済回復の主要因

¹ Badan Pusat Statistik, 2022.

インドネシアでは、2005年から2025年までの20カ年の長期国家開発計画 (RPJPN) に基づき、2025年までに中所得国と同等の一人当たり国民所得を達成することを目標としてきた。COVID-19からの景気回復は堅調であることが証明されており、この偉業は、健全に運営されていた国家歳入歳出予算 (Anggaran Pendapatan dan Belanja Negaraまたは APBN)、成功を収めたCOVID-19ワクチン接種プログラム、PPKM、効果的な経済刺激プログラム (PEN)、社会福祉保護プログラムと対になった公衆衛生能力の拡大に資金を提供し、展開したことによるものである。この統合されたイニシアチブは、公衆衛生と経済回復の目標が一致することを保証し、最終的にPPKM措置が緩和され、蓄積されていた国内消費需要が解放された。その成果として、インドネシア政府は2021年末までに目標としていた年間GDP成長率3.7%を達成したと発表し、ASEAN諸国の中では第3位となった。

インドネシア国家開発計画省/国家開発計画庁 (Badan Perencanaan Pembangunan NasionalまたはBappenas) は、インドネシアの年間GDP成長率を2022年末までに5.2%、2023年には5.3-5.9%に達することを目標とした²。一方、世界銀行はインドネシアのGDP成長率が2022年に5.1%、2023年に5.3%に達すると予測した³。2022年4月27日、S&Pグローバル格付けは、慎重な政策がインドネシアの対外的地位を向上させ、財政健全化に向けて段階的に前進していることを評価し、インドネシアの見通しをネガティブから安定的なものに修正した⁴。しかし、S&Pグローバルの格付けは、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が報告したロシア・ウクライナ紛争の世界的な波及効果への懸念と、米国の今後2年間の金利上昇予想に同調した⁵。

(i) パンデミック後の回復の勢いを維持 (ii) ロシア・ウクライナ紛争からの波及効果、特に食糧及びエネルギーの安全保障並びに地政学的緊張のマネジメント (iii) 気候変動の緩和とデジタルトランスフォーメーションの成功 (iv) 今後2年間の金利上昇に対応した「テーパータントラム」のマネジメントは、インドネシアを含む世界に影響を及ぼす投資機会と課題のトピックとなるだろう。本節では、インドネシアのマクロ経済情勢及び2023年の見通しに関するこれまでの進展 (2022年11月) に焦点を当てる。インドネシアは、現在の世界経済のダイナミクスにかかわらず、「対外的地位を向上させ、財政健全化に向けて漸進的に前進する」ために、「歴史的に慎重な政策ダイナミクス」を継続的に実施している。

図3は、ロシア・ウクライナ紛争によって回復の勢いが鈍っている東南アジア地域の2022-2023年の経済についての世界銀行の予測の一端を示している。それにもかかわらず、インドネシアの回復力と、若年層に支えられた比較的高いHDI、自然資源へのアクセス、活気に満ちた国内市場とeコマース、そして投資を支持する政府の組み合わせによる機会は、政府と国内企業がよりグローバルなサプライチェーンに統合されることに熱心であることを意味する。世界の投資家は、特に経済特区 (KEK) で提供される投資に優しいエコシステムや、国内企業とのパートナーシップによって、国内の大規模市場により良いサービスを提供したり、グローバルサプライチェーンの一部として下流に投資を実施することで、恩恵を受ける可能性がある。

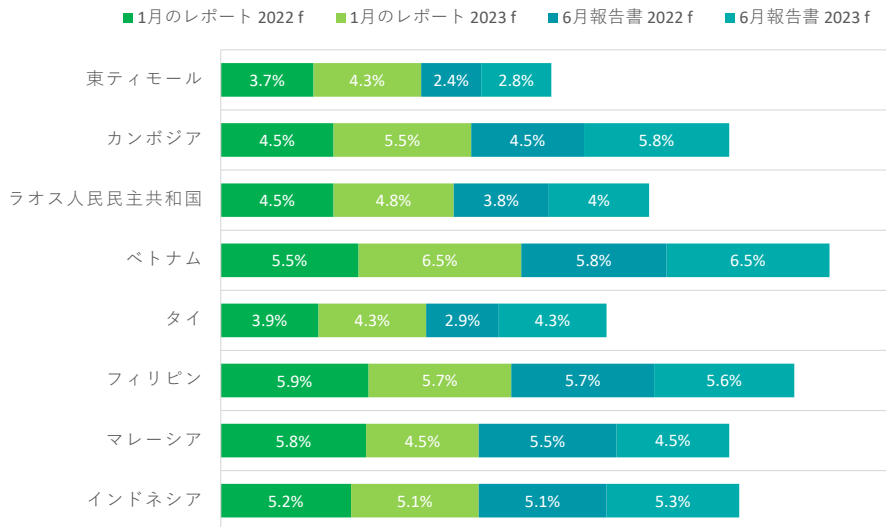
² “Bappenas Targetkan Pertumbuhan Ekonomi 5,3-5,9 Persen di 2023”. *Ekonomi.bisnis.com*. 21 April 2022.

³ “Global Economic Prospects June 2022”. World Bank. 07 June 2022.

⁴ “Indonesia Outlook Revised to Stable from Negative; BBB/A2 Ratings Confirmed”. S&P Global Ratings Direct. 27 April 2022.

⁵ “Trade and Development Report Update: Tapering in a Time of Conflict”. United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD). March 2022.

図3:世界銀行による東南アジア数カ国の2022-2023年、2022年1月、6月のGDP成長率予測レポートの比較



出典:世界銀行「Global Economic Prospects, January and June Editions 2022」

2. 2022年にインドネシアがどのように外的ショックに対応し、回復力を示したか

2022年初頭に、インドネシアでは「第三の波」のCOVID-19が発生したが、これは主に「Omicron variant」によるものであり、2022年7月に16,000人の症例が報告されてピークに達した。しかし、2021年の「第二波」が「デルタ変異株」によって引き起こされたことに比べれば、第三波は対処しやすかったものである。これらの鍵となるのは、2022年1月以降のインドネシアでのさらなる流行を予防・抑制するためのインドネシア保健省の迅速かつ戦略的な対応と、ワクチン接種プログラム（1回目と2回目の接種、追加接種）の推進にある。COVID-19の経営におけるインドネシアの成功は2022年も続き、同国の前向きな経済回復に影響を与えた。これは、人々の移動の増加、消費指数、産業部門の電力消費の増加、輸出の増加など、状況が改善していることを示す様々な指標から見られる。

医療部門がパンデミックから一貫して回復するにつれて、2022年初頭、世界はロシアとウクライナの紛争という別の外部課題に直面しなけりなかつた。この紛争は、主にエネルギー部門と食料部門において、世界中に波及効果をもたらした。ロシアとウクライナは小麦とトウモロコシの主要輸出国であり、ロシアは単独で世界第3位の石油・ガス生産国であり、ウクライナは単独でヒマワリ油の世界第1位の生産国である。現在進行中の敵対行為は、エネルギーと食料のサプライチェーンの両方を混乱させ、世界的な価格の高騰と必需品の供給不足を引き起こしている。

これらの波及効果の結果、インドネシアではエネルギーや農産物の価格が高騰した。ロシアへの石油・エネルギー制裁により、ブレント原油価格は100米ドル/バレルを超え、インドネシア原油価格（ICP）の参照価格も上昇した⁶。その結果、インドネシア政府は国内のガソリン価格を市場価格に近づけるためにガソリン価格を引き上げたが、それでもいくつかの

⁶ "Indonesia Jadi 'Tumbal' Perang Rusia vs Ukraina, Ini Buktinya". CNBC Indonesia. 04 June 2022; "ICP September 2022 Capai US\$86,07 per Barrel". Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 04 October 2022; "ICP Oktober 2022 Naik Jadi US\$89,10 per Barrel". Ministry of Energy and Mineral Resources of RI. 02 November 2022.

グレードのガソリンには補助金を出した⁷。

農産物に関しては、原油パーム油（CPO）がウクライナ情勢の影響を受けている。紛争によって、主にヒマワリ油を中心とする植物油のサプライチェーンが混乱し、生活必需品（調理）やバイオディーゼル燃料の代替供給源としてのCPOの価格と需要が国内外で上昇した⁸。

インドネシアは外務省を通じて、地域と世界の平和と安定を脅かす紛争の即時終結を求めている。ジョコウィ大統領が2022年のG 20サミットで述べたように、COVID-19紛争は世界経済の回復を遅らせ、食糧、エネルギー、金融危機のリスクを増大させた。また、ジョコウィ大統領は、世界経済の回復はロシアとウクライナの和平なしには達成できないと強調した⁹。

複数の世界的危機の中での前向きで回復力のある経済成長

COVID-19とウクライナ紛争は、インドネシアを含む国際社会に大きな課題をもたらしたことは確かである。国際通貨基金（IMF）は、世界経済の成長率が2022年には3.2%、2023年には2.7%にとどまると予測している。さらにIMFは、米国と中国の年間経済成長率は、2022年にはそれぞれ1.6%と3.2%、2023年にはそれぞれ1.0%と4.4%に達すると予測している。しかし、IMFはインドネシアの年間経済成長率を、米国や中国と比較して、2022年には5.3%、2023年には5.0%に達すると予測している。この予測は、マレーシアの2022年の予測成長率5.4%、2023年の予測成長率4.4%、タイの2022年の予測成長率2.8%、2023年の予測成長率3.7%よりも比較的高い¹⁰。IMFの世界経済見通し2022年10月版によると、世界で最もGDPが高い上位10カ国のリストにおいて、インドネシアは7位であり、ロシアのわずか1ランク下、ブラジル、英国（UK）、フランスを上回っている。

幸いなことに、2022年第一四半期以降、インドネシアは力強い経済成長と漸進的な回復を経験している。政府は、関連する利害関係者とともに、多くの分野でインドネシアの回復と安定を推進するために最大限の努力をはらってきた。インドネシアは対ロシア、対ウクライナでそれぞれ貿易収支の赤字を計上しているが、2022年7月末までにインドネシア全体の貿易収支は26か月連続で黒字を達成した。この傾向は続き、2022年9月末までに29か月連続で貿易収支が黒字となった。BPSは2022年1月から、インドネシアの2022年第一四半期の貿易収支黒字が248億8000万米ドルに達し、その後増加を続け2022年9月末までに398億7000万米ドルに達したと報告した¹¹。CPO、石炭、鉄鋼は2022年第三四半期に最も好調なコモディティ輸出となり、それぞれ89億5000万米ドル、133億1000万米ドル、63億8000万米ドルとなりインドネシアの輸出収入に貢献した¹²。その結果、インドネシアの2022年第一四半期から第三四半期の累計輸出は、2021年の同時期と比較して33.49%増加した¹³。

⁷ "Resmi Naik, Cek Harga Terbaru BBM Pertamina di Seluruh SPBU". CNBC Indonesia. 07 August 2022.

⁸ "The impact of the Ukraine crisis on the global vegetable oil market". International Food Policy Research Institute (IFRI). 03 May 2022; "Indonesia Jadi 'Tumbal' Perang Rusia vs Ukraina, Ini Buktinya". CNBC Indonesia. 04 June 2022.

⁹ "Jokowi Ungkap Debat soal Sikap G20 terhadap Perang di Ukraina Berlangsung Alot". Kompas.com. 16 November 2022.

¹⁰ "World Economic Outlook, October 2022: Countering the Cost-of-Living Crisis". International Monetary Fund. October 2022.

¹¹ "Siap-siap, Kinerja Ekspor 2023 Tertahan". Kontan.co.id. 18 October 2022.

¹² "Berita Resmi Statistik, 07 November 2022". Badan Pusat Statistik. 07 November 2022.

¹³ "Ekspor September 2022 mencapai US\$24,80 miliar, turun 10,99 persen dibanding Agustus 2022 dan impor September 2022 senilai US\$19,81 miliar, turun 10,58 persen dibanding Agustus 2022". Badan Pusat Statistik. 17 October 2022; "Berita Resmi Statistik, 17 Oktober 2022". Badan Pusat Statistik. 17 October 2022.

図4.インドネシアの2022年第一四半期から第三四半期の輸出ハイライト

輸出	輸出金額		
	項目	金額	前年同比比(%)
	輸出総額-2022年9月	248億米ドル	20.28%
	累計輸出額-2022年1月-9月	2193億5000万米ドル	33.49%
	石油・ガス総輸出額-2022年9月	13億3000万米ドル	41.80%
	石油・ガス総輸出額-2022年1月-9月	121億6000万米ドル	38.56%
	非石油・ガス輸出合計-2022年9月	234億8000万米ドル	19.26%
	非石油・ガス輸出合計-2022年1月-9月	2071億9000万米ドル	33.21%
	輸出貢献者 (2022年1月-9月)		
	セクター	金額	輸出総額に占める割合
製造業	1561億8000万米ドル	71.20%	
鉱業	216億8000万米ドル	21.68%	
石油・ガス	121億6000万米ドル	5.54%	
農林水産業	34億6000万米ドル	1.58%	
非石油・ガス輸出先上位 (2022年9月)			
輸出先	金額	輸出総額に占める割合	
中国	61億6000万米ドル	26.23%	
アメリカ合衆国	21億1000万米ドル	9.01%	
日本	21億米ドル	8.94%	
インド	1750億米ドル	7.45%	
韓国	7億9000万米ドル	3.38%	
アセアン	44億5000万米ドル	18.95%	
欧州連合	18億1000万米ドル	7.70%	
輸出上位州 (2022年1月-9月)			
州/地域	金額	輸出総額に占める割合	
西ジャワ州	293億7000万米ドル	13.39%	
東カリマンタン州	267億6000万米ドル	12.20%	
東ジャワ	189億5000万米ドル	8.64%	

出典:BPS、「Berita Resmi Statistik」、2022年10月17日

輸入については、2022年1月から9月までのインドネシアの累積輸入量は、2021年の同時期に比べて28.93%増加した。2022年1月から9月までの主要な輸入品目は、機械・機械工具・部品と機械・電気機器・部品であり、非石油・ガス輸入全体のそれぞれ15.63%、13.47%を占めた。2022年1月から9月の非石油・ガス輸入は、主に中国、日本、タイ、その他のASEAN・EU諸国からであった¹⁴。

図5. インドネシアの2022年第一四半期から第三四半期の輸入ハイライト

輸入	輸入金額		
	項目	金額	前年同期比(%)
	総輸入額-2022年9月	198億1000万米ドル	22.01%
	総輸入額-2022年1月-9月	1794億9000万米ドル	28.93%
	石油・ガス総輸入量-2022年9月	34億3000万米ドル	83.53%
	非石油・ガス輸入合計-2022年9月	163億8000万米ドル	14.02%
	非石油・ガス輸入合計-2022年1月-9月	1484億4000万米ドル	21.68%
	物品使用量に基づく輸入貢献者 (2022年1月~9月)		
	セクター	金額	輸入総額に占める割合 (%)
	消費財	1460万米ドル	8.13%
原材料・副資材	1億3846万米ドル	77.14%	
資本財	2643万米ドル	14.73%	
非石油・ガス輸入パートナー上位 (2022年1月-9月)			
パートナー	金額	輸入総額に占める割合 (%)	
中国	502億9000万米ドル	33.88%	
日本	126億5000万米ドル	8.52%	
タイ	85億2000万米ドル	5.74%	
アセアン	253億7000万米ドル	17.09%	
欧州連合	84億米ドル	5.66%	

出典:BPS、「Berita Resmi Statistik」、2022年10月17日

貿易部門で進行中のロシア・ウクライナ紛争の悪影響を緩和するための戦略の一つは、危機によって深刻な影響を受けた商品の代替品の輸出割当を増やすことである。例えば、多くのEU諸国がロシアからのエネルギー商品の輸入を禁止したため、石炭の輸出は大幅に増加した。インドネシアは代替供給国となり、EU諸国に石炭を供給している。これまでのところ、ポーランド、オランダ、イタリアがインドネシアの欧州における石炭の最大の輸出先である¹⁵。対ロシア制裁は石炭価格の急騰にもつなげた¹⁶。加えて、石油や天然ガスの輸出もインドネシアの輸出収入を牽引しており、インドネシアはこれらによる思いがけない利益の恩恵を受けている¹⁷。

¹⁴ Ibid.

¹⁵ "Gara-Gara Krisis Energi, Eropa Terus Mencincar Batubara dari Indonesia". Business Insight. 25 October 2022.

¹⁶ "Harga Batu Bara Naik 4%! Gara-gara Putin Nih...". CNBC Indonesia. 10 August 2022.

¹⁷ "Berita Resmi Statistik, 07 November 2022". Badan Pusat Statistik. 07 November 2022.

CPOについては、商業省は、CPO製品の輸出割当を増やすために輸出税を廃止するなど、価格を通常価格（1リットル当たりIDR14,000.00）に再安定させるための新しい戦略を策定し、最近実施した¹⁸。一方、市場価格の高騰に対処するため、政府は2022年9月以降、ガソリン、液化石油ガス、電気などのエネルギー関連製品に502兆IDR相当の補助金を投入し、同時に複数のカテゴリーのガソリンの価格を引き上げた¹⁹。2022年9月の時点で、政府は2070万の恵まれない家庭に直接現金支援プログラム（Bantuan Langsung TunaiまたはBLT）を提供することを約束しており、最大IDR12兆4,000億が分配されると見積もられている。インドネシアのジョコウィ大統領によると、BLT 資金は 2022 年 9 月から 4 か月間提供され、エネルギー補助金の受給者がより対象を絞ったものになり、人々の購買力が高まるはずである²⁰。

図6. ウクライナ紛争勃発前後のジャカルタのガソリン価格比較（IDR/リットル）

ガソリンの種類 (Pertamina)	2022年1月		2022年8月		2022年9月	
	Pertamina	市場価格	Pertamina	市場価格	Pertamina	市場価格
Pertalite (RON 90)	7,650	11,850	7,650	17,195	10,000	10,900- 15,320
Pertalite (RON 90)	9,000	11,900- 12,040	12,500	17,300- 17,500	14,500- 15,200	15,400- 16,470
Pertamax Turbo (RON 98)	12,000	12,790	17,900	18,520	15,900- 16,600	16,510
Dexlite (CN51)	9,500	11,990	17,800	19,280	17,100- 18,110	18,310

*市場価格は、民間のガソリンスタンドで同じRONのガソリン価格に基づいている。

- 国からの補助金を受ける
- 国の補助を受けない

出典:Kompas.com, CNBCインドネシア

インドネシアの2022年第1四半期のGDP成長率は5.02%に達し、2022年第2四半期までに5.44%に成長し続けた。これは2021年第3四半期以降の一貫した成長を示している。スリ・ムリヤニ財務大臣によると、インドネシアは、世界経済の潜在的な不況に直面している中で、力強く回復力のある経済を持っている。これは、以下のようないくつかの指標から見ることができる。(1) 政府、BI、世界銀行、IMF、ADBが予測した2022年と2023年のインドネシアのGDP成長率 (2) 家計消費と産業生産性におけるプラスの傾向 – 高いレベルの流動性とプラスの消費者信頼感指数を反映 (3) 産業部門の生産の増加 (4) インドネシアの総合株価指数 (Indeks Harga Saham GabunganまたはIHSG) の年初来のプラス傾向²¹。

2022年11月上旬には、インドネシアの第3四半期のGDP成長率は前年比5.72%であることが明らかになり、2022年第1四半期以来のプラス成長傾向が続いている。これは、商業省とインドネシア銀行の5.7%と5.5%以上というGDP成長率予測と一致している²²。インドネシアの経済回復の主な原動力は、主に家計消費と流動性にあり、PPKM、旅行、イベント開催の制限の緩和によって大幅に回復した。2022年第二四半期に限定すると、同四半期

¹⁸ "Ini Strategi Mendag Zulhas Kerek Harga Tandan Buah Segar Kelapa Sawit". Kompas.com. 03 August 2022.

¹⁹ "Pemerintah Sesuaikan Harga BBM, Menkeu Sampaikan Anggaran Subsidi Energi Tetap Naik". Ministry of Finance of RI. 03 September 2022.

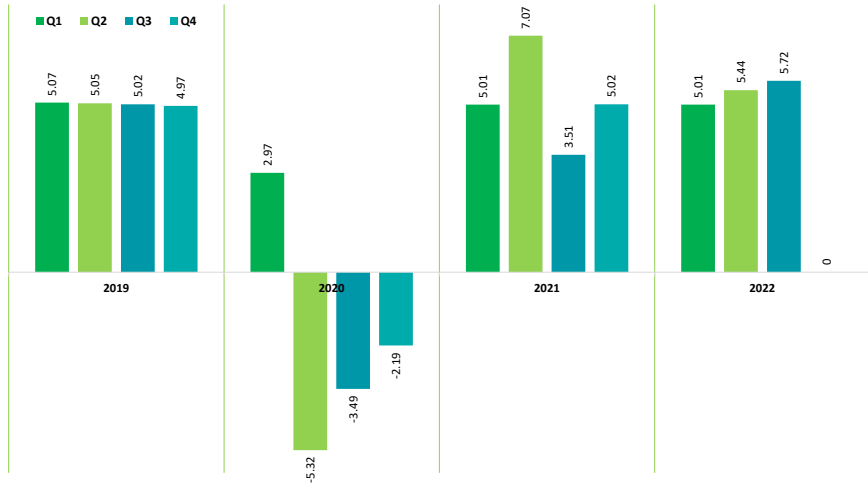
²⁰ "Pemerintah Putuskan Pengalihan Subsidi BBM untuk Bantuan Tepat Sasaran". Ministry of Communication and Informatics of RI. 04 September 2022.

²¹ "Menkeu: Ekonomi RI Kuat Hadapi Krisis Global". Investor Daily. 20 October 2022.

²² "Anti Resesi! Ekonomi Indonesia Kuartal III-2022 Tumbuh 5,72%". CNBC Indonesia. 07 November 2022.

の経済成長は、イード・アル・フィットル（イドゥル・フィットリ）祝典による個人消費の増加によって補われた。2022年第三四半期、BPSはすべての交通機関で乗客数の増加を記録し、外国人観光客の数も大幅に増加した。一方、家計消費は、特に社会経済的中流上位の所得層における人々の流動性と支出の増加により、前年比で5.39%増加した。第3四半期の主要な成長要因は家計消費であり、GDP成長率5.72%に2.81%寄与した。

図7. インドネシアの2019-2022年四半期GDP成長率比較（単位:%）



出典:Badan Pusat Statistik (BPS)

慎重な財政・金融戦略で外的ショックを吸収

APBNは、インドネシアの経済回復に重要な役割を果たすもう一つの重要な要素である。APBNは、COVID-19やウクライナ紛争などの対外危機に対応する「ショックアブソーバー」として機能している。大統領規則（Peraturan PresidenまたはPerpres）No.98/2022で規定されているように、国家支出の予算は3106兆IDRであり、歳入目標は2266兆IDRである。政府はAPBNに対して、主に社会福祉保護、健康、教育を対象としたいくつかの支出優先事項を持っている。社会福祉保護には、社会的援助（バントュアン・ソシアルまたはバンソスなどによる）やエネルギー商品（ガソリン、電気、LPG）に対する補償と補償が含まれる。さらに、財務大臣によると、政府は残りのAPBN予算を、主にbansosまたはその他の社会保障プログラムを通じて、インドネシアの労働集約型産業で発生している大量解雇の影響を防止および軽減するために割り当てる予定である²⁴。

上記の優先事項に加えて、政府支出は国家戦略プロジェクトや国家経済回復（Pemulihan Ekonomi NasionalまたはPEN）プログラムにも割り当てられている。国家経済回復プログラムは、2020年に開始された、COVID-19の健康と経済の回復を目的としたプログラムである。財務大臣は、健康回復支出の削減は、COVID-19の症例が減少しており、より管理しやすい状態にあることを示していると考えている²⁵。

²³ "Berita Resmi Statistik, 07 November 2022". Badan Pusat Statistik, 07 November 2022.

²⁴ "Pertumbuhan Ekonomi Kuartal III di Atas 5,5%". Investor Daily, 04 November 2022.

²⁵ Ibid.

インドネシアの景気回復は、金融セクターに楽観的な見方をもたらした。投資省/投資調整委員会 (Badan Koordinasi Penanaman ModalまたはBKPM) のデータに基づくと、2022年第一四半期から第三四半期にかけて、インドネシアにおける外国直接投資 (FDI) は479兆3,000億IDR (約306億米ドル) であり、インドネシアの投資実現の約53.7%を占めていた。2022年第一四半期から第三四半期までの投資実現-国内直接投資 (DDI) とFDIの合計は892.4兆IDR (約569億米ドル) で、2021年の同時期と比較して35.3%増加し、国家中期開発計画 (RJPMN) に含まれる2022年の投資実現目標 (IDR1,200兆、約765億米ドル) の74.4%を占めた²⁶。

図8. インドネシア2022年第一四半期から第三四半期の投資実現ハイライト (単位:IDR兆)

	Q1	Q2	Q3	Q1-Q3 Total	2022 Target	Q1-Q3 as % of Target
DDI	135.2	139	138.9	413.1	572.4	72.2%
FDI	147.2	163.2	168.9	479.3	627.6	76.4%
Cumulative Total	282.4	302.2	307.8	892.4	1,200.0	74.4%

出典: BKPM, 2022

インドネシア財務省によると、最近の米連邦準備理事会の「タカ派」政策イニシアティブは新興市場経済国への資本流入に影響を与え、インドネシアの国債 (Surat Berharga NegaraまたはSBN) からの資本流出にわずかに影響を与えているほか、ルピアが米ドルに対してやや下落する結果をもたらした。財務省は、国債の資本流出がインドネシアの通貨安定に影響を与えなかったことを強調している²⁷。幸いなことに、インドネシア国債の需要は、2022年第1期に資本流出を経験したにもかかわらず、着実に増加した。これは、インドネシア中央銀行が2022年8月と10月に発表した消費者信頼感指数 (Indeks Keyakinan Konsumen) 調査で120を超えるスコア (楽観的) となったことから、外国人投資家の信頼感が回復したことを示し、他方、ルピア相場は比較的安定していることを示している²⁸。2022年10月20日のタイバーツ (12.23%)、マレーシアリンギット (11.86%)、インドルピー (10.20%) など、他の新興国経済通貨と比較して、ルピアは8.62%しか下落していない²⁹。さらに、インドネシア中央銀行によると、2022年10月下旬現在のインドネシアの外貨準備高は1308億米ドルと高止まりしており、5.8か月分の輸入または5.6か月分の輸入に加えて政府の外貨建て債務の支払いを加えた資金調達に相当する³⁰。

2022年12月の時点で、インドネシア中央銀行は、インドネシアの現在の5.42%というインフレ率は安定しており、管理可能であると強調している。前月のレートは5.71%であった。前月比の低下には、不安定な食品価格や、より管理可能なガソリン価格の要因がある。インドネシアの物価上昇率は、タイ (5.98%)、インド (6.8%)、フィリピン (7.7%) などの新興国と比べると、まだ比較的低い³¹。インドネシア中央銀行は、金融政策を柔軟に運用し、インフレ率を安定させる上で重要な役割を果たしてきた。政策手段の一つは、量的緩和 (QE) を大量の流動性をインドネシア経済に注入することであり、負担分担政策と呼ばれ

²⁶ "Realisasi Investasi PMA & PMDN Triwulan III (Juli-September) 2022". Ministry of Investment/Indonesia Investment Coordinating Board (BKPM) of RI. 24 October 2022.

²⁷ "Perekonomian Domestik Masih Menunjukkan Tren Positif di Tengah Ketidakpastian Global". Ministry of Finance of RI. 27 July 2022.

²⁸ Index score > 100: optimistic; Index score < 100: pessimistic based on "Laporan Survei Konsumen - Oktober 2022". Bank Indonesia. 08 November 2022.

²⁹ "Rupiah Melemah, Sri Mulyani: Masih Lebih Baik dari Malaysia dan Thailand". Kompas.com. 03 November 2022.

³⁰ "Cadangan Devisa Oktober 2022 Tetap Tinggi". Bank Indonesia. 07 November 2022.

³¹ "Inflasi November 2022 Terkendali dan Masih Berada di Bawah Prakiraan Awal". Bank Indonesia. 01 Desember 2022.

ている。インドネシア銀行は、インドネシア国債(SBN)のスタンバイバイヤーとして政府を支援してきた³²。

したがって、長期的な景気回復の恩恵を受けるためには、インフレ率を管理可能な状態に維持することが政府にとって不可欠である。政府は、不確実な世界経済状況に耐えることができる「慎重で柔軟で日和見主義的な」JAPBNの原則を支持し、世界的な危機に対するショックアブソーバーとして引き続きAPBNを活用していく³³。さらに、財務大臣は2023年には、COVID-19はAPBNの優先事項に含まれないと発表した。代わりに、新型コロナ医療支出以外の医療費に焦点が移り、医療部門全体の予算が2022年の133兆IDRから2023年には168兆4000億IDRに増加する。教育部門はAPBN全体の予算から割り当てられた予算の20%を受け取る³⁴。エネルギーとF&B商品に対する補助金は2023年も継続される予定である。しかし、2022年のG20議長国首脳宣言では、メンバーは化石燃料ベースのエネルギーに対する補助金を定期的に削減して、グリーンエネルギーへの移行を促進することに合意した³⁵。さらに、大臣はまた、人的資源とインフラ開発に焦点を当てることは、インドネシアが2045年の中所得国の罫を突破するための4つの重要な戦略のうちの2つであると述べた³⁶。

課題を克服し、長期的な利益を得る機会をつかむ

インドネシアの2045年までの長期的な経済変革の目標には、インダストリー4.0に備えるための労働力の再訓練によるインドネシアの人的資本の向上、インドネシアの全体的な国際競争力の向上、インドネシアの脱工業化の逆転が含まれている。これらの目標は、インドネシアの年齢構成の変化による人口ボーナスを利用することを目的としている。これにより、人口が生産年齢層に集中するようになり、その結果、一人当たりの所得がより高い水準に引き上げられる可能性が生まれる。国連人口基金 (UNFPA) は、この機会が得られるのは2020-2030年の期間のみ利用可能であると推定している。

COVID-19の感染者数が減少し、例年よりも管理しやすい状態になったことで、同国は中所得国の罫から脱するという2045年の目標を達成するため、経済回復の軌道に戻ることにより注力している。しかし、財務大臣Sri Mulyaniは、いくつかの外部要因がまもなくインドネシアに課題をもたらす可能性があると警告した³⁷。第一に、先進国、主に世界経済に高い影響力を持つ国からの波及効果である。このような不確実な世界経済の中で、国内経済や規制の変更、及び経済状況に関するいかなる決定も、他国の経済に影響を与える可能性がある。例えば、米国の経済状況や金利引き上げの決定は、世界のインフレ率に一定の影響を与えている。

世界経済の先行きは、今後数年間は不透明な状況が続く可能性がある。2022年10月下旬、インドネシアのいくつかの企業、特に労働集約型産業は、2023年の景気後退の可能性に直面しており、大量解雇のリスクが高くなっている。これを受けて政府は、残りの2022 APBNから社会保障補助金やインセンティブを追加支給するなど、レイオフの悪影響を緩和するための政策を策定した。一方、この問題を解決するために、労働省、下院、インドネシアの企業・労働組合の代表者、その他の利害関係者、この問題を解決するために対話を行っている。労働省は、大量レイオフの防止に関する労働省通達SE-907/MEN/PHI-PPIH/X/2004に規定されているように、大量解雇の可能性を減らすために、管理職以上の

³² "Inflasi RI Aman Meski BI Nyuntik Rp 800 T, Apa Rahasianya?". CNBC Indonesia. 24 June 2022; "BI 7-Day Reverse Repo Rate Naik 50 bps Menjadi 4,75%: Sinergi Menjaga Stabilitas dan Momentum Pemulihan". Bank Indonesia. 20 October 2022.

³³ "Presiden Jokowi Pimpin Rapat Finalisasi RAPBN 2023". Cabinet Secretariat Republic of Indonesia. 09 August 2022

³⁴ Ibid.

³⁵ "KTT G20 Minta Subsidi BBM Dihapus, Ini Langkah-langkah RI". CNBC Indonesia. 28 November 2022.

³⁶ "Sri Mulyani Beberkan 4 Strategi RI Keluar dari Middle Income Trap". Kompas.com. 04 August 2022.

³⁷ "Sri Mulyani Warning Masyarakat RI: Waspada! Hal-Hal Ini". CNBC Indonesia. 08 August 2022.

従業員の給与や手当の削減、残業手当の削減、労働時間の短縮など、必要な措置を講じるよう企業に奨励している³⁸。

第二に、地政学的緊張である。現在進行中のウクライナ紛争が世界経済に混乱をもたらしていることから明らかなように、地政学的緊張がこれ以上高まると、特に経済大国を巻き込んだ場合、世界経済の現状が悪化する可能性がある。非同盟運動 (NAM) の創設者の一人として、また独立した積極的な外交政策により、インドネシアは地政学的緊張を慎重に乗り切ることができる。

第三に気候変動である。インドネシア中央銀行は、気候変動とインフレの関連性を強調した。気候変動は、生産から流通まで、農業部門のあらゆる側面に損害を与える³⁹。例えばインドネシアでは、気候変動が同国のインフレ率に影響を与えている。悪天候により、エシャロットやトウモロコシなどのいくつかの農産物のサプライチェーンが混乱し、これら2つの農産物の価格が高騰している⁴⁰。そのため、インドネシア中央銀行は、インドネシアのインフレ率を安定させるためには気候変動への対応が重要であると強調した。

最後に重要なことだが、デジタル変革はインドネシアにとって課題となる可能性がある。大国であるインドネシアは、刻々と変化するグローバルなダイナミクスに慎重になり、デジタルトランスフォーメーションを慎重に開始する必要がある。

気候変動に対処するため、インドネシアはパリ協定を批准し、2030年までに国内の炭素排出量を最大41%削減することを約束している。2022年8月、Bappenasはインドネシア初のグリーンエコノミーインデックスも発表した。この具体的な手段を用いて、Bappenasはグリーン経済の変革を達成するためのインドネシアの進捗状況を評価することを目指している⁴¹。加えて、最近の一連のG 20会議において、インドネシアはクリーンで再生可能なエネルギーへの移行というビジョンを導入し、気候変動に対処するために各国がブラウンエネルギーからグリーンエネルギーへ移行することを促進し奨励した。さらに2022年の議長国期間中に、インドネシアは他のG 20メンバー国とともに、グリーンエネルギー移行のための資金調達スキーム、すなわち公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETP) を形成することに合意した⁴²。

一方、金融システムにおけるグローバルなデジタルトランスフォーメーションの影響に対処するため、QRIS、電子化、BI FAST (Bank Indonesia-Fast Payment or retail payment system)、インドネシア-マレーシア-シンガポール-フィリピン-タイ間のクロスボーダー決済のための協力、規制改革などを通じて、景気回復を加速させるためのデジタル決済を促進する戦略が採用されている⁴³。

外国直接投資の実現

発展途上国として、海外直接投資 (FDI) は重要な資本源であり、国の経済を刺激するための資産、管理、技術の移転を通じて国家の発展に貢献している。2021年には、西ジャワ州の FDI が 52 億 2000 万ドル (州別の FDI 実現額の 17%) で首位に立ち、続いて DKI ジャカルタが 33 億 3000 万ドル (11%) であった。図 9 に示すように、2022 年第 1 四半

³⁸ "Upah Minimum 2023 Naik di Tengah Bayang-bayang Badai PHK akibat Resesi". Kompas.com. 09 November 2022.

³⁹ "Bi: Perubahan Iklim Harus Diatasi untuk Menjaga Inflasi". Republika.co.id. 09 August 2022.

⁴⁰ Ibid.

⁴¹ "Transformasi Ekonomi, Bappenas Luncurkan Indeks Ekonomi Hijau". Investor.id. 10 August 2022.

⁴² "RI Dapat Dana Transisi Energi dari G20 Rp 300 Triliun, Pegiat Lingkungan Soroti soal Pensiun Dini PLTU Batu Bara". Kompas.com. 16 November 2022.

⁴³ "Gubernur BI Beberkan Tiga Strategi Hadapi Perlambatan Ekonomi Global". Investor Daily. 18 October 2022; "Mimpi Jokowi Terwujud! Belanja di 4 Negara Bisa Pakai Rupiah". CNBC Indonesia. 14 November 2022.

期から第3 四半期の FDI の実現については、中央カリマンタンがリードし、西ジャワがそれに続いた。投資額は 93 億 9000 万ドルで、香港が 46 億 1000 万ドルでこれに続いた。2021年の最大の投資は、基礎金属、金属製品、非機械および機器で、その価値は69 億7000万米ドル、または直接投資全体の21%であった。図 10 と 11 に示すように、これらの条件は 2022 年第 3 四半期まで大きく変化しなかった。

図9:州別FDIの状況 (単位:百万米ドル)

地域	2021		2022 (第一四半期-第三四半期)	
	投資金額	割合	投資金額	割合
スラウェシ中部	2,718	9%	5,135	15%
西ジャワ州	5,218	17%	4,649	14%
北マルク	2,820	9%	3,275	10%
DKIジャカルタ	3,331	11%	3,071	9%
リアウ州	1,921	6%	2,503	7%
バンテン	2,190	7%	2,301	7%
東ジャワ	1,849	6%	2,171	7%
中部ジャワ	1,466	5%	1,869	6%
その他の国	9,580	31%	8,424	25%
総投資額	31,093	100%	33,398	100%

出典:BKPM, 「Realisasi Investasi PMA&PMDN Triwulan III 2022」、2022年10月24日

図10:国別FDIの状況 (単位:百万米ドル)

投資元	2021		2022 (第一四半期-第三四半期)	
	投資金額	割合	投資金額	割合
シンガポール	9,390	30%	10,543	32%
中国	3,160	10%	5,187	16%
香港	4,609	15%	3,915	12%
日本	2,263	7%	2,769	8%
マレーシア	1,364	4%	2,218	7%
USA	2,537	8%	2,124	6%
韓国	1,640	5%	1,666	5%
オランダ	1,762	6%	1,097	3%
その他の国	4,367	14%	3,881	12%
総投資額	31,093	100%	33,398	100%

出典:BKPM, 「Realisasi Investasi PMA&PMDN Triwulan III 2022」、2022年10月24日

図11:セクター別FDIの状況(単位:百万米ドル)

セクター	2021		2022 (第一四半期-第三四半期)	
	投資金額	割合	投資金額	割合
卑金属、金属製品、非機械及び設備	6,974	22%	8,465	25%
鉱業	3,817	12%	3,482	10%
電気・ガス・水道	2,939	9%	3,045	9%
化学薬品工業	1,657	5%	2,709	8%
運輸・倉庫・通信	3,159	10%	2,613	8%
住宅・工業団地・オフィスビル	2,186	7%	2,279	7%
食品産業	2,337	8%	1,937	6%
その他	8,024	26%	8,870	27%
総投資額	31,093	100%	33,398	100%

出典: BKPM, 「Realisasi Investasi PMA&PMDN Triwulan III 2022」、2022年10月24日

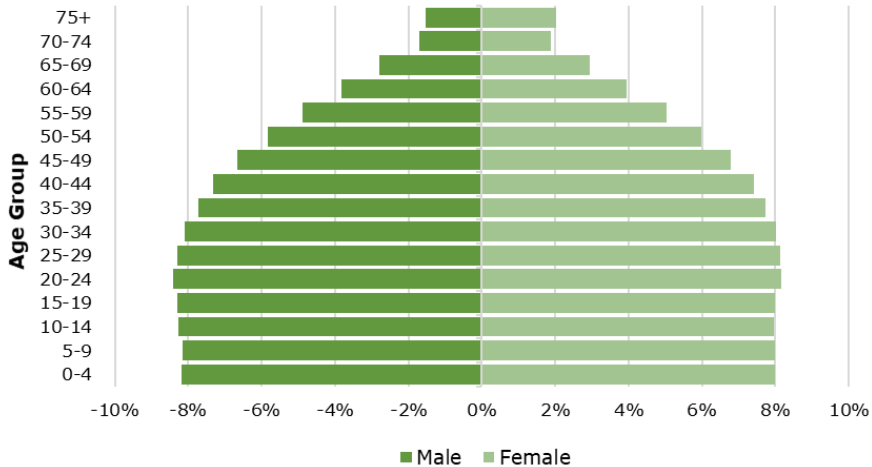
2. 人口統計

インドネシアは38の州で構成され、16,700個の島々と約2億7,500万人の人口を有し、人口は世界第4位である。2億7,500万人の人口によるアドバンテージとしては以下の点が挙げられる。

- 人口の66.5%以上が15歳から65歳であることから、従属人口指数が低く、高い識字率をもった労働人口が非常に多いこと
- 人口の約56%が都心部に住んでいること
- インドネシアの人口は東南アジア(ASEAN)の10ヶ国全体の40%を占めていること

BPSによると、2021年に68.08%を記録したインドネシアの労働力率は、2022年8月には69.06%に達し、COVID-19時代に記録された最高の労働力率となった。経済が着実に回復していることから、失業率(ティンカット・ペンガングラン・テルプカ・TPT)は2021年の同時期の6.49%から2022年8月には5.86%に低下した。雇用率は農業、貿易、製造業、F&B、運輸・倉庫業で高くなっている。インドネシアはまた、急速に消費力を増しており、大きな消費基盤を持っている。インドネシアでは中所得者層が増加しており、年間約700万人が中間所得者層に入ると見込まれている。

図12: 2021年 年齢と性別ごとのインドネシアの人口



出典: BPS, 2022

3. 新規投資環境

インドネシア経済の成功は主として中所得者層の増大と安定的な経済成長に起因する。インドネシア財務省によると、インドネシアの対GDP 債務比率は、2022年9月30日に39.3%に達し、IMFの予測に基づく2022年末までに42.71%にとどまる見込みである。しかし、政府はインドネシアの債務の対GDP比を2022年末までに40%以下に抑えることを目標としている。これはIMFの予測よりも低く、国家財政に関する法律第17/2003号の上限であるGDPの60%を下回る水準である。

2019年の30.50%から36.62%に増加しているが、ミャンマー(39.3%)、ラオス(67.98%)、マレーシア(67.5%)、フィリピン(47.07%)、タイ(46.62%)を含む複数のASEAN諸国で最も低い水準と考えられている。

インドネシアは高い評価を獲得し続けており、2001年には世界金融危機以来初めてインドネシア国債が3つのメジャーなグローバル評価機関全てから投資適格として格付けされた。スタンダード&プアーズ(S&P)はインドネシア国債の格付けを2017年5月にBBB-/stableに引き上げ、2018年はその格付けを維持、2019年5月にはさらBBB/stableに引き上げている。しかし、COVID-19のパンデミックの中で、2020年4月に見通しをNegativeに修正した。2021年4月段階では、S&Pはインドネシア国際の格付けをBBBに据え置いている。これらの評価はインドネシアのグローバルな経済危機に対する回復力、政府及び外部の信用改善、そして国内の改革に対する政治問題への対応力が反映されている。

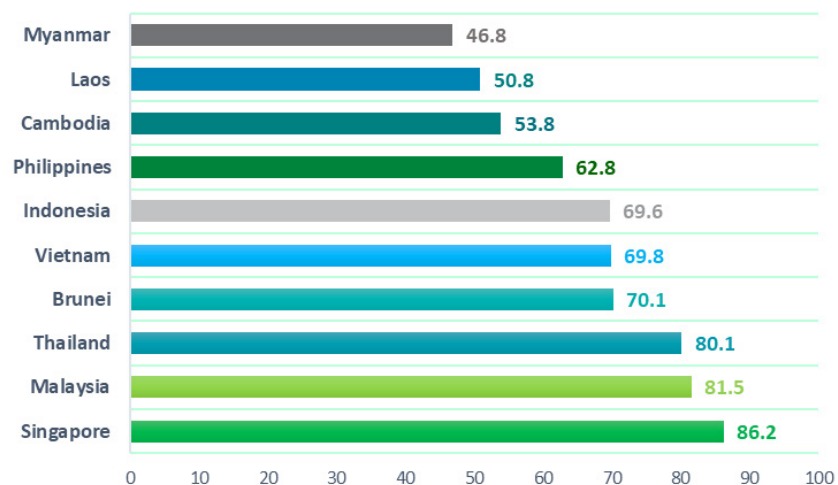
図13:インドネシア国債信用格付け

格付機関	格付	見通し	日付
Fitch rating	BBB	Stable	June 2022
Moody's	Baa2	Stable	February 2022
Standard and Poor's	BBB	Stable	April 2022

Source: 財務省 (2021), インドネシア銀行Press Release (2021), Reuters.com⁴⁴

2020年にインドネシアはASEAN諸国でのビジネス環境ランキング(Ease of Doing Business (EODB))で6位にランクされ、スコアは69.6であった。同年、シンガポールは86.2点で1位となった。下表は、それぞれのインデックススコアに基づいて、すべての東南アジア諸国のEODBランキングを示している。

図14: 2010年-2019年の東南アジア諸国のビジネス環境ランキング (EODB) 推移



Source: Statista, 2021

4. 業界の概要と機会

インドネシアは、すべての主要部門が重要な役割を果たす、バランスの取れた経済国です。農業は歴史的に雇用と生産の両面で支配的なセクターであった。また、インドネシアには広大な鉱物資源があり、過去40年にわたり採掘が行われ、鉱業部門はインドネシアの国際収支に重要な貢献をしています。

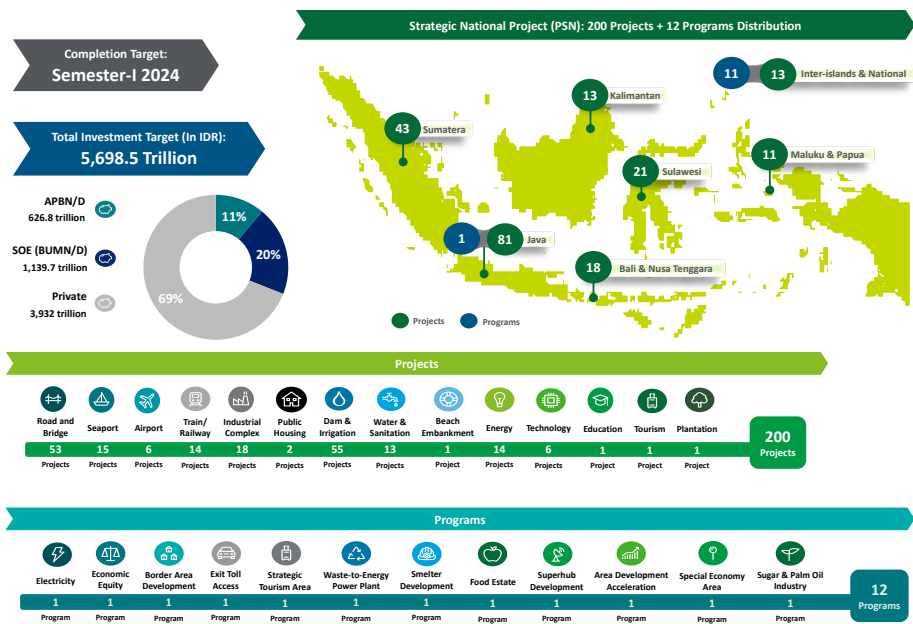
インドネシアは多様化した貿易経済を持っています。2022年(1月~9月)には、製造業が同国の最大の輸出国であり、次いで石炭などの鉱業製品、石油・ガス製品、農林水産物の順となっています。しかし、最近の商品価格の下落により、インドネシアは貿易戦略を再編し、付加価値の高い産業やインフラ整備に一層注力する必要があります。さらに、政府は国内消費用の主要商品の生産を増やし、輸入品(特に小麦)への依存度を下げることが計画しています。

⁴⁴ "Update 1-Moody's warns Indonesia COVID-19 surge threatens fiscal plans, rating," www.reuters.com, 19 July 2021

インフラストラクチャー分野

ジョコウィ政権は、列島全体の接続性を向上させ、インドネシアの西部と東部のバランスのとれた成長を促進することを目指しています。政府は、高い物流コストを削減するため、西と東の島々を結ぶ主要な通路にある海港を通じてインドネシア列島を結ぶ「海上有料道路」構想を導入しています。さらに、政府はジャワ島だけでなく他の島々にも、より多くの公道、有料道路、空港、海港、鉄道、発電所、エネルギー複合施設、産業複合施設、ダム、水・衛生、農業インフラ、通信インフラ、公共交通モードの建設を目指しています。これらのプロジェクトは、ジョコウィ政権の国家戦略プロジェクト(Proyek Strategis Nasional, PSN)の一部であり、KPIIP(Komite Percepatan Penyediaan Infrastruktur Prioritas)が管理する200の公共インフラプロジェクトと12のプログラムで構成されている。2022年第1学期末までに、858兆ルピアを投じた130以上のプロジェクトが完了し、2024年第1学期までに70のプロジェクトが完了する予定です。

図 15:インドネシアの戦略的国家プロジェクト(PSN) 2022年



Source: Coordinating Ministry for Economic Affairs of RI Regulation No. 9 2022 and KPIIP Semester 2 2021 Report

2022年7月から8月にかけて、インドネシアのジョコウィ大統領は、ロシア、ウクライナ、中国、日本、韓国への複数の国賓訪問を実施しました。ロシアとウクライナの和平交渉の促進に加え、インドネシアは中国、日本、韓国と、主に電気自動車(EV)、グリーン開発・技術、インドネシアのインフラに関する貿易・投資機会について協議しました。韓国がIbu Kota Negara Nusantaraプロジェクトに関心を示す一方で、インドネシアと中国はグローバル・マリタイム・フルクラムとベルト&ロード・イニシアティブ(BRI)協力を拡大しました。グローバル・マリタイム・フルクラムとBRIの成果であるジャカルタ-バンドン高速鉄道は、遅延の時期を経て、2022年8月に建設を継続しました。インドネシアは、世界で初めて中国の高速

鉄道カプセルを導入した国となった。2022年9月の時点で、ジャカルタ-バンドン間の高速鉄道は85%完成していた。一方、インドネシアと日本は、3つの国家戦略プロジェクトのインフラ整備を完了させることに合意した。ジャカルタ大量高速鉄道(MRT)延伸、西パプア産業団地開発、パティンバン港・有料道路アクセス拡張の3つの国家戦略プロジェクトのインフラ整備を完了することに合意しました。

インドネシアの日本とのインフラ協力は、2022年のG20首脳会議でさらに議論され、インドネシアはいくつかの国家代表(特に米国、中国、日本、トルコ、EU、オーストラリア)と二国間対話を行い、インフラ協力、ロシア・ウクライナ紛争の解決、経済問題、教育、貿易、防衛、グリーンエネルギー移行に関する話題が話し合われました。インドネシアは議長国として、インフラ整備を中心に数カ国との協力関係を築くことに成功しました。英国と韓国は、ジャカルタMRTのインフラ整備に参加することに合意し、日本とともにプロジェクトを完成させた。一方、インドネシアは公共事業・公共住宅省を通じて、トランス・スマトラ有料道路プロジェクトの開発のためにトルコとの協力も確保した。

新州都イブ・コタ・ヌサンタラ・プロジェクト

政府の国家戦略プロジェクトに新たなプロジェクトが追加された--IKNまたはIbu Kota Negara Nusantaraと呼ばれる新州都プロジェクトである。IKNプロジェクトは、ジョコウィ第2次政権によって2019年に初めて導入され、2045年の完成を目標としています。東カリマンタンに位置し、政府はIKNをインドネシア政府の中心であると同時に「インドネシアのスーパーハブ」にすることを想定しています。面積は256,000ヘクタールで、グリーンシティとスマートシティのコンセプトを採用する予定です。2022年8月下旬、公共事業・住宅省(Pekerjaan Umum dan Perumahan Rakyat, PUPR)はIKNの第1期開発を開始し、5兆3000億ルピアの19プロジェクトで構成される。IKN機構によると、プロジェクト全体では2045年までの間に約486兆ルピアの資金が使用される予定で、政府は外国からの投資を大いに歓迎しています。



2022年9月現在、BKPMは、IKNプロジェクトに投資し、IKNの開発のためにインドネシア政府と協力する政府系および民間アクターが複数存在すると述べています。アラブ首長国連邦(UAE)だけでも、インドネシア投資庁(INA)を通じてIKNプロジェクトに2,000万米ドルを投資しています。韓国は、韓国の国土交通省とインドネシアの公共事業・住宅省の間で、知識・情報の交換、専門家の派遣、プロトタイププロジェクト、能力開発などに関する技術協力を行っています。一方、ロシア、中国、日本、そしてフォックスコン(台湾)、浦項製鉄(韓国)、LG(韓国)などの民間企業は、IKNプロジェクトへの投資関心についてインドネシア政府と協議している。BKPMは、IKNプロジェクトに投資家の関心を集めた点として、IKNのスマートでグリーンな開発、および土地開発コストの妥当性を挙げています。

グリーンおよび再生可能エネルギーへの移行

廃棄物発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Sampah, PLTSa)プログラムが国家戦略プロジェクトの12プログラムの1つとして挙げられており、インドネシアは2060年までにネットゼロエミッション目標を達成するために真剣に行動する準備ができており、G20議長国から派生したインドネシアの主要優先事項の1つとなるクリーンかつ再生可能エネルギー移行に取り組んでいます。このことは、インドネシアにおける再生可能エネルギー開発の加速に関するPerpres No.112/2022の制定や、エネルギー鉱物資源省がインドネシアにおけるグリーン投資の規制事項を緩和することを約束したことから裏付けられる。手始めに、国営電力会社(Perusahaan Listrik Negara, PLN)はインドネシアへのグリーン投資を推進し、いくつかの蒸気(または石炭)火力発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Uap, PLTU)の「早期引退フェーズ」を加速し、化石ベースの発電所を定期的に廃炉にして自然エネルギー(Energi Baru Terbarukan, EBT)発電所に取って代わる。PLN社のPLTU早期廃止プログラム、PLTSa設立プログラム、再生可能エネルギー開発プログラムへの投資に関心を示す国や機関がいくつかあります。例えばマカッサルでのPLTSa開発には、中国、オーストラリア、ドイツの多国籍企業を含む数十の投資家が集まっています。

国有企業省(Badan Usaha Milik Negara, BUMN)が強調するように、インドネシアには再生可能エネルギーに基づく投資の大きな可能性がある。例えば、地熱発電は世界第2位の23.76ギガワット(GW)相当の大きな潜在力を秘めています。政府は2030年までに、総容量20.9GW、総投資額552億米ドルの再生可能エネルギー発電所を開発することを目標としています。インドネシアでは、水力発電所が最も大きな再生可能エネルギーの可能性を持っており、次いで太陽光発電、地熱発電の順となっています。また、インドネシアには原子力発電の燃料となるウランやトリウムが豊富に存在する。地理的に「環太平洋火山帯」に位置しているにもかかわらず、インドネシアにおける原子力発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Nuklir, PLTN)の開発は、国家研究革新庁(Badan Riset dan Inovasi Nasional, BRIN)の評価では、特にバンテン、ジェバラ、西および東カリマンタンで安全かつ可能である。原子力に基づくクリーンエネルギーは、インドネシアがさらなる発展を目指すエネルギーの最優先事項となっています。

2022年11月初旬、PLNはインドネシアのグリーンエネルギー移行プロジェクトのために8つの多国籍銀行から7億5000万米ドル相当の資金を集め、受け取ったほか、日本の国際協力機構(JICA)とインドネシアにおけるグリーンエネルギー移行加速調査に関するMoUに調印した。さらに、2022年のG20議長国時代、インドネシアは、PLTU早期退職プロジェクトやグリーン・再生可能エネルギー技術・産業への投資など、グリーン・再生可能エネルギー移行関連プロジェクトのために、Just Energy Transition Partnership(JETP)から2000万米ドル相当の資金を受け取りました。また、ADBはインドネシアのPLTU早期退職プロジェクトに貢献することに合意しています。エネルギー転換メカニズム(ETM)を通じて、ADBはPLNと協力して660メガワットのチレボン1号PLTU発電所を廃止し、アジア太平洋地域のCO2排出量を削減することを目指します。石炭火力発電所の廃止以外にも、インドネシアは国営企業であるプルトミナ新再生エネルギー社を通じ、サウジアラビアの電力会社であるACWAパワー社と、グラスルート製油所・石油化学プロジェクトにおけるグリーンエネルギー発電所の開発で協力を得ている。また、インドネシア政府は、グリーン・再生可能エネルギーに関する法律や規制の制定を加速しており、インドネシアにおけるグリーン・再生可能エネルギー開発(特に発電所)に対する税制上の優遇措置を導入しています。したがって、グリーンエネルギーや再生可能エネルギーへの投資は、今後数年間、投資家にとって価値ある選択肢となることが予想されます。

5. 地域別の概要

投資先として、あるいは現在の事業範囲を拡大するために、適切な場所をターゲットとしている方々のために、上位10州を選び、年間ベースの地域GDPと、10州におけるFDI額、FDIプロジェクト数、月額最低賃金などの外国投資に関連するいくつかの指標によって、地域のスナップショットを以下の図に示していますので、ご参照ください。なお、図19に関連して、2023年最低賃金規定に関する労働省規則(Peraturan Menteri Ketenagakerjaan or Permenaker)第18/2022号に規定されているように、労働省は2023年最低賃金の計算式を新たに発表し、2023年の賃金上昇率を最大10%とした。

図15: 人口分布上位10地域

州名称	州都	面積 (sq.km)	島嶼数	郡数	都市数	人口(千人) (2020)	人間開発指数
DKI Jakarta	Jakarta	664	113	1	5	10.6	81.1
West Java	Bandung	35,378	30	18	9	48.8	72.5
Central Java	Semarang	32,801	71	29	6	36.7	72.2
East Java	Surabaya	47,803	504	29	9	40.9	72.1
Banten	Serang	9,663	81	4	4	12.1	72.7
Riau	Pekanbaru	87,024	144	10	2	6.5	72.9
North Sumatra	Medan	72,981	229	25	8	14.9	72.0
South Sumatra	Palembang	91,592	23	13	4	8.6	70.2
East Kalimantan	Samarinda	129,067	243	7	3	3.7	76.9
South Sulawesi	Makassar	46,718	355	21	3	9.1	72.2

Source: BPS, 2021



図 16: GRP(域内総生産)上位10地域 (単位:億ルピア)

Province	2018	2019	2020	2021	% Of National GRDP 2021
DKI Jakarta	2,592,607	2,815,636	2,768,190	2,914,581	17%
East Java	2,188,766	2,345,549	2,299,791	2,454,499	14%
West Java	1,960,628	2,123,154	2,084,620	2,209,822	13%
Central Java	1,268,261	1,360,960	1,347,923	1,420,800	8%
North Sumatra	741,347	799,609	811,188	859,871	5%
Riau	752,263	760,248	728,650	843,211	5%
Banten	613,804	661,321	625,979	665,922	4%
East Kalimantan	635,499	652,480	607,586	695,158	4%
South Sulawesi	461,775	504,321	504,059	545,230	3%
South Sumatra	419,392	453,403	456,648	491,566	3%
合計	11,634,342	12,476,680	12,234,635	13,100,661	77%
国内GRDP合計	14,838,756	15,832,657	15,438,018	16,970,789	100%

Source: BPS, 2022

図17: FDI(外国直接投資額)上位10地域 (百万米ドル)

Province	2018	2019	2020	2021	2022 (Q1-Q3)
Central Sulawesi	672	1,805	1,779	2,718	5,135
West Java	5,573	5,881	4,794	5,218	4,649
North Maluku	1033	1,009	2,409	2,820	3,275
DKI Jakarta	4,857	4,123	3,613	3,331	3,071
Riau	1,033	1,034	1,078	1,921	2,503
Banten	2,828	1,868	2,144	2,190	2,301
East Java	1,333	866	1,575	1,849	2,171
Central Java	2,373	2,723	1,364	1,466	1,869
South Sumatra	1,079	737	1,544	1,260	946
Papua	1,132	941	568	1,489	932
North Sumatra	1,228	380	975	580	910
East Kalimantan	588	861	378	745	867
Southeast Sulawesi	673	988	1,269	1,617	703
Riau Islands	831	1,363	1,649	1,044	660
Bali	1,002	426	293	452	324
上位10位小計	22,469	21,735	22,140	24,618	26,852
FDI総額	29,307	28,208	28,666	31,093	33,398

Source: BPS, 2022; BKPM, 2022

図18: FDI(外国直接投資)案件数上位10地域

Province	2018	2019	2020	2021	2022 (Q1-Q3)
DKI Jakarta	6,499	8,092	16,787	7,620	7,221
West Java	4,713	5,526	11,031	5,244	5,565
Bali	1,490	2,443	3,967	2,798	3,538
Banten	1,895	2,559	4,288	1,939	1,971
East Java	1,441	2,142	4,059	1,815	1,841
Central Java	801	1,249	2,795	1,293	1,253
Riau Islands	804	1,279	2,143	992	930
North Sumatra	491	805	1,465	690	677
West Nusa Tenggara	651	1,223	1,776	824	668
East Kalimantan	275	524	722	428	442
West Kalimantan	305	403	805	337	319
Riau	252	416	823	331	300
上位10位小計	19,090	25,842	49,134	23,643	24,106
FDI総額	21,972	30,354	56,726	27,271	27,591

Source: BPS, 2022; BKPM, 2022

図19: 月額最低賃金 上位10地域

Province	2019	2020	2021	2022
DKI Jakarta	251	273	282	292
Papua	207	224	224	227
North Sulawesi	195	211	211	211
Bangka Belitung	190	206	206	208
Aceh	186	202	202	202
West Papua	187	200	200	204
South Sulawesi	182	198	202	202
South Sumatra	179	194	194	201
Riau Islands	177	192	192	195
North Kalimantan	176	191	191	192

*1 米ドル = 15.673,98 ルピア

Source: Ministry of Manpower of RI, 2021; Kompas.com, 2022; BPS, 2021

6. 法律及び政治制度

民法の歴史及び段階的な改革

インドネシアの法制度は、インドネシア独立宣言まで約350年間にわたり存在していたオランダ植民地時代の法律や慣習に由来している。独立時代は政策変更、議会制民主主義からより集権化された「指導性民主主義(demokrasi terpimpin)」への移行、オランダ企業の国有化、オランダ人のインドネシアからの追放といったことに特徴付けられる。

スハルト大統領時代(いわゆる「新秩序(Orde Baru)」時代)、インドネシア政府の外国人に対する対応は大きく変わり、国際的な投資家に経済の発展を促す大幅な法改正を含む一連の優遇政策が実行された。これらの取り組みは多くの領域で成功したと考えられている。

アジア通貨危機(1997年/98年)を受けて、インドネシア政府は重要な政治組織及び法律組織を各州や都市に配置した。これは政府機関の改善、汚職の減少、国の財政及び金融政策の発展、その他の政策の目標を達成するための広範囲にわたる法改正の再開であった。この改正期間にインドネシアは独裁国家から民主国家への移行にも成功し、1999年、2004年、2009年、2014年、2019年(ジョコウィ大統領が再選した)に選挙が行われた。次回の大統領選挙は2024年に実施される予定である。

これらの一連の改革に関わらず、多くのインドネシアの法律や規制は依然としてオランダ植民地時代のものが元となっている。これは独の時点で有効であったもので、廃止されるか新たな法律・規制に代わるまでは有効であり続けている。例えば、インドネシアの民法(Kitab Undang-Undang Hukum Perdata)は契約や商業行為に関する多くの一般的な権利義務について、インドネシア法の基礎を残し続けている。

インドネシアにおける法規制の構造

インドネシアにおける法規制の階層構造は以下のように整理できる。

- a. 1945年インドネシア共和国憲法(Undang-Undang Dasar 1945): 国や立憲的な取り決めにおける基礎として機能するもの
- b. 議会令(Ketetapan MPR): 国民協議会の決定方針を記載するもの
- c. 法律あるいは法律に代わる政府規制(Undang-Undang/Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)、1945年インドネシア共和国憲法により統治される項目を規制するもの
- d. 政府規制(Peraturan Pemerintah): 法律を導入するもの
- e. 大統領令(Peraturan Presiden): 法律あるいは政府規制によって義務付けられた項目をカバーするもの
- f. 州令(Peraturan Daerah Provinsi): 関連する州の地方自治・法律・政府規制・大統領令を導入するもの
- g. 県/市町村規制(Peraturan Daerah Kabupaten/Kota): 地方自治や、関連する県/市に関する法律・政府規制・大統領令の原則を導入するもの

上述の階層構造は、法律や規制の間で対立が生じた場合にどの法規制が優先されるかという問題を解決する際に用いられる。

また、インドネシア法においては上記階層構造には明示されていない、条約、慣習(adat)、判例(jurisprudensi)、法律専門家の意見といった法源(doktrin)も認識されている。判例

や法律専門家の意見は、法務当局を拘束する法源ではなく、法律の適用に関してのみ参照される。

国家統治システム

インドネシアは大統領制の共和制であり、独立した議会、司法組織を有する。国家統治システムの主な構成要素は以下の通りである。

- a. インドネシア共和国大統領：任期5年で選出される。大統領は国家元首、政府首脳、閣僚会議（インドネシア内閣）の議長および選挙人であり、インドネシア軍の最高司令官でもある。
- b. 人民評議会（Majelis Permusyawaratan Rakyat, MPR）：大統領を弾劾する権限を持つ最高代表・法律制定機関です。人民代表会議（Dewan Perwakilan Rakyat, DPR）と地域代表会議（Dewan Perwakilan Daerah, DPD）の2つの議院または会議室で構成されています。すべての法律はDPRによって可決され、DPRは行政政府を監督する役割も担っています。DPDの権限は、地方自治関連、中央政府と地方政府の関係、地域の形成・拡大・合併、天然資源などの経済資源管理、中央政府と地方との財政バランスに関する法案に限定されています。
- c. 最高裁判所（Mahkamah Agung）：インドネシアにおける最高レベルの司法機関。大統領が最高裁判所の裁判官を任命する。すべての民事紛争は、まず州裁判所（Pengadilan Negeri）で審理され、その後、中間上訴裁判所である高等裁判所（Pengadilan Tinggi）で審理される。その他、破産や倒産、知的財産権に関する裁判を行う商事裁判所（Pengadilan Niaga）、権利や利益、解雇、企業内の労働組合間の紛争に関する裁判を行う産業関係裁判所（Pengadilan Hubungan Industrial）があります。さらに、政府に対する行政訴訟を審理する国家行政裁判所（Pengadilan Tata Usaha Negara）、特定の宗教事件を審理する宗教裁判所（Pengadilan Agama）、軍における司法権を有する軍事裁判所（Military Court）がある。
- d. 憲法裁判所（Mahkamah Konstitusi）：インドネシアにおいて憲法に基づく司法を行う権限を有する司法機関です。憲法裁判所は、最高裁判所と同じ立場にあり、法律の合法性、政党の解散、総選挙、国家機関の権限の範囲に関する紛争を審理する。省庁に加え、政策の策定、監督、実行を実施するうえで重要な役割を果たす様々な国家機関等（badan, instansiまたはlembaga）が存在する。
- e. インドネシア内閣（Kabinet Indonesia）：大統領によって任命され、調整担当大臣、部局担当大臣、国務大臣、および特定の非大臣職（法務大臣、官房長官、インドネシア軍司令官、インドネシア国家警察長官、大統領府スタッフ長、国家研究・イノベーション機関長、ヌサンタラ首都当局長）で構成されています。国務大臣と部局大臣が、指定された分野の特定の規制権限を持つ省庁を率いている。
- f. 国の省庁、部局、機関 インドネシアの法律や規制の実施は、様々な省庁、団体、機関によって策定、実施されており、その多くは、セクター固有の権限（石油・ガス産業の規制権限など）や地域固有の権限（土地利用の規制権限など）を持っています。貿易省や工業省など、複数のセクターに権限を持つ規制当局もあり、権限の重複はよくあることです。省庁は総局に細分化され、総局は省庁の責務の一部について特定の権限を持つことがある。

省庁のほかにも、政府の政策の策定、監督、実施に重要な役割を果たす国家補助機関を含むさまざまな国家機関、機関、組織があります。

これらの機関の報告システムは、大統領に直接報告するもの、大臣に報告するもの、立法府に

報告するものなど様々である。一般に、さまざまな国家機関はジャカルタに本部を置くが、地方事務所を置くこともある。これらの地方事務所は、同じ地域で活動する地方政府機関とは区別して考える必要があります。ただし、インドネシアの首都は、ヌサンタラのさらなる発展と並行して、2024年からジャカルタからイブ・コタ・ネガラ・ヌサンタラに移転することが計画されており、この計画は首都に関する法律第3/2022号に定められている通りである。

地方政府と地方自治

地方政府 (pemerintah daerah) とは、インドネシアの州政府と摂政・市町村政府のことである。インドネシアには34の州 (provinsi) があり、さらにパプアの4つの州が新たに設立されたため、合計38の州があります。それぞれ州には、州議会と州知事 (gubernur) があります。各州はさらに、レジェンシー (カブパテン) とコミュニティ (コタ) に分けられ、それぞれ議会と首長 (レジェント (プバティ)、メイソン (ワリコタ)) を持っている。ほとんどの面で、レジェンシーとコミュニティは州から法的に独立しています。地方自治体の長は、地方議会 (Dewan Perwakilan Rakyat Daerah) の承認を得て、国から独立した地方規則を制定する権利を有します。

インドネシアは1999年に成立した法律に基づいて地域自治を確立し、2014年に改正され、オムニバス法によってさらに改正されました。このような法律に基づき、国政に留保されている外交、防衛、司法、宗教、財政・金融に関する政策を除くすべての事項について、国政と地方政府が規制権限を共有することになります。

また、一部の法令では、特定の分野や業務に関する権限を国レベルで保持することを定めています。国法と地方法の間に矛盾がある場合、インドネシアの立法階層において地方法よりも上位に位置するため、国政府が制定した法律が優先される。

州の役割は、主にレジェンシーとコミュニティの内部事項を調整し、地域の政策立案者として機能することである。詳細には、レジェンシーやコミュニティは、地方政策や小規模な計画を策定することを目的とした州と同じ役割を担っている。しかし、州の規定とレジェンシーおよび/またはコミュニティの規定が矛盾する場合、その規定の適用における確実性と一貫性を確保するため、州の規定が優先されるものとする。さらに、地域行政は、「ダイナ」と呼ばれる地域サービス機関を通じて実施されることが多い。この地域サービス機関またはディナスは、それぞれの地域長がそれぞれの部門／関連分野に従って行政活動を行うのを支援する責任を負っている。

B. インドネシアのビジネスにおける法律及び規制の概要

1. 事業の開始

インドネシアは若い労働力、豊富な天然資源、及び拡大する国内市場を有する有望な投資先となった。インドネシア政府は、インドネシアの天然資源開発のための特別なスキームや、公的インフラセクターに対する海外投資家による投資機会の拡大等、投資意欲を引きつける働きかけを行っている。

政府が海外投資を促進させようと意欲的な一方で、海外直接投資に対しては、現地ビジネス・雇用・商品やサービスの保護や、最低限の国内投資家所有比率の要請など、様々な規制が存在する。

適用される法規制の下で、外国人または外国企業は、代表事務所(Rep-Office)または有限責任会社(外国投資会社—Penanaman Modal Asing: PMA会社として知られている)を設置することにより、インドネシアにおいて一定の活動が可能となる。

PMA会社を通じて行われる外国直接投資は、既存の現地法人の株式を取得するか、新しい会社を設立することによって、実効可能となる。

また、外国人投資家は、駐在員事務所を介して、インドネシア国内でのビジネス展開が可能となる。駐在員事務所にはいくつかの種類があり、外国企業駐在事務所、外国商事企業駐在事務所、建設企業駐在事務所、外国電力事業支援駐在事務所などがある。以下、これらについて述べる。

外国企業駐在事務所と外国商事駐在事務所

外国企業駐在事務所の主な目的は、本国企業の販売促進、関連会社と連絡、その他の非営利活動(例えば、商品の調達、プレゼンテーション、市場調査)を行うことである。外国企業の駐在員事務所は、現地企業や個人との商品や商業サービスに関する契約/販売および購入取引を含む、インドネシアでの利益活動に従事することは、法律で禁じられている。一方、外国商事駐在員事務所の主な目的は、外国企業の代表として、外国企業の販売促進することである。外国商事駐在員事務所は、本国会社が商社・商事会社(trading company)である場合にのみ利用可能である。外国商事駐在員事務所は、入札への参加、契約の締結、請求、それらに関連する営業活動の実施など、直接売買購入活動を行うことを禁じられている。

外国駐在事務所及び外国商事駐在員事務所の設立申請は、the Online Single Submission System(OSSシステム)と呼ばれるオンラインシステムにより可能である。両者ともに、当該企業の利益獲得のための市場調査や販促活動、関連会社との協業やその他の非営利活動への従事が可能となる。

これらの駐在員事務所は、商品を購入する、また、契約の締結が可能となる。ただし、インドネシアでの事業活動に展開することにより、直接利益を得ることは制限されている。

外国建設企業駐在員事務所

外国建設会社(BUJKA)は、駐在員事務所(BUJKA RO)という形により、入札参加や契約締結を行うことができる。外国建設企業駐在員事務所は、利益を獲得しうるという点で、通常の外国駐在員事務所や外国商事駐在員事務所とは異なる。

建設サービスの提供に先立って、外国建設会社駐在員事務所はOSSシステムを通じて建設会社駐在員事務所ライセンス(IPBUJKA)を公共事業・住宅省から取得する必要がある。外国建設会社駐在員事務所は、高リスク、高度な技術かつ大規模な開発事業のみ提供することが可能である。また、外国建設会社駐在員事務所は、いかなる建設サービスを実行するためにも、国内の建設会社(BUJKN)とのジョイントオペレーションを結成しなければならない。

外国電力事業駐在員事務所

外国の電力支援サービス会社は、駐在員事務所を設立することにより、インドネシアで事業活動を行うことができる。BUJKA RO外国建設企業駐在事務所と同様に、外国電力事業駐在員事務所も収入を伴う活動を行う場合がある。

業務活動を行う上で、外国電力事業駐在員事務所は、事業者認証および電力支援サービス事業ライセンスを取得する必要がある。また、外国電力事業駐在員事務所は、以下に要件を示すように、大規模な電力プラントに関連するコンサルティング業務、発電所の建設・設置、電力プラントの整備に関する事業活動にのみに従事することが可能となる。

- a. 最低 IDR1,000億相当の電力プラント建設・設置などの高価値電力支援サービス活動
- b. 最低IDR100億相当電力プラント設置や電力プラントのメンテナンスに関するコンサルティングサービス

有限責任会社

投資という観点において、インドネシアの企業は、以下のように区分される。

- a. 外国資本金会社(PMA会社)：最低2株主で構成され、一定の資本金を有する外国資本が含まれる場合、財務及びその他の投資インセンティブの権利を有する。法務人権省(MOLHR)及びOSSシステムに登録され、OSS機関(現在はBKPMにより運営されている)、及びその他の関連当局よりライセンスを発行される。
- b. 内資企業(PMDN会社)：最低2株主以上の内国の株主のみの場合、財務及びその他の投資インセンティブの権利を有する。法務人権省(MOLHR)及びOSSシステムに登録される、OSS機関(現在はBKPMにより運営されている)、及びその他の関連当局からライセンスを発行される。

実務的には、インドネシアでの外資が認められている事業活動を開始しようとする外国企業は、PMA会社を設立する、またはインドネシア企業の株式を購入することになる。さらに、石油天然ガスの上流ビジネス・建設業など一部のセクターでは、外国企業はインドネシアで事業を行うためのライセンスを取得する必要がある。

国営企業

インドネシアには、2つのタイプの国営企業(BUMN)が存在する。

- a. Perseroは、51%以上の株式を中央政府が保有する有限責任会社であり、利益獲得の

ための商業活動に従事する。

- b. Peruniは、全株式を中央政府が保有(シェアキャピタルを除き)し、公的サービスを提供することが目的である

しかし、実務的には、これらの2つのタイプの境界は不鮮明なものとなっている。例えば、政府はPerseroに対して、公共サービスの提供義務を課しつつも、利益幅の薄いビジネスのパイオニアとなることや、中小企業・共同組合等と密接な関係を維持しつつも、小規模ビジネスや中小企業の支援を義務付けることがある。

地方公営企業

地方政府は、地方公営企業(Badan Usaha Milik Daerah: BUMD)を設立する権利を有する。実務上、2種類の地方政府所有企業がある。1つは利益目的の公営企業(Perusahaan Perseroan Daerah)で、もう一つは公的機能を実行する公営企業(Perusahaan Umum Daerah)である。

村落公営企業

資産の有効活用、投資や商業の推進、もしくは当該村地区の発展のため、伝統的な村落地区による独立又は合同のコミュニティ(BUMDes)による商業活動が存在する。村落公営企業は、その必要性や目的に従い、単独株主による有限責任の形式での企業設立を可能にすることで、保有する資産や商業活動の管理に関して柔軟性が認められている。この柔軟性については、先頃公布されたオムニバス法により認められているが、詳細については今後議論がなされる予定である。

公共サービス機関

中央政府あるいは地方政府組織は、公的サービスを商品やサービスの販売という形で非営利ベースで提供するため、公共サービス機関(Badan Layanan Umum: BLU)を設立することができる。BLUの例としては、Indonesia Investment Agency(Pusat Investasi Pemerintah: PIP)や、ジャカルタ市内のバス交通システムを運営するBLUトランスジャカルタがあげられる。

ポジティブ投資リスト

2021年2月2日、ジョコウィ大統領は、ビジネス部門への投資に関する大統領令第49/2021年(2021年)によって改正された新たな大統領令第10/2021番を発表した。ポジティブ投資リストは大統領令第44/2016の下で規制された、以前のネガティブ投資リストから置き換えられた。一定の条件下で外国投資に開放されている、または完全に外国投資に閉鎖されているビジネスセクターは、主にポジティブ投資リストによって識別されている。ポジティブ投資リストに記載されていないビジネスセクターは、他の法律や規制により別途規定されていない限り、一般的に制限なく外国投資に開放されていると考えられる。

以前のネガティブ投資リストには、海外投資に対してクローズまたは一部が開放された事業活動の概要が示されていた。現在のポジティブリストでは、一般的な原則は、ポジティブリストの下で制限または制限されているものを除いて、外国投資に対して100%オープンであると示している。

ポジティブリストの下での外国所有の制限。

- a. 国内投資家(協同組合、中小企業)向けに保護された事業活動

- b. 制限付きで外国の所有に開放されている事業活動
- c. 特別なライセンス要件に従う事業活動
- d. アルコール飲料の管理・監督分野において、個別の法令で限定的かつ嚴重に監視・規制されている事業活動

ポジティブ投資リストによって課される外国投資の条件には、外国人株式保有比率の上限設定や現地のパートナーに関わる要件、中小企業や協同組合向けの特定の分野の保護規定、特別なライセンス要件などがある。インドネシアへの投資を促進することを目的としている一方、今般発行されたオムニバス法では、有害な性質のために特定の種類の制限付きセクター/事業活動をポジティブ投資リストに追加している。

オムニバス法は、企業が次の活動を行うことを制限している。

- a. クラス1の麻薬の栽培、生産
- b. ギャンブル/カジノ
- c. 野生動植物絶滅危惧種の国際取引に関する条約に記載されている特定の種類の漁業(CITES)
- d. 建築資材/石灰/カルシウム/水族館/お土産/宝石のための生きている/最近死滅したサンゴ(天然サンゴを含む)を利用、収集
- e. 化学兵器の製造
- f. 工業薬品やオゾン層破壊物質の製造

また、オムニバス法は、民間企業が中央政府のみが行う可能性のある特定の事業活動も禁止している。

ポジティブ投資リストは、一般的にインドネシア標準産業区分(Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia: KBLI)に基づいて事業セクターを認識している。KBLIは、とりわけ英国の国際標準産業分類(International Standard Industrial Classification of All Economic Activities: ISIC)とアセアン共通産業分類を参考として、開発されてきた。KBLIは定期的に更新されており、現状の最新版は2020年9月24日に制定されたものである。

BKPMは、登録・認可の審査・手続きの一環として、助言業務も行っている。提案された投資案件の適切なビジネスセクターを決定する事業内容によっては、DPI(Daftar Positif Investasi, 積極的投資リスト)やKBLIの1つのカテゴリーに明確に当てはまらず、複数のカテゴリーに該当する可能性がある場合、あるいはどのカテゴリーにも当てはまらないような事業内容である場合もある。このような場合、投資家は、正式な申請を行う前に、BKPMに助言を求めることが勧められる。

ポジティブ投資リストの制約に加えて、法律・規制により一定の事業セクターにおける外国投資に関して制限や条件が課される。このような条件には、外国企業に対する特別なライセンス制度、生産能力/出力要件、または要員要件が含まれる場合がある。

また、ポジティブリストでは、金属、石油精製、再生可能エネルギー、海運などの先駆的な産業が含まれ、研究開発に重点を置いたいくつかのビジネスラインからなる246の「重点分野」を紹介している。

優先セクターに投資する外国企業は、現行の法令に基づき、財政的インセンティブ(免税、

税額控除、輸入関税の免除など）、および非財政的なインセンティブ（ライセンス、労働許可、エネルギー、原材料、労働、インフラの提出の容易さなど）を受けることができる。

ノミニー行為の禁止

法律No. 25/2007 投資（2007年投資法）では、他者の利益のために会社の株式を保有する行為を厳しく制限している。このような行為は、法律により無効とみなされる。この制限は、PMA会社と内資会社の両者に適用される。しかし、ノミニー行為を制限する主な目的は、国内の関係者が外国投資家の代理で株式を保有することによる、外国投資規制の回避にある。

受益権開示を促進する精神に基づき、政府は、マネーロンダリング犯罪及びテロ資金供与の犯罪行為の防止及び撲滅の枠組みにおける企業の受益者識別の原則の適用に関する大統領令第13号/2018を通じて、あらゆる形態の事業体（有限責任会社、財団、協会、協同組合、有限パートナーシップ、商業パートナーシップ、その他の形態の事業のいずれか）に、いわゆる「受益権把握」原則を実施することを求めている。この規制に違反した場合、現行の法令に基づく制裁措置の対象となる可能性がある。

PMA会社の設立

PMA企業は、OSSシステムを通じて発行された投資ライセンスを取得する際に、関連規定に記載されている特定の「基幹業務」を遂行するためにのみ設立することができる。さらに、PMA企業は、各事業活動に対して少なくとも100億ルピアの発行済資本金（または関連規則により別途決定される金額）及び少なくとも100億ルピア以上の投資額（土地および建物を除く）で設立されなければならない。PMA企業は、Klasifikasi Baku Lapangan Usaha (KBLI) に従い、インドネシアポジティブ投資リストの下で外国所有の制限が課せられている。

外国投資家は、特にPMA会社を設立するため、以下のステップを実行する必要がある。

- a. 公証人の前での、PMA会社設立証書及び定款の制定；
- b. 電子登録システム(AHU Online)を通じての設立証書の申請及び設立証書の官報での公告
- c. インドネシアの銀行口座の開設及び資本金の預け入れ
- d. 納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak: NPWP)及び納税者登録証明書(Surat Keterangan Terdaftar Wajib Pajak)
- e. 住所証明書の取得(ジャカルタ首都特別州は除く)

会社設立手続きに続けて、会社は商業活動の開始・従業員の雇用・建設の開始・資本財の輸入やその他の活動の実施を可能にするため、様々なライセンス・認可・承認を取得する必要がある。これらにはビジネス識別番号(Nomor Induk Berusaha: NIB)も含まれ、このビジネス識別番号は会社登録証明(Tanda Daftar Perusahaan: TDP)、輸入識別番号(Angka Pengenal Impor: API)及びカスタムフィギュアとしても機能する。当該規定はオムニバス法と統合され、会社設立手続きにおける企業のビジネス登録と、TDPの取得を規定した会社登録義務に関する法律No.3/1982の取り消しによりTDPの取得要請は停止され、単一のNIBに切り替えられることになる。

2007年以前は、BKPMプリンシプルライセンスにより、PMA会社の株式の一部を一定期間後(一般的には商業活動開始から15年経過後)にインドネシアの株主に譲渡すること

が求められていたが、現在は廃止されている。2007年投資法は、PMA会社に対する原則的な投資撤退要請を撤廃した。しかし、2007年投資法の公布前に設立されたPMA会社や規制産業(例えば採鉱など)を運営する会社は、引き続き投資撤退要請の対象となっている。

投資ライセンスおよびファシリティのガイドラインと手続きを定めたBKPM規制No.4/2021は、PMA企業は、以前の承認/ビジネスライセンスに記載されている売却義務を履行することを求めている。当該株式は、インドネシア市民もしくは100%インドネシア人が保有する会社のみ売却することが認められる。当該売却には、株式の直接売却とインドネシアの証券市場を通じての売却の2つの方法がある。さらに、法務人権省の承認と現行の法律及び規制の遵守を条件として、株式買戻しを実施する機会が与えられる。

この売却義務には例外規定があり、以下の要件を満たした場合にのみ適用される。

- a. PMA会社が100%外国資本でない場合、既存のインドネシアの株主が株式の追加取得する意思がない旨に合意すること
- b. PMA会社が100%外国資本の場合、株主は第三者のインドネシア人に株式を売却することに関するいかなるコミットメント/合意もないことを明言すること



図 20: PMA企業設立のタイムラインと基本ライセンス

いいえ	作業の説明	1ヶ月				2月目				3ヶ月目				
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
1.	会社名の予約													
2.	PMA会社設立書(DOE)の起草・準備													
3.	PMA会社のDOEの最終化と実行													
4.	MOLHRが発行したPMA会社の設立の批准を取得し、国家官報におけるPMA社の法人の公表を行う													
5.	OSS システムへの投資データベース登録													
6.	事業識別番号(NIB)の取得(取得を含む)会社登録証明書 (Tanda Daftar Perusahaan ,一般輸入者識別番号 (Angka Pengenal Importir - Umum/ API-U)、および税関アクセス (akses kepabeanan) .													
7.	納税者識別番号の取得 (NPWP)													
8.	会社の銀行口座を開設する(タイムラインと必要書類は関連する銀行によって異なります)													
9.	課税対象の起業家確認の取得 (Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak - SPPKP)													
10.	ビジネスライセンスの取得(まだ有効ではありません)													
11.	業務ライセンス(必要に応じて)を含む、ビジネスライセンスに定められたコミットメントの履行													
12.	ビジネスライセンスの取得(有効)													

注: 実務上は、PMA会社の設立及び全てのライセンスの取得にかかる期間は、関連当局から求められる書類の入手状況による。これらの書類が完全に揃ったと当局に認められてから、登録プロセスに入ることとなる。

オムニバス法

2020年11月2日、インドネシア政府は、オムニバス法を制定した。これは、インドネシアの経済成長及び投資推進のため、より良いビジネス環境を求めているインドネシアの事業主を含めた利害関係者が待ち望んでいたインドネシアの法律である。オムニバス法の主な目的は、投資の拡大促進によるインドネシア人の雇用機会増大である。オムニバス法が公布される前は、ビジネスと投資に関する規制の枠組みにおいて、異なる法令の規制内容が互いに重複し、その結果、経済成長が鈍化し、雇用機会の不足をもたらしていた。

インドネシア政府は、オムニバス法を、投資を妨げる多くの既存の規制の枠組みのすべてを修正又は削除する単一の法的文書にすることを意図している。オムニバス法は、様々なセクターを対象とする78の既存の法律の多くの条項を修正、削除、または追加するものである。この法律は、以下の10の主要な「クラスター」をカバーする186の条項を含む15の章で構成されている。

- a. 投資エコシステムとビジネスの改善
- b. 雇用
- c. 中小企業の施設、保護、及び権限付与
- d. ビジネス環境
- e. 研究開発のサポート
- f. 用地取得
- g. 経済特区
- h. 中央政府の投資と国家戦略プロジェクトの加速
- i. 雇用創出を支援するための政府行政の実施
- j. 制裁の賦課

事業セクターに直接影響を与える投資とライセンスに関して、オムニバス法はインドネシアで事業を行う際の負担を軽減する実質的な打開策を導入している。ライセンス要件に関しては、企業にとってこれまで以上に単純なライセンス制度となっている。以前の制度とは異なり、各事業に必要なライセンスは、事業活動によってもたらされるリスクと、潜在的なリスクに基づいて決定される。オムニバス法は、健康、安全、環境及び資源の側面を考慮に入れることにより、ビジネスリスクを以下の3つのカテゴリに分類している。

- a. 低リスクの事業活動
低リスクの事業活動として分類される場合、事業活動を実施するための登録の証明として事業識別番号(NIB)のみの取得が要求される。
- b. 中リスクの事業活動
この分類は、medium-lowリスクの事業活動と中高リスクの事業活動で構成される。medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動に分類される場合は、NIB及び標準証明書(Sertifikat Standar)を取得が要求される。

ただし、medium-lowリスク及びmedium-highリスクの事業活動の標準証明書が異なることに留意が必要である。medium-lowリスクの事業活動の標準証明書は、事業活動を行うためのすべての要件を満たしているという起業家からの声明である一方、medium-highリスクの事業活動の標準証明書は、実施するための要件の充足の証明として中央/地方政府によって発行される。

c. 高リスクの事業活動

高リスクの事業活動に分類される場合は、NIBとライセンスの取得が要求される。ライセンスは、事業活動を実施するための中央/地方政府からの付与される。事業活動前にライセンスを取得する必要がある。

リスクベースのライセンス制度は、前述の規制の枠組みの下でのライセンス要件の複雑さを合理化するものである。このアプローチでは、すべての事業活動がライセンス取得を要求されるわけではない。

また、オムニバス法は、15のセクターの法及び規制におけるライセンス要件を合理化するものである。現在、その活動を実行するために各事業に対して取得しなければならない多くの異なるライセンスがあるが、オムニバス法の下では、企業は事業活動を行うため、中央政府によって付与された単一の事業許可(上記のリスクベースの分類に従う)のみを取得が要求される。これらは、以下を対象としている。

- a. 海運事業及び漁業
- b. 農業
- c. 林業
- d. エネルギー及び鉱物資源
- e. 原子力
- f. 産業
- g. 貿易、法定測量(測定及び測定機器への法的要件の適用)、ハラール製品の保証、及び適合性評価の標準化
- h. 公共事業及び公営住宅
- i. 輸送
- j. 健康保健業、製薬、食品
- k. 教育と文化事業
- l. 観光
- m. 宗教問題
- n. 郵便、電気通信及び放送、そして
- o. 防衛と保安

ライセンス取得の合理化に加えて、オムニバス法は、関連する各セクションで個別に議論される投資関連の打開策も提示している。ただし、オムニバス法により導入された規定の多くは、完全に有効になるために下位の細則が必要となることに留意が必要である。インドネシア政府からのメッセージは、この法律とその施行規則が、インドネシア経済のさらなる成長を支えるため、投資とビジネスの環境を加速し、よりフレンドリーなものにすることを意図していることは明らかである。

しかし、2021年11月25日、インドネシア憲法裁判所は、オムニバス法の正式な司法審査のために2020年10月15日に提出された請願書に関連して、No.91/PUU-XVII/2020(「MK決議」)を提出した。憲法裁判所は現在、オムニバス法の制定は、立法手続き上の誤りのために1945年のインドネシア共和国憲法に違反したと判断した。裁判所はさらに、インドネシア政府は、オムニバス法の欠陥を是正するための是正措置を実施する必要があると判断した。その間、裁判所の判決は、オムニバス法に由来する新しい実施規制を制定することは禁止すると規定している。

さらに、MK決議が下された後、2年以内にインドネシア政府によって改正を完了しなければ、オムニバス法は永久に違憲とみなされなければならないと述べている。

このため、オムニバス法は、これまでに制定された規制を実施する法律と共に、今後2年間有効であり続けると理解されている。裁判所が判決を出した直後、ジョコウィ大統領は、オムニバス法で定められた文書、内容、規制がまだ有効であり、また、インドネシア政府がインドネシアでの投資プロセスの安全性を保証すると述べている。

インドネシア会社法

インドネシアの有限責任会社(Perseroan Terbatas: PT)は、インドネシア会社法により管理される法人を指している。法務人権省により会社設立が承認され次第、株主の有限責任は有効となる。定款が制定されてから法務人権省による承認を取得するまでの間の期間においては、会社の創業者はパートナーと見做され、設立予定の会社の保有する義務に対して責任を負う。実務上は、新規設立会社は当局の承認が取得され次第、当該創業者の責務を負い、初回の株主総会において責務の継承を承認を受けることとなる。

インドネシア会社法は、法人格否認の法理の考えを認めており、株主は、法定機関として会社を設立するための要件を満たしていない場合、株主が直接または間接的に悪意を持って会社を個人的利益のために利用する場合、株主が会社による不法行為に関与する場合、株主が直接または間接的に会社の資産を不法に使用し、会社の資産が会社の負債を決済するために不足する場合、会社の行為について責任を問われることがある。オムニバス法が施行されると、特定の要件の下で、1人の創設者によって有限責任会社が設立される場合がある。オムニバス法は、最低2人の創設者の要件が免除される新しい形式の有限責任会社を追加している。地方公営企業、村落公営企業、及び中小企業の基準を満たす企業は、単一の個人によって形成される場合がある。そのため、MOLHRに設立声明を登録することにより、事業が中小企業に分類される場合、個人が有限責任会社の形で単一株主法人を設立することが許可される。中小企業の基準は、株主数、純資産と年間売上高に基づく。ただし、そのような会社が中小企業に分類されなくなった場合、あるいは株主数が2以上となった場合は、通常の有限責任会社に再分類される点、留意が必要である。

コーポレート・ガバナンス

インドネシアの会社の活動は取締役会(BoD)、コミサリス会(BoC)、株主総会(GMS)の3つの組織により統治される。取締役会は日々の会社経営に対して責任を持つ。コミサリス会は会社経営を監督し、取締役会に助言を行う責任を持つ。株主総会は、会社法や定款に規定される範囲内で、取締役会又はコミサリス会に与えられていない全ての権限を有する。

取締役会

取締役会は会社経営に関与する。取締役会は少なくとも1名(公的資金の收受・運用を行う会社を除く。公募社債を発行する会社あるいは上場会社の場合は、少なくとも2名の取締役が必要)により構成される。取締役会のメンバーには一定の任期があり、再任されることも可能である。取締役会の構成が変わる場合(新任、取締役の変更、もしくは解任により)には、取締役会は該当する新任、取締役の変更、解任の株主総会議決日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。また、取締役会は、各社および他社の株式保有状況およびその家族について報告し、後に会社の特別登記簿に登録することが義務付けられている。

加えて、例えば保険会社は少なくとも3名の取締役と、さらにそのうちの1名はコンプライアンスに関する専門性を有することといったように、特定の産業とセクターにおける規定によって、特定の会社に取り締役の最低員数が求められることもある。

コミサリス会

コミサリス会は会社経営を監督する責任を持つ。コミサリス会は少なくとも1名により構成される。コミサリスは全ての株主及び取締役及びその他のコミサリス会メンバーから独立した立場の者から選定され、会社定款によって規定される。コミサリスは一定の任期があり、再任されることも可能である。コミサリス会の構成が変わる場合（新任、コミサリスの変更、もしくは解任により）には、取締役会は該当する新任、コミサリスの変更、解任の株主総会決議日から30日以内に法務人権省に報告しなければならない。さらに、コミサリス会は、それぞれの会社および他の会社における自己および/または家族の株式保有を報告する必要があり、後に会社の特別登録簿に登録されることとなります。

保険業界など特定の業界やセクターの規制により、コミサリス会の最低構成員数（インドネシアの保険会社の場合、最低3名の委員（うち半数は独立委員））が定められている場合があり、これを遵守する必要がある。

企業の社会的責任

会社法及びその他の関連規定において、天然資源もしくは天然資源に関連する分野で事業活動を行う会社は、毎年社会的・環境的責任（CSR）を果たさなければならない。また、このような会社はCSRプログラムの実行に関するレポートをアニュアルレポートに含め、当該CSRレポートを株主に開示しなければならない。

非公開会社における資本・株主構成

インドネシア会社法上では、インドネシアの会社の最低授権資本金は5千万ルピア（約3,565USドル）であり、少なくとも授権資本金の25%が実際に払い込まなければならないと規定されている。しかし、この要件はオムニバス法及び政府規定No.8/2021より更新されており、有限責任会社の資本、会社の設立、変更および会社の登録に関して、会社の創業者の合意に基づくものと定めている。したがって、創業者は、会社のニーズと目的に応じて有限責任会社を設立する際に、承認された資本を柔軟に決定することができる。

一部のセクターは、より高い資本要件を課される可能性がある。PMA 企業の場合、発行済みおよび支払い済みの最低資本IDR 100億または同等の価値が求められる一方で、最低総投資額は1年間の運転資金、機械などの（土地や建物を除く）IDR 100億以上またはそれに相当する価値が求められる。資本調達は、(i) 資本金 (ii) 利益剰余金（事業拡大に適用される）および (iii) 借入から構成される。BKPMは、提案された投資に応じて、PMA企業に対して高い資本が要求される場合があることに留意が必要である。

資本金は、市場価格または当会社に関係のない専門家（鑑定人）により決定される合理的な価値に基づき、金銭またはその他の方法で払い込むことができる。不動産の形で払い込まれた場合は、設立証書の署名日もしくは株主総会による決定から14日以内に、1社あるいはそれ以上の新聞により公示されなければならない。

会社の資本金は株主総会決議により増加でき、当該増資は法務人権省に報告されなければならない。増資のために発行された全ての株式は、最初に持分に応じて既存の株主に提供されなければならない（新株優先引受権）。

企業は、資本金を減額することも可能である。減資は、株主総会の承認により実行される。

取締役会は、当該株主総会決議について全ての債権者に、株主総会日から7日以内に1社もしくは複数社の新聞を通じて公示しなければならない。また、公示から60日間、債権者は理由とともに当該減資への反対意見を文書により会社に提出することが出来る(その際、法務人権省にもコピーを送る必要がある)。企業は、意見書の提出後、30日以内に返答しなければならない。減資する際には、合わせて法務人権省の承認に基づく定款の変更も行われる。減資は株式の消却あるいは額面価額の減額のいずれかにより行われる。

インドネシア会社法は、全ての有限責任会社に対して最低2名の株主を求めている。会社の払い込み資本は、会社の所有量を反映したものである株式ごとに分けられる。

株式の価値はルピアで表示されなければならない、発行された額面価額を保有する。全ての発行済み株式は株主登録名簿に記録され、これは取締役会により管理される。また株主には株主であることを証明するものが与えられる(株券)。また、取締役会は会社の株式、あるいは取締役会・コミサリス会のメンバーとその家族が所有する他の会社の株式について当該株式が取得された日付とともに、関連情報を含んだ特別な登録簿を管理している。株主には株主総会に出席し議決権を行使する権利があり(特定の株式に議決権を与えないことも可能だが)、また、配当及び清算時の残余財産の分配を受けることが出来る。

2. ジョイントベンチャー

外国投資家の関与するジョイントベンチャーは、新規のPMA会社として設立される(「グリーンフィールド」プロジェクトや新規ビジネスの場合)、あるいは外国投資家が既存の会社の株式を取得することにより組成される。

ジョイントベンチャーの関与者は通常、定款の条件を補完するため、合併契約書あるいは株主間契約書を締結する。当該契約には、インドネシア会社法・適用される外国投資規定、あるいは公共政策に関する事項により義務付けられている事項に反しない限り、特段の要件は定められていない。当該契約は、法律No.24/2009の要請により、2言語(英語及びインドネシア語)で記載されることがより一般的になっており、また、(仮に外国法条項の選択が強制可能である場合においても)インドネシア法が適用されることがより一般的になっている。この点は、大統領令No.63/2019により、さらに強調されている。一般に、このような契約には仲裁の条項が含まれ、契約当事者は仲裁地を選択することが多い。

しかしながら、インドネシアの国営企業は国内仲裁(BANI)を誘示している。外国投資家が国内投資家により設立された既存の合併会社の株式を取得する場合、国内の既存株主の間で合併契約や株主間協定が締結されておらず、定款に依拠するだけの場合がある。PMA会社を設立するために要する期間は、近年短縮化傾向にはあるものの、当該手続は依然として、他国と比較して時間を要するものであると言える。したがって、合併契約は会社設立のプロセスを詳細に記述し、このプロセスを促進するために当事者間で責任を割り当てることが重要となる。

3. 買収及び合併 (M&A)

インドネシア会社法は、吸収合併、新設合併、買収、会社分割を規定している。吸収合併は、一般に75%の株主の合意が必要である。いくつかの少数株主保護規定があり、特に株式売却価格は「公正」であることが求められている。存続会社が会社名及びマネジメントを維持しない限り、合併後の会社は新しい会社名とマネジメントを採用する。

有限責任会社の吸収合併では、1つ以上の会社を1つの存続会社に統合する(同時にその他の会社を清算する)ことが可能である。新設合併では、2つ以上の会社を新会社に統合し、既存の会社を清算する。買収では、個人あるいは法人が全てもしくは一部の会社の株式を引き取り、結果として支配権が移転される。

法律No.5/1999独占的行為及び不公正な事業競争の禁止、KPPU規定No.3/2019吸収合併又は新設合併の検討、株式買収(競争法)に基づくと、会社は取引が以下の要件に該当する場合、買収及び合併を事業競争監視委員会(Komisi Pengawas Persaingan Usaha: KPPU)に報告しなければならない。

- a. 関連する会社の資産額の合計が2.5兆ルピア超(全ての当事者が銀行の場合は20兆ルピア超)
- b. 関連する会社の売上高の合計が5兆ルピア超
- c. 当該合併又は買収を行う関連会社の間に資本関係がないこと

事業体は、合併又は買収が有効となった際(あるいは非公開会社に関して法務人権省から承認を得た際、もしくは公開会社に関してOJKからOJK規定No.74/POJK.04/2016に従い承認を得た際)には、KPPUに報告しなければならない。また事業体は、合併又は買収が有効となる前に、取引が上記報告義務の要件に該当するかどうかについてKPPUに意見を求めることが出来る。

報告は、合併又は買収が有効となった日から30日以内に実施されなければならない。KPPUは、事業体が報告義務を果たさなかった場合、10億ルピア以上250億ルピア以下の罰金を課すことが出来る。

デューデリジェンス

一般に、インドネシアの会社に対してデューデリジェンスを行うことは、情報へのアクセスの困難性、公開情報の信頼性、法定企業文書、資産・資本あるいは土地所有権その他に関する阻害要因により、非常に困難であると考えられている。インドネシアの会社は、官報に定款を公示する義務があるとはいえ、取得可能な情報はしばしば不十分であり、とりわけ設立後の株式の移転記録については省略されていることもある。端的に言えば、(a)会社名、(b)株主、(c)取締役又はコミサリスの変更あるいは定款の変更は定期的に更新されておらず、公開情報は信頼できるものとは言えない。しかし、公開情報は、負担及び先取特権を除き、前述の事項に関する会社の履歴情報を一定程度立証することが出来るものである。

インドネシア企業に対してデューデリジェンスを実施することは、インドネシアで事業を行うために必要な多数のライセンスや許認可や関連する報告義務のため、非常に複雑化されている。これらの義務は、主として性質上は行政上の事項と考えられるが、多くのケースでは警告、行政罰、ライセンスの一次停止、あるいはライセンスの失効を含む法律順守違反も見受けられる。さらに、ライセンスの条項にはライセンス保持者が実行すべき様々な義務や条件が課されており、こっらが充足されているかはしばしば文書による証拠により確認できないこともある。

非公開会社の買収

非公開会社の買収を実行するためには、主にインドネシア会社法と外国投資規制への準拠を検討する必要がある。一般に買収前に承認を得る必要があるが、対象会社の事業セ

クターによっては、必要となる承認が異なるという点が重要である。さらに、インドネシア会社法では会社の支配権の変更に関して、多くの要求事項を課している。(公表要請や従業員への通達要請を含む)

海外買収者の買収対象会社がPMDN会社の場合、買収プロセスにはPMA会社への変更が含まれる。この変更においては、新規のPMA会社を設立しようとする場合と同様の課題が発生する。これらの課題には、対象会社の事業活動がDNIに基づき外国投資可能かどうか、その場合に何らかの制限が課されるかどうかの検討が含まれる。PMDN会社のPMA会社への変更は、買収を完了するための前提条件となる。

公開会社の買収

インドネシアの公開会社(末尾に" Tbk."が付くことで知られる)の買収に関しては、インドネシア金融庁(OJKとして知られ、インドネシアの証券取引市場を規制している)の公布する規制に従う必要がある。また上場会社として、インドネシア証券取引所(IDX)のルールに従う必要がある。法的には、公開企業とは少なくとも300以上の株主数を有し、少なくとも30億ルピア以上の資本金を発行している会社、あるいは政府規制により規定された数の株主及び資本金額を持つ会社と定義される。

公開会社の買収は、会社法で言及されている関連規定についても従う必要がある。また、銀行、保険、石油天然ガス等の規制産業の会社の買収においては、追加的な規制面の要求が求められる。

買収の定義

資本市場の規定では、公開会社の買収とは会社の支配権の変更が起こる直接又は間接的な行為と定義されている。支配している者とは、以下のように定義される。

- a. 会社の株式の50%以上を保有する者、あるいは
- b. 会社を直接又は間接的にコントロールできる者(例えば、取締役やコミサリスの任命権又は解任権を保有している、定款を変更する権限を有している等)

OJK規定No.9/POJK.04/2018公開会社の買収(OJK規定No.9/2018)によると、会社を直接又は間接的に支配できる能力とは以下のようなものが証拠となる:

- a. 50%以上の議決権を保有していることを示す他の株主との契約
- b. 株主の権限として公開会社の財務及び営業方針を定款に基づきコントロールできることを示す文書/情報
- c. 大部分の取締役会及びコミサリス会のメンバーの任命又は解任を決定することが出来ることを示す文書/情報
- d. 取締役会決議及びコミサリス会決議における過半数の議決権をコントロールするパワーを持つことを示す文書/情報
- e. その他、公開上場会社をコントロールする手段を示す文書/情報

会社法によると、インドネシアの会社の買収は、既存株主からの株式の売買もしくは新規発行株式の引受(増資又は株主割当発行)により、実行される。公開会社の場合、既に発行されている株式の売買は、対象会社の支配株主との交渉、もしくは任意公開買付により有効となる。

支配株主との直接交渉による株式の売買取引の後には、一般的に公開株に対する義務的公開買付が行われる。

交渉及び開示

公開会社の買収は、典型的には潜在的な買収者と対象会社の支配株主（既存株式の取得の場合）又は対象会社の取締役会（新規発行株式の取得の場合）との間の交渉から開始される。

公開会社の買収を目的とした交渉を開始し、当該交渉について開示することを決定した潜在的な買収者は、少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表について、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

OJK規定No.9/2018の下で、当該公表には少なくとも以下の情報が含まれていなければならない：

- a. 対象会社の名称
- b. 想定取得株式数
- c. 想定買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、及び買収の理由を含む
- d. 潜在的買収者が既に保有している有価証券数（もしあれば）
- e. 支配の目的
- f. 潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等（コンソーシアムとして活動等）
- g. 交渉に関する予定される手法や手続
- h. 交渉資料

仮に交渉の公表の後、取引成立に至らなかった場合、関係者は交渉の終了について少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙によって公表することが求められる。また、当該公表については、対象会社、OJK及び対象会社が上場している場合にはIDXに対して、直接報告する必要がある。この情報はIDXのウェブサイトによっても公開され、対象会社及びOJKに直接報告される。

株主の合意

提案された取引条件は、法律や資本市場セクターの規制及び会社の定款に基づき、対象会社の株主の承認を得る必要がある。

定款でより高い基準が設定されていない限り、以下が必要となる。

- a. 公開会社の定款の変更、もしくは授權資本金額の増加には、株主総会に出席した有効議決権の3分の2の賛成が必要
- b. 買収、合併、実質的に全ての資産の負担又は販売には、株主総会に出席した有効議決権の4分の3の賛成が必要

会社の既存株主は、いかなる新規発行株式についても優先引受権を保有しているため、仮に買収に新株発行が伴う場合、既存株主が優先引受権を放棄するか、買収予定者が

買収を実行できるようになる程度まで優先引受権を移転することが必要となる。

資本市場の規定では形式面や通知の要件を含む公開会社の株主総会の招集手続を指定している(同様にインドネシアの公開企業の電子的株主総会の招集手続も指定されている)。

買収完了の公表

買収が成功した場合には、買収者は少なくとも1紙のインドネシア語の全国紙もしくはIDXのウェブサイトを通じて買収について公表しなければならない。また取引完了後1営業日以内には、OJKに対して結果を報告しなければならない。JK規定No.9/2018に基づき、当該公表は少なくとも以下の情報を含む必要がある。

- a. 取得した株式数、買収者に売却した株主名、1株辺りの買収価格、合計価格及び合計持株比率
- b. 買収者に関する情報、名称、住所、電話番号、メールアドレス、事業活動、株主構成、コミサリス会と取締役会、資本構成
- c. 買収の理由
- d. 該当する場合、新支配株主が組織体であるという表明
- e. 潜在的な買収者としての組織化されたグループ内での協業についての、関与者間による計画、契約、決定事項等(コンソーシアムとして活動等)
- f. 買収者の利益
- g. 関係会社関係の内容
- h. 当局からの承認に関する説明

義務的公開買付

公開会社の支配株主の変更においては、新支配株主は以下に該当する株式を除き、残りの株式について義務的公開買付を実施する必要がある。

- a. 新支配株主が買収により取得する株式を保有する株主によって保有されている株式
- b. 新支配株主が全支配株主との合意の下、別途同じ条件で買取オファーしている株式
- c. 同時に義務的又は任意公開買付を行っていた第三者(他の潜在的買収者)によって保有されている株式
- d. 対象会社の少なくとも20%の株式を保有する株主によって保有されている株式
- e. その他の支配株主によって保有されている株式

新支配株主は義務的公開買付について、買収完了の公表から2日以内に必要な関連資料とともにOJK及び対象会社に報告する必要がある。さらに、OJKから追加の情報提供、及び/または初期的な報告の修正を求められた場合には、依頼を受けてから5営業日以内に追加情報を、及び/または修正情報を提出しなければならない。

OJKは初期的な報告内容を確認し、新支配株主が当該情報を公に開示の可否を決定する。新支配株主はOJKから当該情報に係る開示可能を示す書面による確認を受け取ってから2営業日以内に、インドネシア語の全国紙を通じて義務的公開買付を公表する必要がある。

義務的公開買付の公表の後、対象会社の株主は、30日間で提示された価格でのオファーを受けるか拒否するかを決定する。株主による承認プロセスは規定により禁止されてお

り、全ての株式の移転及び支払いが買手及び売手それぞれの証券会社又は証券保管銀行を通じて行われる。

買付者は、オファー期間内(義務的公開買付の公表から30日)にオファーを受け入れられた株式は、全て取得しなければならない。また買付者は、買い付けが成功した場合オファー期間終了から12日以内に支払いを完了する必要がある。

浮動株の要件

公開買付の結果、支配株主が80%以上の株式を取得することとなった場合(非公開会社となった場合を除き)、新支配株主は80%未満となるまで株式の一部売却する、十分な株式を浮動株とする、新規株式を発行する等の措置を行う必要がある。上記は買収後2年以内に行われる必要がある。

任意公開買付

任意公開買付は、潜在的買収者が対象会社の支配株式を株式購入又はその他の株と交換可能な有価証券により取得するための、代替的手段である。

オファーは全ての者(既存株主か否かを問わず)により実施可能であり、また一般的にはメディア、すなわち新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・その他の電子メディア・レター・ブローシヤ等を通じて行われる。任意公開買付を行おうとする者は、対象会社・OJK・既に任意公開買付を同じ対象会社に対して行うことを表明している他者、上場企業の場合にはIDXに対して、義務的公開買付を行う旨を伝達する必要がある。

加えて、任意公開買付を行おうとする者は、OJKへの任意公開買付表明の提出と同日に、少なくとも2社のインドネシア語の新聞(うち1紙は全国紙)を通じて公表する必要がある。任意公開買付表明は、以下の要件のいずれかを満たしたタイミングで有効となる。

- a. OJKが書面による承認を発行した場合
- b. 任意公開買付表明がOJKに提出されて15日を経過後、OJKによる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合
- c. 任意公開買付表明についてOJKの依頼により変更があった場合、変更版がOJKに提出されて15日を経過後、OJKからさらなる変更依頼がなく、また潜在的な買付者が変更を予定していない場合

任意公開買付は、任意公開買付表明が有効となってから、2営業日以内に開始されなければならない。任意公開買付の期間は少なくとも30日間であり、OJKの承認がない場合を除き、90日まで延長することが出来る。

4. インフラストラクチャー

インドネシアは大きなインフラ需要があり、民間投資の促進やインフラ発注手続きの透明性の増加のための大規模な法務制度改革(アンバンドリングや自由化を含む)が行われている。様々な取り組みの中で、インドネシア政府は官民連携(PPP)プログラムを策定し、足元では多くのプロジェクトが進められている。PPP制度により、政府、国営企業、地域企業とともに、民間セクターがインドネシアのインフラ整備に積極的に関与する機会が開かれた。さらに、2020年2月18日、インドネシア政府は、限定的な譲歩権によるインフラ投資に関する大統領規則No. 32/2020号を制定した。これは、中央政府及び/または国有企業によって現在運営されている既存の資産を利用し、公共インフラに資金を提供するための

スキームを導入するものである。

インドネシアの法や規制に基づき、インフラはセクター別(例えば道路、鉄道、電力、電信、水道供給、固形廃棄物等の衛生など)に区分され、特定の省庁や規制当局により管轄されている。国営企業もまたこれらのセクターでは重要な役割を担っている(なお、これらの企業が以前享受していた法的独占や準規制的な権限は排除されており、民間セクターは国有企業との合併事業を義務付けられることなく、インドネシアのインフラ開発に参加することが可能である)

発注規制

インドネシアの公共事業の発注ルールは、発注プロセスの改善と地方自治の原則の下での地方の財政当局の発展という2つの観点から広範な改革のテーマとなってきた。

規制は全部及び一部を国又は地方から税源予算が出ているような中央及び地方政府、国営の法的組織(国立大学等)、国営企業もしくは地方公営企業(所有含む)などによる商品やサービスの調達に及んでいる。基本的には、インドネシアの公共発注規制は発注主体が直接の政府機関でない場合であっても適用される。インフラの分野においては、一般的な発注規制は特に伝統的な国家財政のインフラ提供方法に関連している。これはプロジェクト体制がPPPプログラムの範疇にないと見做され、国家財政に影響を与えると見做される場合と同様である。

限られたケースを除き、競争による公開入札が義務付けられている。インドネシアの公共調達規制が一般的な要請を統治している一方、特定のエリアやセクターでは特定の政府発注ガイドラインに基づく特定の規制面での要請がある。

官民連携-規制の枠組み

近年、インドネシア政府はインフラストラクチャーの需要と予算のギャップを埋めるため、PPPスキームを活用する必要があると認識している。例えば、2018年には、世界銀行によるインフラセクター調査に基づき、インドネシア政府は中期国家開発計画(RPJMN)での投資目標額415百万ドルのうち、35%は民間セクター、22%は国営企業による投資が必要と試算されている。インドネシアでは、インフラプロジェクトのリスク分担割合を改善し、民間企業の競争入札を促進するというインドネシア政府の方針により、PPPプロジェクトの法的・制度的枠組みが大きく改善されている。例えば、PPP規定の下で発注されたプロジェクトにおいては、公募型スキーム(Solicited)または民間からの提案型スキーム(Unsolicited)のいずれであっても、落札者の選定は公開された入札プロセスにより実行される。また、このようなプロジェクトは、全てのステークホルダーがリスクを適切に管理できるよう、リスク分担が設計されている。これはインドネシアで1980年代・90年代に行われたBuild-Own-Transferスキーム、Build-Own-Operateスキームやその他の民営化スキームとは対照的で、当時は多くのプロジェクトにおいて政府との直接交渉により取り進められていた。

この点、大統領令No.38/2015は、インドネシアにおけるPPP導入の基礎(PPP規定)となっている。PPP規定の下、PPPとして導入可能なインフラプロジェクトの形態は以下を含んでいる：

- a. 交通インフラ
- b. 道路インフラ

- c. 水資源及び灌漑インフラ
- d. 上水道インフラ
- e. 下水道インフラ
- f. 分散型汚水管理インフラ
- g. 一般廃棄物/有害廃棄物管理インフラ
- h. 電気通信及び情報処理インフラ
- i. 電力インフラ
- j. 石油天然ガス及び再生可能エネルギーインフラ
- k. 省エネルギーインフラ
- l. 都市施設インフラ
- m. 教育、研究開発施設インフラ
- n. スポーツ、芸術及び文化的施設インフラ
- o. 観光インフラ
- p. ヘルスケアインフラ
- q. 刑務所インフラ
- r. 公営住宅インフラ
- s. 政府施設インフラ

インドネシア国会は、特定のセクターのインフラについての発注及び民間セクターの開発やプロジェクトへの参加の合理化や明確化のため、以下を含む新規法案を制定している。

- a. 法律No. 17/2019水資源(オムニバス法による改定あり)
- b. 法律No. 38/2004道路(オムニバス法及び道路に関わる法律No. 38/2004の第2次修正法律No. 2/2022による改定あり)
- c. 法律No. 23/2007鉄道(オムニバス法による改定あり)
- d. 法律No. 17/2008海上輸送(オムニバス法による改定あり)
- e. 法律No. 18/2008廃棄物管理
- f. 法律No. 1/2009航空(オムニバス法による改定あり)
- g. 法律No. 30/2009電力(オムニバス法による改定あり)

関連セクターの法律及び規制に従い、インフラプロジェクトは中央政府あるいは地方政府の省庁、機関、代理機関により実行される。PPPプロジェクトは、公共のインフラサービスを提供するものとして任命された国営企業あるいは地方公営企業によっても発注されることがある。例えば、インドネシアの国営電力企業のPT PLNや水供給の地方公営企業のPDAMsなどである。これらの発注者は一般に政府契約機関(GCA)と呼ばれる。

入札結果に基づく落札者(もしくは落札者によって設立された新会社)とGCAは、PPPプロジェクトの導入を管理するための基本協定を締結する。「基本協定」という用語は、公共と民間セクターの間の主たるプロジェクト契約書に適用される一般用語として使われる。セクターやプロジェクトの形態により、当該契約書は、売電契約書、給水契約書、コンセッション契約書またはその他の契約書に基づいて作成される。

基本協定は、とりわけ業務範囲、プロジェクト期間、契約履行保証の規定、当初の料率と変更メカニズム、リスク分担、サービスパフォーマンスの基準、罰則、係争解決メカニズム、不可抗力条項、対象インフラの所有者等に関する情報、プロジェクト期間終了時におけるプロジェクト資産のGCAへの売却条件に関する条項が含まなければならない。また、適用される法令は、インドネシア法でなければならない。基本協定は、インドネシア語のみ、

あるいはインドネシア語と英語等の他言語との併記で作成されるが、2言語間において不整合があった場合には、大統領令N0.38/2015に基づき、インドネシア語が優先される。基本協定の条項は、特定のセクターにおける要請によって追加される場合もある。

PPPを支援する制度的枠組み

インドネシアにおけるPPPを促進、支援することに関して、政府は様々なファンドや融資制度の利用を通じた民間セクターを支援する制度を提供している。

例えば、民間セクターによるPPPプロジェクトにおける土地収用の困難に対応するため、インドネシア政府はこのような民間セクターの土地収用の財政的な支援を検討している。公共及び民間による土地収用の法律や規制の明確化-法律No.2/2012公共の利益のための土地収用を含むも同様であり、これはインフラ開発における土地収用の不透明性を減らすことを意図したものである。(オムニバス法により一部改定。)なお、大統領令No.19/2021公共の利益のための土地収用(過去の大統領令No.71/2012等の規定の廃止)は実行されている。

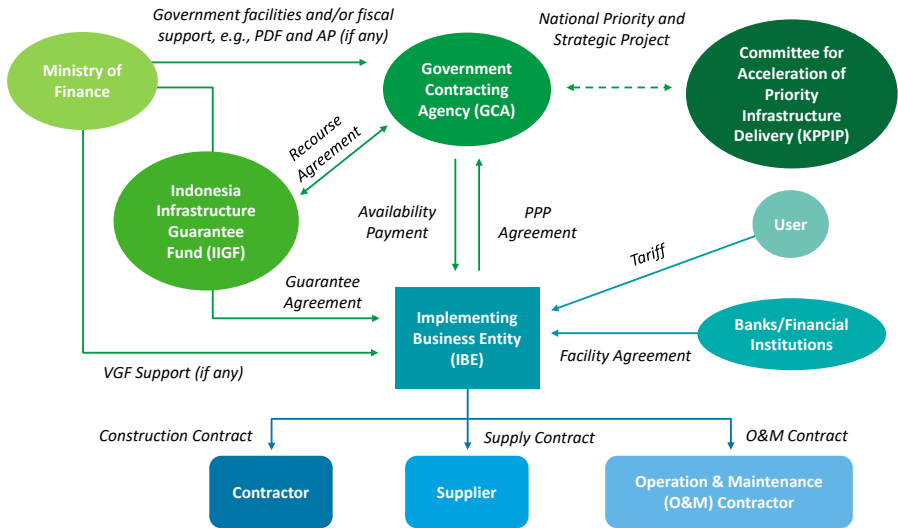
2009年後半、財務省はPPP規定及び政府規定No.35/2009インフラ保証のための有限責任会社の設立に関する政府規則(インフラ保証のための有限責任会社設立のための国家参加に関する政府規則第55/2020号で最終改正)に基づき、PT Penjaminan Infrastruktur Indonesia(国営企業)又はPIIを設立した。PIIはIndonesia Infrastructure Guarantee Fund(IIGF)として知られている。IIGFは財務省により、インフラプロジェクトのリスクを最小化するためのPPPプロジェクトに対する政府保証を提供する「唯一の窓口」となるよう任命された(例えば、適用される協力協定の下でのGCAの財政的な義務)。IIGFは世界銀行の支援により設立された。

IIGFにより提供される政府保証は、保証者としてのIIGFとプロジェクトの実行者として選定された民間企業との間で、ベネフィシャリーとして締結される。保証契約の条項に基づき、プロジェクト会社は、保証の受益をレンダーに割り当てる事が出来る。また、IIGFは直接契約(コンセントレター)をプロジェクト会社及びレンダーと締結する。保証が実行された場合、IIGFはGCAとIIGFの間で締結したりコース契約に従い、支払い額を補償される権利を持つ。リコース契約は、とりわけGCAによる協力協定に基づくリスク分配、及び協力協定に基づくGCAのパフォーマンスに対するGCAの徹底した評価を促進することを図している。また、インドネシア政府は国営企業であるPT Sarana Multi Infrastruktur(PT SMI)を設立した。PT SMIはインフラファイナンスに特化したノンバンクの金融機関である。IIGFとPT SMIは、ともに潜在的なGCAに対して、プロジェクト準備やストラクチャーに関する知見や助言の提供を行う。例えば、プロジェクト導入に関する助言の提供や、フィージビリティ調査の準備、マーケットサウンディングの実施やPPPプロジェクトの入札プロセスにおけるGCAの支援などを行う。

PT SMIは、財務省によりいくつかの顕著なPPPプロジェクト- Umbulan用水供給プロジェクトやスカルノハッタ国際空港接続鉄道プロジェクト等を推進するために設立された。

PPPの枠組みの中でもう一つの機関であるPT Indonesia Infrastructure Finance(IIF)は、PPPプロジェクトの資金調達のために代替金融支援を提供する目的で設立された。IIFは設立以来、株式会社三井住友銀行から多額の出資を受けている。各機関のシナジー効果は、図21に示される通りである。

図21: 各機関のシナジー効果



コンセッションスキーム(アセットリサイクル)

アセットリサイクルとは、政府や国営企業が保有する資産を民間企業に売却・リースすることで、必要なインフラ投資資金を調達できるようにする施策を指している。インドネシアの規制枠組みでは、Perpres No.32/2020で、政府・国営企業が実施可能な資産リサイクルスキームの一つとして、Limited Concession Scheme (LCS) という概念が導入されている。

大統領規則No. 32/2020によって、国又は国営企業が所有する既存の資産運用に対する民間投資が許可されている。例えば、政府は、利用されなくなった有料道路の運営に対して民間セクターに「限定的なコンセッション」を与えることができる。このような運用権の付与は、限定コンセッションスキーム(「LCS」と呼ばれる。LCSに参加する民間投資家は、商業資産の運用から利益を得るだけでなく、新しいインフラストラクチャーの資金調達にも参画するであろう。民間投資家は、「限定的なコンセッション」の付与を受けるにあたって国又は国営企業に料金を支払う必要がある。このようにして、政府又は国営企業は、新しいインフラアセットの開発のための資金を得ることができる。

LCSを明確にするために、大統領規則No. 32/2020では、LCSを通じて民間セクターに提供できるインフラ資産のカテゴリーの詳細が以下の通り規定されている。

- a. 交通(港湾、鉄道、空港およびバスターミナル)
- b. 高速道路;
- c. 水資源;
- d. 上水道供給システム;
- e. 下水道・排水処理システム;
- f. 廃棄物管理システム;

- g. 電気通信及び情報システム;
- h. 電気;
- i. 石油、ガス、及び再生可能エネルギー

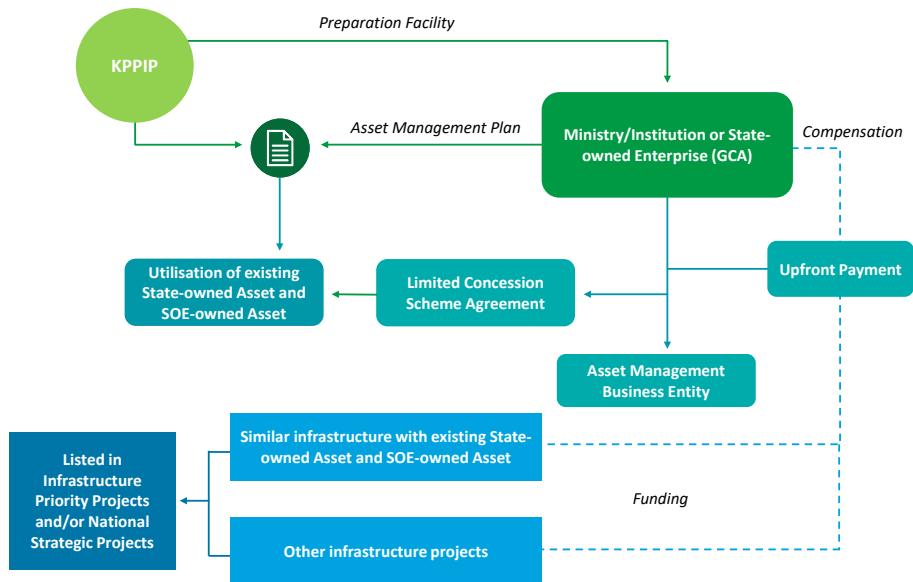
さらに、大統領規則No. 32/2020は、公共資産がLCSを通じて民営で運営されるため、次のような最低要件を定めている。

- a. 少なくとも2年間は商業的に運営される必要があること。
- b. 該当する国際基準に準拠した運用効率の向上が必要であること。
- c. 今後少なくとも10年間の資産のライフサイクルが見込まれること。
- d. 国有資産である場合、政府会計基準に従った前年度の省庁の監査済み財務諸表が必要であること。
- e. 国有企業の資産として計上される場合、少なくとも2年間連続してプラスのキャッシュフローを計上し、インドネシアの該当する会計基準に従って少なくとも3年間連続して監査を受けていること。

国有資産のユーザーである大臣・官庁の長、または国有企業の社長は、KPPIPの支援を受け、計画プロセスを実施することになる。この計画プロセスのアウトプットは、資産管理計画であり、LCSに提供可能な資産のパイプラインとして機能する。国有資産として記録された資産の場合、LCS資産を事前に適格な投資家に提供するために、競争入札プロセスを実施しなければならない。この段階では、資産所有者である大臣・官庁の長が取引プロセスを実施する。取引プロセスが完了すると、政府は財務省傘下のBLUを通じて資産を引き継ぎ、落札者と契約を締結する。国有企業の所有として記録されている資産の場合、国営企業の社長は、当該国有企業に適用される選定手続きに基づいて、契約締結を実施する。事業者選定手続き終了後、国有企業は落札者との間で契約を締結する。国有企業と落札者は、特別目的会社を設立することができる。LCSのプロジェクト構造は次の図の通りである。



図22: LCSのプロジェクト構造



政府規則第32/2020号では、LCSは政府または国有企業が自ら資産を利活用する際に発生しうるリスクを軽減するため、資産所有者にとって有益であるとされている。一方、従来の資金調達に代わる方法として、LCSの導入は、政府が必要なインフラを追加債務を負うことなく建設し、既存のインフラサービス提供を維持または改善する可能性を持つ方法である。

一方、政府規則No.32/2020は、包括的な規制や投資制限等の要因に依存する可能性が高い。インドネシア政府は、政府規則No.32/2020の制定の前に、政府は国有/地方政府所有資産やPPPを利用するための規制枠組みを確立した。このため、類似した事項の規制が重複しており、実施上の障害となる可能性がある。

国営企業の場合、アセットのリサイクルは戦略的パートナーシップ協カスキームを通じて実施することも可能である。国営企業大臣規則第7/2021号によると、戦略的パートナーシップ協カスキームは、国営企業とそのパートナーの間で、相互目的達成のために行われ、その協カは、国営企業にとって最も最適な利益に基づいて実施される。戦略的パートナーシップ協カスキームは、国営企業をパートナーとして、または国営企業がパートナーを求める当事者として実施することができる。国営企業大臣規則第7/2021号に規定されているように、国営企業の内部標準業務手順(SOP)は、国営企業がパートナーを求める当事者として行動する場合、戦略的パートナーシップ協カスキームの実施の基礎として使用されます。

5. 優れたコーポレートガバナンスの構築

優れたコーポレートガバナンス原理の構築は、会社法No. 40/2007及び有限責任会社向け解説規定No. 25/2007の15条において規定されており、これらの法律では会社と投資

家の両者の観点から優れたコーポレートガバナンスの責任が強調されている。優れたコーポレートガバナンス原理には、透明性、説明責任、受託者責任、独立性、及び公平性が含まれる。これらの規制を補完するものとして、経済担当調整大臣は、優れたコーポレートガバナンスは企業とビジネス環境全体の両方に対する投資家の信頼に関連するものとして市場経済の重要な柱であると述べている。優れたコーポレートガバナンスの構築は持続可能な経済成長と安定に繋がり、またクリーンで信頼できる政府を確立するための活動を支援することも期待されている。

優れたコーポレートガバナンスの構築にあたり、インドネシアの企業はコーポレートガバナンスコード、国家委員会及び国際金融公社(IFC)のマニュアルを参照することが出来る。国家委員会は既存のコーポレートガバナンスコードをレビューし現状に即したものに改定するための小委員会を設立した。世界銀行グループであるIFCはガバナンス慣行を強化することにより、新興市場で企業が直面する様々な課題へ対処することを支援している。これらのマニュアルは企業を法的に拘束するものではないが、優れたコーポレートガバナンスの構築のための基本的なガイダンスや参考情報を提供している。

これらのマニュアルには(i)リスクマネジメント、(ii)内部統制、(iii)内部監査という3つの重要なトピックが記載されている。リスクマネジメントと内部統制は取締役会(BoD)の職務としてカバーされる必要がある2つの主要な領域になり、内部監査はコミサリス会(BoC)とBoDを保証するものとして機能している。

リスクマネジメント

IFCが作成したインドネシアのコーポレートガバナンスマニュアルによれば、リスクマネジメントの成功は全ての企業の成功の中核をなすものである。リスクマネジメントにおいては、BoCとBoDの両者が以下の責任を負う；

- a. 企業の戦略的目標を達成するために企業が取ることをいとわないリスクの性質とレベルの決定
- b. リスクが適切に評価及び軽減されることの確保

BoDはリスクマネジメントシステムの構築を担当し、BoCは当該構築のモニタリング及びレビューを担当する。国家委員会(KNKG)により発行されたインドネシアのコーポレートガバナンスコード2006に基づき、以下のことが推奨される；

- a. BoDは企業活動の全ての側面をカバーし、企業内の健全なリスクマネジメント慣行を構築、実行する
- b. 新規の製品やサービスの創造を含む戦略的な意思決定は、リスクエクスポージャーを慎重に検討し、利益とリスクの適切なバランスを確保して行う
- c. 適切なリスクマネジメントを行うため、企業はそのような機能を担当する組織又は担当者を設定する必要がある

BoCがリスクマネジメントシステムの実行を監視及びレビューすることを支援するため、BoCはリスクポリシー委員会を設置することが望ましい。これは全ての企業に推奨されている(OJK CGガイドライン)。リスクポリシー委員会はBoCがリスクガバナンスストラクチャーを設定し、企業のリスク許容度を決定及び評価し、主要なリスク指標及び結果を定期的に監視し、リスクマネジメントと内部統制システムの十分性と有効性をレビューすることを支援する責任がある。リスクマネジメントを行うにあたり、多くのインドネシ

ア企業はCOSO Enterprise Risk Management 2017及び/又はISO 31000:2018 Risk Managementを参照している。インドネシア国家標準化機構(BSN)はインドネシア国家標準(SNI)8615:2018 ISO 31000:2018 Risk Management Guideを発表した。

内部統制

内部統制-統合フレームワーク (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 2013)を参照すると、内部統制とは企業の取締役会、経営者及びその他の人員によって構築されるプロセスであり、運用、報告、コンプライアンスに関する目的の達成についての合理的な保証を得るために設計されている。リスクマネジメントには効果的な内部統制システムの構築と維持が求められる。コーポレートガバナンスコード2006には以下のように記載されている;

- a. BoDは会社の資産、業績、及び法規制の順守を保護するために、健全な内部統制システムを構築・維持する必要がある
- b. 発行者及び公開会社は内部統制機能又はユニットを保有する必要がある。
- c. 内部統制ユニットは企業のプログラムの実施状況を評価し、リスクマネジメントプロセスの有効性を改善するための推奨事項を提供し、会社の法規制の遵守を評価し、外部監査人との調整を行うことにより、BoDが企業の目的及び事業の持続可能性を実現するための支援を行う必要がある。
- d. 内部統制ユニットに対しては代表取締役あるいはこの機能を担当する取締役が責任を持つ。内部統制ユニットは監査委員会を通じてBoCと機能的な関係を有している。

内部監査

内部監査は企業を損失から守るために企業内に構築される内部統制の十分性と有効性を確保する責任がある。この機能はリスクマネジメントにおける統制環境、リスクアセスメントを評価し、調査結果及び改善事項をBoC(監査委員会を通じて)及びBoDに提供する。

IFCが作成したコーポレートガバナンスマニュアルによると、内部監査はBoCとBoDへ次のような事項に対する保証を提供する;

- a. 会社全体、部門、子会社、事業単位、事業機能に関する業務の効率と有効性
- b. リスクマネジメントのフレームワーク(リスクの特性、リスク評価、対応、及び監視を含む)
- c. 資産保全、報告プロセスの健全性と誠実性を含む統制環境
- d. 規制、ポリシー、手続きの遵守

前述の通り、調査結果は内部監査によって監査委員会を通じてBoCに伝達される。監査委員会は発行者及び公開会社においては設置が義務づけられており(OJK)、また他の会社においても設置を推奨されている(OJK CGガイドライン)。監査委員会は提示される財務報告の適切性、内部統制構造の十分性と有効性、適用される監査基準に従った内部監査及び外部監査、及びマネジメントによる監査発見事項のフォローアップにおいて、BoCを支援する責任がある。内部監査のプラクティスは、世界的にもインドネシアにおいても、内部監査人の責任と内部監査活動を確保するための主要な基準として広く受け入れられているIIAの内部監査に関する専門職的実施の基準(SPPIA)に依っている。また、IIAはCOSO内部統制-統合フレームワーク2013を効果的な内部統制を構成するものを決定するための主要な基準として認識している。

6. 資本市場

インドネシア証券取引所 (IDX)

IDXは株式の売手と買手を結びつけるための売買プロセスに関するシステムと制度を提供している。IDXはメンバー、上場、株式売買、クリアリング、決済及びその他の証券取引活動に関連する事項に関する規制を決定する。IDXにより提案された規制はOJKにより承認されなければ有効とはならない。IDXはまたメンバーや彼らのIDXでの活動を調査するために一定の機関任命される検査部門を維持しなければならない。

上場市場は、「Main Trading Board」、「the Development Trading Board」、「Acceleration Trading Board」の3種類があり、上場要件の違いは、以下の通り。

#	項目	Main Trading Board	Development Trading Board	Acceleration Trading Board
1.	会社形態	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社
2.	事業期間・営業期間	36か月	12か月	過去1年間に事業収入を計上し、商業的な営業活動を行っていること
3.	財務諸表	a. 3年以上の監査を受けていること b. 過去2年間の監査済財務諸表および直近の中間監査済財務諸表で無限定意見を取得している	12ヶ月以上の監査を受けていること、および直近の中間監査済み財務諸表(もしあれば)が無限定意見を得ていること	12ヶ月以上の監査を受けていること ※設立1年未満の会社は、設立以来、無限定意見を取得する必要がある
4.	資本金k	純有形固定資産1,000億ルピア以上	a. 純有形固定資産50億ルピア以上 b. または、直近の会計年度の事業利益10億ルピア以上及び時価総額1兆ルピア c. または、直近の会計年度の売上高400億ルピア以上及び時価総額2,000億ルピア	N/A
5.	株主数	> 1,000	> 500	> 300
6.	少数株主の最低保有株式数	3億株以上の場合： a. 株式公開前の株式価値が5,000億IDR未満の発行済株式総数の20%以上 b. 新規公開前の株式価値が5000億IDR以上2兆IDR未満の発行済み株式総数の15%以上 c. または、新規公開前の株式価値が2兆ルピア以上の場合、発行済み株式から10%以上	1億5千万株以上の場合： a. 株式公開前の株式価値が5,000億IDR未満の発行済株式総数の20%以上 b. 新規公開前の株式価値が5000億IDR以上2兆IDR未満の発行済み株式総数の15%以上 c. または、新規公開前の株式価値が2兆ルピア以上の場合、発行済み株式から10%以上	発行済株式総数の20%以上

#	項目	Main Trading Board	Development Trading Board	Acceleration Trading Board
7.	株価	IDR100	IDR100	IDR50
8.	独立コミサリス	コミサリス会の30%以上	コミサリス会の30%以上	a. 中規模資産保有者の場合、6ヶ月間で設置・移行が必要 b. 小規模資産保有者の場合、1年間で設置・移行が必要
9.	コーポレート・セクレタリー	✓	✓	a. 中規模資産保有者の場合、6ヶ月間で設置・移行が必要 b. 小規模資産保有者の場合、1年間で設置・移行が必要
10.	監査委員会・内部監査部門	✓	✓	a. 中規模資産保有者の場合、6ヶ月間で設置・移行が必要 b. 小規模資産保有者の場合、1年間で設置・移行が必要
11.	報酬・指名委員会	✓	✓	a. 中規模資産保有者の場合、6ヶ月間で設置・移行が必要 b. 小規模資産保有者の場合、1年間で設置・移行が必要

インドネシア決済保証会社(KSEI)

ジャカルタに所在するKSEIはIDXとの契約に基づき、集中証券保管サービス及びIDXの取引決済を行っている。KSEIは証券保管銀行、証券会社及びその他の関与者にサービス提供している。

金融サービス庁(OJK)

2013年1月1日より、OJKは資本市場、保険会社、証券会社及びマルチファイナンス会社への規制を開始している。またOJKは2014年1月1日より銀行の監督を開始している。

OJKは銀行及びノンバンクの金融機関に対する「ワンストップ」の規制組織として設立され、銀行業、資本市場、保険業、及びその他の金融サービスセクターをカバーしており、前任組織より権限を拡大させることを意図している。OJKは金融サービスセクターにおける汚職の調査、罰則の管理、調査や起訴、ライセンスのはく奪などを行う権限を持っている。OJKはまた、消費者のクレームへの対応や消費者に代わり法的主張を行うことで、金融サービス産業における消費者保護において中心的な役割を担っている。

OJKはその他の政府機関、すなわち財務省やインドネシア銀行と協調することが期待されている。インドネシア銀行における商業銀行及びシャリア銀行の監督権限が2013年末にOJKに移管され、インドネシア銀行の主な役割は通貨の安定性と支払いシステムの監督を行うこととなった。

COVID-19の状況に照らして、インドネシア政府はCOVID-19によって引き起こされる悪影響に対応するために、役割と機能を合理化する観点からOJKが管轄する特定の法律や規制を改正することを検討している。この改正される規制が展開されてどのような結果となるか、また現在のインドネシア金融機関にどのようなインパクトを与えるかについては注視が必要である。

債券市場

インドネシアの債券市場は主に国債と社債により構成されている。国内での資産担保証券の発行は特別な規定制度の下で認められている。また、政府は地方債の発行を認める規定を定めている。

中央政府は様々な国債を短期・中期・長期で、インドネシアルピア建て及び外貨建てで発行している。国債はインドネシアソブリン債及びシャリア原則に従いルピア建てもしくは外貨建てで発行される国のシャリア証券(SBSN)から構成される。SBSはススーク・イジャラセールアンドリースバックの仕組みを利用して発行される。

社債は主に従来型の社債、メディアムタームノート(MTN)、コーポレートススーク、及び転換社債により構成される。法人の社債発行者はオフショアの特別目的会社を通じたオフショア債の発行により、国際的な資本市場を定期的に利用している。

地方債(地方政府により発行される債券)は地方自治の原則に従って実施され、地域のインフラプロジェクトの資金調達を促進することを目的としている。地方債は1年以上の満期を持ち、ルピア建てにより、国内の資本市場を通じてインドネシア国民に提供されることを意図している。地方債は債券発行により資金調達される地域プロジェクトにより担保される場合がある。これらの地方債に対して中央政府が保証することはない。

資本市場規制は、一定の状況下で公募によらない負債証券の発行を認めている。公募を伴わない負債証券の発行に関連する新たなOJK規制の制定は、これらの問題に対処する法的枠組みを規制することになる。

情報開示

証券の発行及び/あるいはIDXに上場を検討している公開会社は、財務諸表及びその他の開示資料をOJKに提出しなければならない、これらを一般に公開しなければならない。OJKは資本市場の規制者として、資金調達に利用される単年及び複数年の財務諸表や四半期報告書を含む、公開会社の財務諸表に対して最低限の基準を設定している。

財務諸表はインドネシア会計士協会により制定されたインドネシア会計基準(PSAK)及びその他のインドネシア資本市場で一般に認められた会計慣習に従って作成されなければならない、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書及び財務諸表への注記を含まなくてはならない。

連結財務諸表には親会社に支配されている全ての子会社が含まれていなければならない。親会社が直接又は子会社を通じて間接的に50%以上の議決権を保有している場合、もしくは親会社が以下の条件を1つでも満たしている場合に支配関係が存在していると見做される:

- a. 会社が他の投資家との契約によって50%以上の議決権を保有している場合

- b. 会社が定款もしくは契約に基づき財政方針や運営方針を決定する力を有している場合
- c. 会社が経営層のメンバーの過半数の任命するあるいは解任する力を有している場合、あるいは
- d. 経営会議において議決権の過半数を行使できる力を有している場合

しかしながら、子会社は以下の場合において連結対象から除外される：

- a. 近い将来において子会社の株式が買収されその結果処分される見込みであり、支配が一時的なものと予定されている場合
- b. 子会社が持株会社への送金することを長期的に厳しく制限されている状況下にある場合

インドネシアの公開会社は株式の価値に重要な影響を与えうるあらゆる出来事について、当該出来事の発生から2営業日以内に公表及びOJKへの通知により開示する必要がある。開示が求められる事項は以下の通りである：

- a. 吸収合併、株式購入、新設合併もしくは合併会社の設立
- b. 株式分割もしくは配当
- c. 特別配当による収入
- d. 重要な契約の獲得もしくは喪失
- e. 重要な新製品もしくは新技術
- f. 支配権の変更もしくはマネジメントの重要な変更
- g. 債務証券の購入指示もしくは償還
- h. 重要な額の公募証券もしくは私募証券の取得
- i. 重要な資産の取得もしくは重要な資産の売却による損失
- j. 比較的重要な労働争議
- k. 会社及び/もしくは会社の役員あるいはコミサリスに対する重要な訴訟
- l. 他の会社の株式を取得するためのオファー
- m. 会計監査人の変更
- n. 債務の受益者の変更
- o. 決算日の変更
- p. その他の重要事項

私募

インドネシアでは、証券の私募による販売は会社と特定の投資家による直接交渉によって実行される。国内資本市場取引は、もし取引がインドネシア国民にマスメディアを通じてオファーされることがなく、100人以下にオファーされ50人以下に販売した場合、国内資本市場取引は私募を構成する。

公開会社の資本の直接引き受けは、既存株主の優先取得権を使わない増資により行われる。この際、以下の要件を満たしている場合、株主総会での承認により行うことが出来る：

- a. 当該増資が、2年以内(持株会以外の場合)及び5年以内(持株会の場合)に払込資本の10%を超えないこと、または、当該増資が、2年以内(持株会以外の場合)及び5年以内(持株会の場合)に払込資本の10%を超えないこと。、もしくは、

- b. 増資の主な目的が、以下の条件のうち1つを満たす会社の財政状態を改善することにある場合：
1. インドネシア銀行もしくはその他の政府組織から、払込資本の100%を超える額もしくはは再建することが可能となるような条件で融資を受けている銀行
 2. 純運転資本がマイナスかつ総資産の80%を超える法的義務があり、株主総会で増資について承認を得ているノンバンクの会社
 3. 関係会社以外のレンダーに対して債務不履行にある会社あるいは債務不履行を避けることができない状態にあり、レンダーが融資の返済と引き換えに株式又は転換社債を受け取るとを合意している会社

会社は優先引受権が行使されない増資を実行する少なくとも5営業日前までに、私募についてOJKに通知する必要がある、また公に報告する必要がある。また完了の2営業日以内に、会社はOJK及び公に株式数及び株価を含む結果を通知する必要がある。

新規公開(IPO) プロセス

インドネシアで株式の新規公開を行おうとしている会社は登録届け出書及び関連資料をOJKに提出しなければならない。発行者は当該書類において開示される情報(オファー価格や登録の効力発生日など提出時点で確定していない情報を除く)の網羅性と正確性について責任を持つ。登録届け出書の提出後、発行者は追加的な情報及び/あるいは登録届け出書の変更を求められることがある。

発行者はIPOの目論見書の要旨について、OJKからの許可を得た後2営業日以内に少なくとも1社のインドネシアの全国紙にて公表する必要がある、また同じく2営業日以内に公表事項に関連する根拠をOJKに提出しなければならない。

発行者はOJKからの書面による承認があれば、予備的目論見書(ブックビルディングを目的とする)によりオファーを行うことが出来る。

登録届け出書の効力

登録届け出書は以下に従って効力が発生する：

- a. 時間の経過に基づくもの：
 1. OJKから新規公開に関する全ての基準を満たした完全な登録届け出書を受け取ってから45日経過、あるいは
 2. OJKから最新の修正版を受け取った日、あるいはOJKからの要求を満たした最新の日付から45日経過
- b. OJKから、これ以上の修正及び追加で必要な情報はないとの表明があった場合

登録届け出書が有効となった後、発行者は以下を行う義務を負う：

- a. 登録届け出書の一部として、公もしくは買手候補に対して必要な目論見書を作成する
- b. 目論見書及び関連資料をSPRINT(OJK許可システム)を通じて提出する、かつ
- c. 目論見書の要旨に変更及び/あるいは追加があったかどうかについて、登録届け出書の効力発生日から1営業日以内に、少なくとも1社の全国紙にて公表し、また公表から2営業日以内にOJKに根拠資料を提出する

新規公開の期間、株式の割り当て、新規公開レポート

発行者は登録届け出書の効力発生日から2営業日以内にIPOを実行しなければならない。新規公開の期間は1から5営業日であり、株式の割り当ては新規公開日の終了から2営業日以内に完了しなければならない。その後、割当日から1営業日以内に株式を交付しなければならない。

幹事証券会社あるいは発行者は、株式割当日から5営業日以内に新規公開に関するレポートをOJKに提出しなければならない。その後、幹事証券会社あるいは発行者(もし発行者が幹事証券会社を利用していない場合)は新規公開に対する特定の検査を行う公認会計士を任命しなければならず、当該検査は新規公開期間の終了から30日以内にOJKから受け取らなければならない。

オファーされた株式がIDXに上場される場合、上場は株式割当日から1営業日以内に行われなければならない。

ライツ・イシュー(新株予約権の無償割当)

インドネシアの公開会社が増資をしようとする場合、既存株主は新規発行株式に対して、現在の資本比率に応じた分だけ優先引受権を持っている。

公開会社がワラントを発行しようとする場合、ワラントの合計数及び流通されるワラントの数は登録届け出書が提出された日の払い込み資本額の35%を超えてはならない。

ライツ・イシューの対象には、既存株主もしくは公によって購入されていない残りの株式について同額同条件で買う義務があるスタンドバイバイヤーも含まれる。スタンドバイバイヤーはプラスの収益がありスタンドバイバイヤーとなることが可能であることを示す財務諸表(会社の場合)もしくは当座預金口座の残高証明(個人の場合)を用意しなければならない。

7. 銀行業及び貸付業

インドネシア銀行はインドネシアの中央銀行である。法律No.23/1999インドネシア銀行(「インドネシア銀行法」)に基づき、インドネシア銀行は、法により定められていない限り、政府及び/あるいはその他の関係者から干渉されることのない独立した国家機関である。インドネシア銀行の主たる目的は、ルピアの価値の安定性を確保することである。インドネシア銀行法は当該目的を達成するために規定され、インドネシア銀行は以下の任務を負っている：

A. 金融政策の決定及び実行

金融政策の決定及び実行という点において、インドネシア銀行は以下の権限を持つ：

1. 設定されたインフレ目標を考慮したマネタリーターゲットの設定
2. マネタリーコントロールの実行(以下の方法を含むがこれに限定されない):
 - a. ルピア及び外貨の金融市場の運営
 - b. 割引率の設定
 - c. 最低必要準備金の決定、及び
 - d. クレジット又は資金調達のアレンジ

B. 円滑な決済システムの規制及び維持

インドネシア銀行は以下の権限を持つ：

1. 決済システムサービスに対する許認可の付与
2. 決済システムサービス業者への活動報告の提出要請
3. 決済手段の利用の決定

C. 銀行の規制及び監督

この目的を達成するため、インドネシア銀行は規制し、特定の機関や銀行の事業活動に対するライセンスの付与やはく奪を行い、銀行の監督を行い、そして銀行に対して法や規制に従い制裁を科す。

しかし、2014年1月1日以降、インドネシア銀行の銀行の主たる規制者としての役割はOJKが引き受けている。上記に関わらず、別項でも触れている通り、インドネシア政府は現在、COVID-19によって引き起こされる悪影響に対応するためにそれぞれの役割と機能を合理化する目的で、インドネシア銀行を管轄する特定の法律及び規制の改正を検討している。

これに関連して、オムニバス法は特定の銀行業務の管理についてはインドネシア銀行からOJKや中央政府に移管することを規定している。オムニバス法の下、銀行設立の要件を規定する権限は以前はインドネシア銀行にあったが、当該機能はOJKに引き継がれている。さらに、従来はイスラム銀行の外資規制は非政府機関としてインドネシア銀行規制により管轄されていたが、オムニバス法ではこの権限を政府に移管することになる（政府は自ら作成した投資に関する法規制を通じてイスラム銀行の外資規制を管轄する）。従って、規制の枠組みを再調整する以外にも、オムニバス法はイスラム銀行の外国人所有条件の管轄機能を中央政府に一元化することとなる。これにより規制が今後どのように展開するか、また現在のインドネシア金融機関にどのようなインパクトを与えるかについては注視が必要である。

自己資本に基づく銀行分類

従来、OJKは、OJK規制(OJK Regulation 6/2016)に基づき、銀行のカテゴリーをBUKU 1からBUKU 4までの4つのカテゴリーに分類しており、各カテゴリーで銀行に許される事業活動(外国為替関連業務、財務関連業務、地域・世界の業務範囲など)が決定されていた。商業銀行に関するOJK 規制(OJK Regulation 12/2021)では、BUKUの分類に代わり、Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti(以下、KBMI)という新しい分類を定義している。

1. KBMI 1: コア資本が6兆ルピア未満
2. KBMI 2: コア資本が6兆ルピア以上14兆ルピア未満
3. KBMI 3: コア資本が14兆ルピア以上70兆ルピア未満
4. KBMI 4: コア資本が70兆ルピア以上

単一持株政策と株主制限

OJK規制No.39/POJK.03/2017インドネシア銀行における単一持株政策(「POJK 39/2017」)によると、単一持株政策は1人の関係者が1つのみ銀行の支配株主となることができる

と言う制約のことをいう。POJK39/2017の下での支配株主とは以下のような法人、個人、及び/あるいはビジネス集団を指す：

- a. 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%以上を保有し、議決権を持っている、あるいは
- b. 会社もしくは銀行の発行済み株式の25%未満を保有し、議決権を持っているが、直接間接問わず会社又は銀行に対する支配権を行使できると認められる

上記のように、POJK39/2017の2章第1パラグラフに基づき、各関係者は1つのみの銀行の支配株主となることが出来る。但し、上記規定は以下の場合には当てはまらない：

- a. 2つの前提の異なる事業活動を行う銀行、すなわち伝統的な銀行業とシャリア原則に基づく銀行業を行う銀行の支配株主である場合、及び
- b. 支配株主である2つの銀行のうち、1つが合併銀行である場合

1つ以上の銀行の支配株主となるために他の銀行の株式を取得する場合、対象者はPOJK39/2017の2章第1パラグラフの条件を満たさなくてはならない。これは以下方法により達成されうる：

- a. 吸収合併あるいは申請合併により支配される銀行は、支配銀行により吸収合併又は新設合併されなければならない
- b. 銀行セクターにおける持株会社を設立する、あるいは
- c. (銀行)子会社の全ての活動を直接コントロールし連結することを目的としたホールディング部門を設立する

OJK規制No.56/POJK.03/2016(POJK56/2016)「商業銀行の所有」によると、各カテゴリでの最大保有できる株式は以下の通りである：

- a. ノンバンクの金融機関の株主としては、銀行の資本の40%
- b. 非金融機関の株主としては、銀行の資本の30%、そして
- c. 個人株主としては、20%

上記の最大保有株式数は中央政府やその他の銀行を管理及び/又は救済するために設立された機関には当てはまらない。

外国人及び/あるいは海外に所在する法人が支配株主となる場合には、以下の追加的な要求を満たす必要がある：

- a. 銀行の株式を保有することにより、インドネシア経済の発展を支援することにコミットすること
- b. 本国の監督官庁からの推薦を得ること、そして
- c. 少なくとも(i)金融機関の場合、最低グレードより1つ上のグレードを獲得すること、(ii)ノンバンクの金融機関の場合、最低グレードより2つ上のグレードを獲得すること、(iii)非金融機関の場合、最低グレードより3つ上のグレードを獲得すること

オフショア金融債務

インドネシアはインドネシア外の資金源から負債による資金調達を行うインドネシアの会社に対して、複数の報告あるいは申請義務を規定している。これらの義務の範囲は個々の規制によって異なるが、一般的には、融資、証券、債券及びファイナンスリースは、場合によっては保証されるように、報告すべき義務となる。

上記の要求はインドネシア銀行への会社の年間オフショア借入計画に関する報告義務を含み、インドネシア銀行、財務省及びオフショア商業ローンチーム(PKLNチーム)への取引固有の報告要件と合わせて報告される。取引固有の報告には、インドネシアの債務者は取引の裏付資料のコピーを含める必要があり、またその後、当初の報告に記載された融資の現状(引き出しや返済)に関する定期的な報告を行う必要がある。

これらの報告要求は本質的には管理上のものであり、借り手に課されるものである。遵守しなかった借り手には罰則が課される。

また、借り手が遵守しなかったために、裁判所が対象の融資契約を無効化した裁判例も複数存在する。これらの決定は規制の誤った適用として批判されているが、貸し手は最初のドロダウンの前の前提条件として必要書類の提出状況を確認し、全ての定期的な報告(解除条件あるいは一般的な引受義務として)の完了を要求することが望ましい。

公共インフラプロジェクト(BOTあるいはPPPにより実行されるものを含む)に関するオフショア融資はPKLNチームから承認を得る必要がある。原則として、このプロジェクト融資の要請に対する承認は国の予算に影響を与える。承認プロセスは時間を要するものであり、予定されているプロジェクトの構造の説明や他の政府利害関係者(関与する国営企業含む)との調整も求められる。

国内口座による外国為替ドロダウン

2014年5月14日付のインドネシア銀行規定No.16/10/PBI/2014輸出による外国為替の受け取り及び海外負債からの外国為替の引き出し、2014年5月26日付のインドネシア銀行回状No.16/10/DSta(それぞれ、度々改訂されている)では、とりわけ債務者はオフショアローンを外国為替国内銀行経由で実行しなければならず、情報を必要とし、また融資の引受けが外国為替国内銀行を通じて完了したことを証明する報告書(関連文書、すなわち銀行振込及び/又はSWIFTメッセージのコピーとともに)を提出しなければならない。

オフショアローンの現金による実行は外国為替国内銀行を通じて行われ、またインドネシア銀行にローンが実行された遅くとも翌月の15日までに報告されなければならない。この要件の対象となるオフショアローンは、借り換え目的もしくは負債証券に関連しないノンリボルビングローン契約から生じるものである。実行されたローンとローンの全コミットメントの間の不一致はインドネシア銀行に書面で説明されなければならない。

インドネシアの借り手がこれらの規制に基づいて外国為替国内銀行を通じてオフショアローンの引き出しができない場合、外国為替国内銀行を通じて行われなかったローンの引き落としの名目額の0.25%(上限5千万ルピア)の罰金が課される。関連資料の提出が遅れた場合、借り手は1日の遅延につき50万ルピアの罰金が課される。もし借り手が関連する報告月の終わりまでに、外国為替銀行を通じたローン引き落としを証明する関連資料を提出できなかった場合、外国為替銀行を通じた引き落としが行われなかったと見做される(従い上記の罰則が適用される)

ルピア取引の制限

2005年6月14日付インドネシア銀行規定No.7/14/PBI/2005「ルピア取引の制限及び銀行による外貨与信取引の規定(改訂後)」に従い、インドネシア銀行は外国人や外国法人等との特定のルピア取引を禁止している。

当該規定により制限されるルピア取引は外国人が保有する、あるいは外国人と非外国人が共同で保有する国内銀行口座へのルピア送金が含まれる。この要求は融資が外国通貨により行われ、外国通貨により返済されるであろう場合には適用されない。

本規制により制限されるルピア取引は、ルピア及び／又は外貨による信用供与・便宜供与、外国が発行する債券のルピアによる購入等。ただし、ルピアでの与信・便宜供与の場合、シンジケート方式であること、プライマーバンク(リードバンク)が最低投資格付、最低総資産額等の要件を満たすこと等、いくつかの例外があり、ルピアでの外国当事者との取引は認められている。

外国通貨の購入

2016年9月5日付インドネシア銀行規定No.18/18/PBI/2016「ルピアによる国内者との外国通貨購入」では、1か月10万ドル相当を超える外国通貨の購入(特定の支払のためか否かを問わず)、外国通貨の購入者は銀行に以下の取引に関するコピーを提供しなければならない:

- a. 該当する取引に関する書類(該当する場合)
- b. 外国通貨の購入者を特定できる書類及び納税者番号、及び
- c. 以下が表明された証明書: (1) 該当取引書類が真実であり正しいこと、及び(2) ルピアにより購入される外国通貨の金額が該当する書類に記載の関連する義務の金額を超えないこと

外国通貨の購入に関する要求は借り手が外貨借入の返済をしようとする場合にも当てはまる。

借り手のヘッジレシオ、流動比率及び信用格付け要求

2014年12月29日付インドネシア銀行規定No.16/21/PBI/2014「」では、外国からの融資を持つノンバンクの会社に対してヘッジレシオ、流動比率、信用格付け要求を満たすことによる慎重な原則を適用することを求めている。

この規定は2015年1月1日より効力を生じており、一般的に外国からの融資を受けようとするノンバンクの会社は以下を満たしていることを求めている:

- a. 20%以上のヘッジレシオ(2015年1月1日から12月31日まで)、25%以上のヘッジレシオ(2016年1月1日以降)
- b. 50%以上の流動比率(2015年1月1日から12月31日まで)、70%以上の流動比率(2016年1月1日以降)
- c. BB以上の信用格付け(2016年1月1日以降)

上記の要求は企業間信用には適用されない。また、信用格付け要求は(1) 借り換えあるいは(2) インフラプロジェクトファイナンスに関する二国間又は多国間金融機関からのオフショア融資には適用されない。

借り手はヘッジレシオ、流動比率、信用格付けを満たしていることに関する報告書及び関連資料を提出しなければならない。

8. 石油・天然ガスと石炭・鉱物資源

A. 石油・天然ガス

インドネシアは2004年後半に石油の純輸入国となり、2009年1月にOPEC加盟国から自主的に脱退したが2016年1月に再度復帰した。しかし、インドネシアは石油生産量が1990年代以降減少し続けていることを受け、2016年11月に再度脱退することを決定した。

近年、インドネシア政府は大深水及び非在来型石油天然ガス資源の開発や下流のインフラ（製油、石油化学プラントやパイプライン）を含む、石油天然ガスセクターへの投資を様々な優遇措置により促進している。また直近では、エネルギー・鉱物資源省令No. 12/2020において、生産物分与契約に関する規制が緩和され、投資家は上流の石油天然ガスのコンセッションの開発においてグロスプリット方式かコスト回収方式かの選択が可能となった。

インドネシア法では、石油天然ガス活動は上流セクターと下流セクターに区分されている。インドネシア法は上流活動を探鉱と採鉱と規定し、下流活動を生産、輸送、販売と規定している。エネルギー・鉱物資源省はインドネシアのエネルギーセクター（MIGAS）に対する一般的な権限を有している。

MIGASの下、石油・ガス上流活動特別タスクフォース（SKK Migas）が上流活動を監督し、インドネシア政府に代わって生産分与契約（PSCs）やその他の種類の協力契約の執行者となっている。下流部門については、下流石油ガス規制機関（Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi - BPHMIGAS）が規制機関である。

オムニバス法の制定に伴い、石油・ガスセクターの事業許可要件が改訂された。従来は、石油・天然ガスの上流・下流を問わず、中央政府による事業認可が必要だったが、同法では、上流・下流を問わず、中央政府による事業認可が必要な事業範囲を定めた。また、石油・ガス下流事業については、中央政府が定める事業許可要件を満たすことで事業活動が可能となり、事業許可要件を満たした事業者は、加工、輸送、貯蔵、売買・輸出入等の商業活動（対象となる活動によって異なる）を行うことができるようになった。許認可ベースの体制への移行は、関連する許認可プロセスが電子的に統合されるため、この分野での許認可プロセス全体を迅速化することを目指している（すなわち エネルギー・鉱物資源省規則番号5/2021（エネルギー・鉱物資源セクター内のリスクベースの事業認可の実施中の事業活動および製品の基準に関する規則）（「MEMR規則5/2021」）でさらに実施され、エネルギー・鉱物資源セクター（石油・ガスセクターを含む）内のリスクベースの事業認可の実施中の事業活動および製品に適用する様々な基準を定めている。

B. 石炭・鉱物資源

インドネシアは特にBHPピリトン、フリーポート・マクモラン、やヴァーレなどの企業による大規模な鉱業プロジェクトの開発を長年経験している。近年では、アダロエナジーやプミ・リソーシズが国内の有力な石炭事業運営者として、多くの中小規模の国内会社とともにますます注目されている。

法律No.4/2009石炭鉱業（2009年鉱業法）の公布以来、高いレベルでの規制面での不確実性が存在している。しかし、この法律の発行直後から、アジアの工業能力や公共インフラ

の発展のための原料炭やその他のコモディティと同様に、国内及び地域の発電のための一般炭の強い需要により石探鉱産業の発展が進められた。

2012年、状況は変わり、コモディティの需要が全般的に落ち込んでいる。石炭価格の大幅な下落により多くのインドネシアの鉱業従事者は生産量を減らし効率性を高めることに焦点を当てることとなった。

インドネシア政府は2009年鉱業法の改正に関する法律No. 3/2020(2020年鉱業法)を可決した。この改正には鉱区の決定、鉱物及び石炭管理の権限集約化、ライセンス問題の再調整、投資及び売却義務、鉱業事業契約及び石炭鉱業事業契約の運用の継続などの項目が含まれる。現在、2020年鉱業法の施行のための一連の政府規制を準備している。法律の多くの詳細及び施行規則の枠組みは今後の規制によって決定されることとなる。

下流活動を活発化させるため、オムニバス法において下流プロセスの確立により石炭の価値を高める採鉱者0%ロイヤリティという形の新しいインセンティブが付与される。現在、インドネシアのほとんどの探鉱事業活動は原炭を「採掘、輸送、販売」するだけで行われている。そのため、この新しいインセンティブにより採鉱者が石炭をエンドユーザーである顧客に販売する前に下流活動を通じて石炭を処理することが期待されている。また、オムニバス法に基づき、インドネシア政府は「エネルギー・鉱物資源部門の組織化に関する政府規則第25/2021号」を制定し、以下の条件で0%ロイヤリティを付与することを定めている。

- a. エネルギーの自立および産業用原材料に関する様々な要件の充足に配慮すること。
- b. - 国産炭の付加価値を高める活動で利用される石炭の量に配慮する。

なお、0%ロイヤリティの付与に関連する活動、金額、要件、手続きは、まず財務大臣の承認を得る必要がある。

鉱業事業契約

2009年以前、鉱業事業契約あるいは石炭鉱業事業契約として知られていた鉱業契約は主として国際的な投資家によりインドネシア政府と締結されていた。これらの契約書は、当時広まっていた1967年鉱業基本法を基礎として、一般に投資家による特定の鉱業活動に対する全般的な規制面の枠組と財政制度を定めていた。「鉱業事業契約」システムは他の途上国の伝統的な鉱業コンセッション契約で見られるようないくつかの特徴を持っていたが、現在廃止されようとしている。新たな鉱業プロジェクトは、国内投資家により開発されるプロジェクトも海外投資家により開発されるプロジェクトも、ライセンスシステムの下で行われるべきである。2009年以前、別個のライセンスシステム(鉱業許可の発行(KP))が存在していたが、国内の鉱業会社に制限されていた。

2009年鉱業法は既存の鉱業事業契約自体は期限まで有効であるものの、その条項(国の収入に関するものを除く)は2010年1月までに2009年鉱業法の内容に沿ったものに修正されなければならないと規定した。現在まで、多くの鉱業事業契約が鉱業事業ライセンスに置き換えられている。しかし、伝えられるところによれば、未だ鉱業会社と政府との間で交渉が続けられている鉱業事業契約が複数存在するとのことである。

鉱業事業契約と2009年鉱業法の違いの中で特に議論となっているのは、鉱区の最大規

模の大幅な縮小とより厳しい株式売却に関する要求と請負業者の保持の制限である。しかしながら、2020年鉱業法は特定の法的要件(特に州の税金及び税以外の収入の増加に関して)を満たせば鉱業事業契約及び石炭鉱業事業契約を延長できることを保証している。延長期間に関しては、仮に鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約が以前に延長されていない場合、最大10年間、それぞれ2回行うことが出来る。鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約が以前に1度延長されている場合、最大10年間の2回目の延長を受けることが出来る。上記の延長は鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の運用継続のためのIUPK(特別鉱業事業許可証)にて行われる。

鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の延長申請は(必要なすべての管理要件及び文書とともに)、鉱業事業契約/石炭鉱業事業契約の満了日の5年前から1年前までの間にエネルギー鉱物資源大臣(MEMR)に提出する必要がある。

鉱業ライセンス

州が保全する地域以外での鉱業ビジネスは鉱業事業許可証(Izin Usaha Pertambangan又はIUP)によって許可され、州の保全地域での鉱業は特別鉱業事業許可証(IUP Khusus又はIUPK)によって許可される。2020年鉱業法に基づき、鉱業関連のライセンスを発行する権限は中央政府に一元化された。但し、中央政府は例えばコミュニティマイニングライセンス(Izin Pertambangan Rakyat又はIPR)やロックマイニング(Surat Izin Penambangan又はSIPB)を発行する場合など、その権限を州政府に委任する権利を有する。

非鉄鉱物あるいは岩石に関するIUPは申請により取得することが出来る。金属鉱物や石炭に関するIUPは競争入札プロセスにより取得することが出来る。

民間会社に発行される全てのIUPKは競争入札プロセスにより取得することが出来る。しかし、国営企業や地方公営企業には当該ライセンスに対する優先権が与えられる。

法律により、探鉱ライセンスの保持者は鉱業活動を継続することにより、一定の条件を満たす限り生産ライセンスへのアップグレードが保証される。探鉱ライセンスあるいは生産ライセンスの一方のみ発行される。

ライセンス保持者は国内の労働力、商品、サービスを優先的に利用する。鉱業サービス事業者(請負業者)の引き留めには特定の制約がある。彼らは地域コミュニティの活性化を含む企業の社会的責任プログラムを発達させなければならず、これは中央政府、地方政府、地方コミュニティと相談しながら確立されるべきものである。

2020年鉱業法の下では、統合された金属鉱物鉱業及び石炭鉱業のIUPは30年有効であり、該当する法規制の要件を満たせば10年間延長できることが保証されている。但し、鉱業法No. 3/2020の草案では統合された金属/石炭会社に対して鉱山の寿命が切れるまで10年の延長が適用できるのか、通常の2×10年の延長期間が適用されるのか不明確である。この論点は今後導入される政府施行規則によって明確となることが期待される。

以前は2009年鉱業法では探鉱保有者向けのIUP及び/又はIUPKが探鉱及びフィージビリティスタディを行っている間に偶然に探掘された全ての鉱物及び石炭を報告することを義務付けていた。このようなレポートは生産ロイヤルティを課す前に、関連するライセンス保有者に提出する必要がある。このような規定は2020年鉱業法には組み込まれていない。

さらに、IUP及びIUPK保有者は採掘活動中は専用の採掘道路を利用する必要がある。これらの道路は自ら建設するか、既に採掘道路を建設している他のIUP又はIUPK保有者と協力して建設するか、又は採掘道路を所有している他者と協力することが出来る。この規定は現在の実務慣行を反映している。

ただし、石油・ガスセクターと同様に、鉱業セクターの事業許可もMEMR 5/2021の制定により、リスクベースの事許可制度に変更された。なお、エネルギー・鉱物資源部門(鉱業部門を含む)に分類される事業活動のリスクベースの事業許可は、2021年7月2日からOSSを通じて処理される必要がある。

鉱業会社の取得

鉱業事業ライセンスは関係会社(ライセンス移転者により51%以上の株式を保有されている会社)でない限り、直接他者に移転することは出来ない。また、政府からの承認があれば、国営企業は生産のための鉱業エリアの一部を関係会社(ライセンス移転者により51%以上の株式を保有されている会社)にすることが出来る。但し、ライセンス保持者の買収による鉱業事業ライセンスの間接的な取得は実務上行われている。このような間接的なライセンスの移転は探鉱完了後、2009年鉱業法に従い該当する規制者に通知することで認められる。

このような間接的な取得のための手続きには不確実性が残っているが、実務的には以下を満たしていることが求められている：

- a. 該当する鉱山会社のIUPを発行した政府当局からの、投資承認に対する推薦状、及び
- b. 投資に関するエネルギー・鉱物資源相(あるいは大臣の代理としての事務局長)からの承認状

さらに、対象会社がPMDN会社(内資会社)の場合で買取者が海外の場合には、PMA会社(外国資本会社)への転換を完了させなければならない。

2009年鉱業法とは異なり、2020年鉱業法ではMEMRの承認があればIUP/IUPKを譲渡することが認められている。この承認を得るための最低要件として、(i)IUP/IUPK保有者は探鉱活動を完了しており、これはリソースと埋蔵量データにより証明できなければならない(ii)IUP/IUPK保有者は管理面、技術面、財務面を満たなければならない、という2点が含まれる。

2020年鉱業法の下では、IUP/IUPKの譲渡にも同様の規定が適用される。IUP/IUPK保有者はMEMRの承認なしに株式の権利を譲渡することは禁じられている。承認を得るための最低要件として、(i)IUP/IUPK保有者は探鉱活動を完了しており、これはリソースと埋蔵量データにより証明できなければならない(ii)IUP/IUPK保有者は管理面、技術面、財務面を満たなければならない、という2点が含まれる。

IUP/IUPK企業とその利害関係者はIUP/IUPKの譲渡に関して満たす必要のある要件を検討する必要があるが、少なくとも現時点では2020年鉱業法において、譲渡人が譲受人の51%を所有しなければならないということが明示されていない。IUP/IUPKの譲渡に関する詳細な要件は、今後の2020年鉱業法施行規則に含まれる予定である。従い、鉱業会社及び投資家はIUP/IUPK譲渡規制の枠組みがどのように概説されるか(IUP/IUPK譲渡人が譲受人の少なくとも51%を保有するという前述の要件が再導入されるかどうかを含む)を

待つのが賢明であろう。

51%所有の要件が求められなくなったと仮定すると、IUP/IUPK譲渡は鉱業権譲渡やM&A活動のためにセカンダリー市場で再編を行う場合（例えば、買手が対象会社のコンセッションIUPの支配権/所有権を得るために対象会社の株式を購入する必要がある場合に想定される不要なリスクを回避する）、また、そのような対象となる鉱業会社のステージと規模に応じて（例えば、グリーンフィールド又はブラウンフィールド）、便利な場合がある。

採掘プロセッシング/製錬ビジネスライセンス

2020年鉱業法は、単一/非統合型の鉱業製錬所/プロセッシング/精製会社のライセンスは産業省によってのみ発行されると規定することにより、このような会社のライセンス制度の二重性を明確にしている。

単一/非統合型の製錬所を持つことで、鉱業資産と製錬資産の間の構造的な柔軟性がもたらされる。なぜなら、これらの2つの資産は異なる利害関係者/プロジェクトスポンサーが保有でき、異なる資本及び資金調達（セキュリティパッケージを含む）を設定することで、鉱業会社が強制的に撤退しなければならない場合において製錬資産を売却することを間接的に避けることが出来るためである。

撤退要件

2020年鉱業法では外資のIUP保有企業はその株式の51%を中央政府、地方政府、国有企業、地方政府所有企業、公営民間企業に徐々に売却する必要があると規定されている。段階的な売却手続きの後に直接売却を実施できない場合、そのような売却は鉱業会社のインドネシア証券取引所への新規株式公開を通じて実行することが出来る。しかし、2020年鉱業法はそのような売却の詳細なタイミングについて具体的に規定していない。以前は以下のように5年間の生産の後に売却を開始することが規定されていた；

- a. 生産から6年目: 20%
- b. 生産から7年目: 30%
- c. 生産から8年目: 37%
- d. 生産から9年目: 44%
- e. 生産から10年目: 51%

株式の売却時には、まず中央政府、地方政府、地方自治体、あるいは国営企業及び地方公営企業にオファーされなければならない。もしこれらの組織が当該株式を取得する意思がない場合には、インドネシアの民間事業会社に入札によりオファーされる。鉱業事業契約においても同様の撤退要件が含まれている。

建設

オムニバス法・実施細則に基づく建設事業体制

事業環境の改善に向けて、2021年2月2日、インドネシア政府はオムニバス法・及び関連実施規則を発表しました。オムニバス法は、建設事業を含む幅広い事業部門で76の法律を改正し、そ45つの政府規制と4つの大統領規制で構成されてる。

建設部門に関しては、建設サービスに関する法律第2/2017号（2017年1月12日）（「建設サービス法」）の施行規則に関する政府規則第22/2020号（「GR 22/20」）の改正に関する

政府規則第14/2021号(「GR 14/21」)がオムニバス法に則した実施規則であり、建設サービス法で規定されている資本要件・ライセンスなどを改定している。

また、オムニバス法施行の6ヶ月前の2020年4月23日には、建設サービス規制(GR 20/20)をが可決した点も注目に値する。

当該規制では、建設サービス法の施行に大きな変更が加えられ、以下の規制が撤回され、適用されていない。

- a. 建設サービスコミュニティの事業と役割に関する政府規則第28/2000条(2000年5月30日) *政府規則第92/2010年(2010年12月29日)最終改定
- b. 建設サービスの実施に関する政府規制第29/2000年(2000年5月30日)
*政府規則第54/2016年(2016年11月22日) 最終改定
- c. 建設サービス監督の実施に関する政府規制第30/2000条(2000年5月30日)

建設サービス分類

建設サービス法に基づき、建設サービスは、建設コンサルティングサービス・建設工事サービスとして定義され、以下の活動が含まれる。

- a. **建設コンサルティングサービス** は、評価、計画、設計、監督、建設管理に関する活動を指す。
建設コンサルティングサービスは、次の2つの分類に分けられる。
 - 1. 建築、エンジニアリング、統合エンジニアリング、景観建築、都市計画をカバーする一般的な建設コンサルタントサービス
 - 2. 科学技術コンサルタント、技術試験、分析をカバーする特殊な建設コンサルタントサービス。
- b. **建設工事サービス**、は、建設、操業、メンテナンス、解体、建物の再建に関する活動を指す。

建設工事サービスは、次の2つの分類に分けられる。
 - 1. 建築工事や土木工事をカバーする一般工事サービス
 - 2. 設置、特殊建設、プレハブ建設、建設着工、設備レンタルなど特別な建設工事サービス
- c. **統合工事サービス** は、建設相談と建設工事の組み合わせを意味する。これらは、建物建設と土木建設をカバーしている。

しかし、建設コンサルタントサービス事業者は、他の建設サービスのカテゴリーのサービスを提供することは許可されていないことに注意を払う必要がある。建設サービス会社は、統合建設工事サービスの提供者を除き、建設サービス事業以外の業務を行うことができないことが明確になっている。

GR 22/20は、建設サービス会社の事業規模に応じた提供可能な工事の種類も定義している。小規模な建設サービス会社は、低リスクで単純な技術と低コストの建設サービスのみを提供できる。中規模の事業者は、中リスク、中程度の技術、中コストの建設サービスのみを提供でき、大規模な建設サービス会社は、リスクが高く、高い技術と高コストの建設サ

ービスを提供することができる。建設サービス会社の事業規模は、必要とされる資本要件に応じて定められている。

資本要件

オムニバス法の実施細則であるリスクベースのビジネスライセンスの実施に関する政府規制(第5/2021GR 5/21)は、事業活動の種類に応じて建設サービス会社に求められる必要資本を定義している。GR 5/21では、最小資本要件は以下のように規定されている。

- a. 建設コンサルタント業務を行う小規模建設サービス会社は最低1億IDR、また一般建設工事を行う会社は最低3億IDR
- b. 建設コンサルタント業務を行う中堅建設会社は2億5千万IDR以上、一般建設業務を行う会社は20億IDR以上
- c. 一般建設コンサルティング業務を行う大規模建設サービス会社は少なくともIDR500万、一般建設工事を行う企業は少なくともIDR250億、統合工事を行う企業はIDR250億

また、GR 5/21は、外国建設サービス駐在員事務所(以下「駐在員事務所」)の資本要件が定められており、一般建設コンサルタント業務を行う駐在員事務所の資本要件は20億IDR以上、一般建設業務を行う駐在員事務所については350億IDR以上でなければならないと規定している。

外国建設サービス駐在員事務所(BUJKA RO)

外国建設サービス会社(BUJKA)は、**駐在員事務所((BUJKA RO))**を設立することができる。一般的な駐在事務所(KPPA・KP3A)と異なり、BUJKA ROは収益を上げることができる。

BUJKA ROを設立するための規制要件は、相違点はあるものの、建設サービス会社(BUJK PMA)の設立と同等である。

BUJKA ROは、ハイリスク、ハイテク、高コストの市場セグメントにおいてのみ、建設サービスを行うことができる。BUJKA ROは、インドネシアで建設サービスを行う場合、現地の建設会社(以下「BUJKN」)と共同事業を行う必要がある。

建設サービス法では、共同運用で現地パートナーになることができるBUJKNは、以下の基準を満たす必要があると定めている。

- a. 大規模な工事に関する資格を有している
- b. 建設事業許可(IUJK)を有している

また、公共事業・公営住宅省規則規制 No.9/2019は、以下の追加基準を定めている。

- a. インドネシアで設立された有限責任会社
- b. 国有企業(BUMN)、地方企業(BUMD)、民営企業であること

工事分割要件

建設サービス法および建設に関する実施規則に基づく工事分割に関する明確なガイドラ

インはない。ただし、MoPWP Reg 9/2019 の第 33 条では、BUJKN が共同運用パートナーとして行わなければならない建設工事の部分を定めている。

- a. 建設工事サービスおよび統合建設工事サービスに関しては、工事金額の最低30%をBUJKNが実施し、50%をインドネシア国内で実施しなければならない
- b. 建設コンサルタントに関しては、作業金額の50%以上をBUJKNが実施し、すべての作業をインドネシアで行うこと

ただし、前述のように、MoPWP Regn 9/2019は取り消されるが、新しい規制が発行されるまで参照先として使用することができることに留意が必要である。

9. 知的財産権

インドネシアは1980年代後半以降、知的財産権保護の法的枠組みを改善するために大幅な立法改革を行った。世界貿易機関の設立協定に批准した際の法律No.7/1994に規定の通り、インドネシアは知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIP協定）に批准したことを受け、この立法改革プロセスは促進されていった。

様々なインドネシアの関係する協定や条約を実行するため、また知的財産権保護の国際基準を確立するために多くの法律や規制が公布されてきた。しかし、このような立法面での発達にも関わらず、特に海賊版や商標の偽造などにおいて知的財産権の侵害はまだまだ珍しいことではなく、インドネシアはUS通商代表の「監視リスト」に現在も残っている。

国際条約

1979年以来、インドネシアは知的財産権保護のためのパリ協定や世界知的所有権機関（WIPO）設立の条約に関与してきた。1997年、インドネシアは特許協力条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、商標法条約、及びWIPO著作権条約に関与し、また2005年にはWIPO実演及びレコードに関する条約に調印した。インドネシア政府はまた各国と様々な二国間協定を著作権保護のために締結している。

商標

商標及び地理的表示に関する法律No.20/2016(商標法)に従い、商標は識別可能な記号であり、商品やサービスの取引の際に用いられている。

インドネシアの商標の承認申請は、法務人権省に電子的又は非電子的にインドネシア語により提出される。承認された申請は公式商標レポート(もしくはそれに類するもの)により発行される。承認された商標はそれから10年間有効であり、更新することが出来る。商標はまた移転されうるものである。

インドネシアの商標出願は、インドネシア語で電子的または非電子的に法・人権大臣に提出し、承認を受けなければならない。外国人の出願者は、知的財産コンサルタントを代理人として選任することによっても商標登録を行うことができる。承認された出願は、10年間有効な公式商標報告書(または適切な代替物)に掲載されるものとする。この登録は、連続して10年間更新することができる。なお、商標の更新は、商標の有効期限が切れる6ヶ月前までに申請する必要がある。

商標登録時にしばしば問題になる時間的制約を解決するために、オムニバス法は知的財産総局(DGIP)が出願審査を行うための指定期間を短縮した。現在DGIPが出願審査のみを実施するのに最大で150日を要しているが、これは異議がない限り30日に短縮されるこ

とになっている。仮に異議がある場合でも、DGIPは90日以内に出願審査を完了する必要がある。

オムニバス法では、発行された商標証明書の受け取り期限はない。現在は出願者は発行された商標証明書を発行から18か月以内に受け取らなければならない、そうでない場合には登録商標は取り消されて無効となる。

しかし、オムニバス法は登録対象とならない商標に関する新しい基準も追加している。機能的形式を含む場合、商標を登録することはできない。オムニバス法では何が機能的形式を構成するかについて明確も定義されていない。初期的な理解としては、機能的形式とは、ビジュアルを作成するために一般的に使用される「形状」又は「形式」(例えば単純な黒い直線)を意味すると考えている。

著作権

著作権に関する法律No.28/2914(著作権法)に従い、著作物は著作権の保護を獲得するためには科学、芸術あるいは文学の分野で独創性を示さなくてはならない。一度著作権を獲得すると、著者、著作権保有者あるいはその他の著作権の受益者は著作物を出版もしくは複製あるいは第三者に出版や複製させることを許可することが出来る。著作権法は「著作者人格権」と「著作隣接権」を認めている。著作者人格権は著作物に変更を加えたり、著作物に関連する名称を変更したり、著作物の題名を変更したりすることが出来る著作者の独占的権利である。第三者に著作物を複製したりや放送したりすることに関連する権利は著作隣接権として知られている。

法務人権省は一般著作物登録簿を通じた著作権の登録を監督しており、またこのような登録に関する公式発表を行っている。著作権の創出に登録は必須ではないものの、一般著作物登録簿に登録され、法務人権省により正式に命名された名称は著者の著作物であると見做される。

著作権が保護される期間はそれぞれ以下の通りである：

- a. 本や出版物に対する著作権：著者が生存している間及び死去から70年間有効
- b. コンピュータプログラムや映画作品、写真作品、データベースに関する著作権、及び許可された代理人と音楽プロデューサーの関連する権利：著作権は50年間、放送機関に関連する権利は25年間有効であり、著作者人格権は無期限に保護される

特許

特許に関する法律No.13/2016(特許法)に従い、特許権は独創的な側面を持ち、産業に適用出来なければならない

特許権は装置もしくは製品(化学化合物や微生物を含む)及びプロセス(非生物的なプロセスや微生物プロセスを含む、製品を生産するためのもの)に対して取得することができ、また簡易特許は特定の具体的な発明に対して取得することが出来る。特許は以下については取得することが出来ない：

- a. 公序良俗に反する、または既存の法律や規制に反すると見做される発明
- b. 手術方法
- c. 科学的及び数学的方法

- d. 植物及び動物(微生物除く)、あるいは
- e. 植物や動物の生産のために欠かすことのできない生物学的プロセス(非生物学的及び微生物学的プロセスは除く)

特許申請は特許庁に提出する必要がある。当該特許が特許庁により承諾されると、一般特許登録簿に記録され、特許公報により公表される。特許は申請の出願日から20年間有効であり、簡易特許は10年間有効である。いずれの場合も延長することは出来ない。

特許保持者はライセンス契約に基づいてライセンスを他者に与えることが出来る。ライセンス契約は登録されなければならない、また特許公報により公表されなければならない。

オムニバス法は簡易特許を付与するために満たすべき基準を拡大した。現行の簡易特許はDGIPに登録するためには「実用的」である必要があり、単一の発明にのみ付与される。

また、オムニバス法では、単純特許の登録申請が受理されるかどうかの法定の審査期間が縮小される。現在、特許庁が出願を評価するには出願の提出から少なくとも157日を要しているが、これが28日程度に短縮される可能性がある。さらに、オムニバス法は特許庁に単純特許の登録申請を受け入れるかどうかを申請日から6か月以内に決定することを義務付けている。これは現在の制度(申請日から12か月以内)の2倍の速さである。

企業秘密

企業秘密に関する法律No.30/2000(企業秘密法)に従い、企業秘密は技術及び/あるいは事業に関して公に知られることのない情報であり、事業活動に利用されることで経済的価値を生み出し、また情報保有者により秘密が守られている情報を意味する。企業秘密は生産方法、生産工程、販売方法、及び法定の要件を満たすその他の情報が対象となる。企業秘密は、情報が公に知られるようにならない限りにおいては、無期限に保護されるものである。

企業秘密保持者は当該企業秘密を利用する独占的権利を持ち、また第三者に当該企業秘密を利用することを禁止あるいは許可することが出来る。企業秘密及び企業秘密の移転は法務人権省の知的財産権総局に登録されなければならない。登録されるのは管理用の情報のみであり、企業秘密の実質的な部分は含まれない。企業秘密法に規定されている通り、企業秘密の保有者の変更は企業秘密広報により公表される。企業秘密に関する権利は、相続、贈与、遺言、文書による合意あるいはその他の法律で認められた方法により移転される。

工業意匠

工業意匠に関する法律No.31/2000(工業意匠法)に従い、工業意匠とは製品、消費財、あるいは工業用原材料として利用される、形、線の構成あるいは組成、色又はこれらの組み合わせによる2次元あるいは3次元の形状の創造物を意味する。

工業意匠権は登録され、工業意匠公報により公表される。工業意匠を利用したい第三者は工業意匠権の保有者からの承認を得なければならない。保護される期間は出願日から10年間である。

知的財産権の執行

知的財産権の保有者は、偽造あるいはその他の特許権の侵害があった場合には、民事

あるいは刑事訴訟を通じて救援を求めることが出来る。民事法上の救済手段には差止命令、損害賠償、法的な知的財産権保有者への対象物の引き渡しが含まれる。刑事制裁としては、知的財産権の侵害に対しては懲役及び/あるいは罰金が課される。

知的財産(IP)に基づく資金調達スキーム

インドネシア政府は、創造経済に関する法律No.24/2019の施行規則No.24/2022(**GR 24/2022**)を制定した。GR 24/2022は、銀行およびノンバンク(貸主)を通じたIPベースの資金調達スキームを規定しており、そのうち創造経済における起業家は、IPベースの資金調達スキームの提出要件である次の項目を満たしたスキームを提示しなければならない。それらの要件は、(i) 資金計画、(ii) 創造経済に関するビジネス、(iii) 創造経済に関する製品の知的財産に関する契約であり担保として供されるもの、(iv) 知的財産証明書(記録または登録証)を有することである。

貸主は、創造経済起業家から上記の要件を受領した上で、次のようないくつかの措置をとる。それらは、(i) 創造経済に関するビジネスの検証、(ii) 担保となる当該知的財産証明書(または登録書)の確認、(iii) 担保となる知的財産の査定、(iv) 当該創造経済起業家に対する資金の支払い、(v) 関連する協定に基づき創造経済起業家からの資金の払い戻しを受けることである。

このようなIPベースの資金調達の実施に当たっては、当該知的財産資産を担保として活用するものとする。実施に当たっては (i) 知的財産に対する受託者担保、(ii) 創造経済事業における契約・協定、(iii) 創造経済ビジネスにおける収集権の形で実施されなければならない。担保として使用できる知的財産は、商品化され、知的財産権総局に登録されたものである。

貸主は、知的財産の担保を取得するに当たり、適用される査定基準に従い、コストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、その他の査定方法により、知的財産の評価を行う権利を有する。このような評価は、知的財産評価の分野で認可され、評価の能力を有する知的財産評価者によって行われるものとする。また、GR 24/2022は紛争解決の選択肢も規定している。IPベースの資金調達に関する紛争が発生した場合は、裁判所を通じて、または法定外和解によって解決することができ、それにはOJKの承認が必要である。

10. 個人情報保護

インドネシアは約2.1億人のインターネットユーザーを抱える市場に支えられ、東南アジアで最大かつ最も急速に成長しているデジタル経済を有している。最近の推定によると、そのデジタル経済の経済的潜在力は2025年までに1,460億米ドルに達し、その後2030年までの次の五年間で倍以上の3,300億米ドルになると予測されている。

長年にわたり、世界中のデジタル経済の成長は、個人情報漏洩のリスクが高まっている。世界各地で、個人情報の誤用は、偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、開示という形で表れ、その行為が個人に与える重大な影響を浮き彫りにした。

近年、インドネシアでも個人情報漏えいが頻発しており、これらの情報漏えいは、主に次の3つのカテゴリーに分類することができる。

a. 秘密性侵害: 個人情報の不正な開示や偶発的なアクセス。

- b. 可用性侵害:個人データへのアクセスの喪失または破壊。多くの場合、データ記録へのアクセスを破壊または阻止するサイバー攻撃の結果として発生する。
- c. 完全性侵害:個人情報の不正な改ざん。

近年、個人情報の流出がニュースで頻繁に報じられるようになり、その結果、多くのインドネシア人消費者が個人情報の共有にますます慎重になっている。以前の体制では、インドネシアの個人情報保護に関する規制が断片的であったため、消費者の信頼を醸成し、それによってデジタル経済へのより大きな投資とイノベーションを促進するために、インドネシアでは個人情報保護(PDP)の枠組みを強化することが急務となっている。

インドネシアの個人情報保護(PDP)に関する規制の状況が断片的であったため、PDPへの統一かつ単一のアプローチの必要性を認識し、政府はPDP法案を2022年9月20日に可決し、2022年10月17日に個人情報保護に関する法律No. 27/2022(PDP法)として制定した。

インドネシアのPDPの概要

PDPとは、個人識別情報、IPアドレス、生体認証、健康記録等、個人情報を請求、保存、管理する個人の権利を指し、これらの情報が一連の規制によって保護されることを意味する。具体的には、個人は自分の情報の流れ、例えば、誰と、どの期間、どのような目的で情報を共有したいか、本人または他の当事者がどの程度情報を修正することが許されるかについて管理する権限を与えられるべきである。

PDP法が制定される以前は、上記のように2020年から2022年にかけて発生した事例に加えて、実際に個人情報保護を規制する特定の包括的な法律が存在しなかった(従来の規制が乱立していた)ため、人々が自身の個人情報を悪用した企業の責任を問うことが難しく、情報保護に関する格差や課題が存在していた。事業活動において情報(個人情報を含む)を利用する企業は、PDP法上の指定企業となり、PDP法上の義務要件として、個人情報の目録/処理活動の記録(ROPA)、個人情報のリスク評価およびマッピング(DPIA)、データ保護責任者(DPO)の任命、さらにPDP法施行後2年以内に満たすべきサイバーセキュリティなどが課せられることになった。

参考までに、PDP法の施行により影響を受けた産業は、(i) 貿易・オンライン小売業(eコマース)、(ii) 運輸業、(iii) 製造業、(iv) ヘルスケア、(v) 金融サービス業、(vi) クラウドコンピューティング・サイバーセキュリティの6つである。

コンプライアンスとガバナンスの課題

PDP法の制定により、組織は関連するすべての個人情報処理規定を遵守するために2年間の期間が与えられる。この期間中に、組織は次の一連の主要な対応をとる必要がある。

- a. PDP法の規定を遵守するためのガイドラインとなる個人情報処理の枠組みを作成する。
- b. 個人情報処理に関連した組織内で行われるすべての活動の見直しを行う。
- c. PDP法の規定を確実に遵守するために、既存の個人情報処理および保護方針の見直しを行う。
- d. 個人情報処理に関して、すべての既存契約を見直し、同意を得る。
- e. 既存の個人情報処理および保護方針と、PDP法の規定との間のギャップを評価し、見直す。

f. 情報保存戦略を策定する。

さらに、組織は、固定の短期契約またはDPO-as-a-Service (DPOaaS) の形態でデータ保護責任者 (DPO) を任命し、プライバシー管理のテクノロジー・プラットフォームを導入することも検討する必要がある。

PDP法では、情報保護に関してDPOに次の責務を規定している。⁴⁵

- a. 以前のPDP法および規制に基づく特定の規定について、データ管理者または処理者に情報を提供し、助言する。
- b. PDP法と関連する規制および個人情報の処理及び関係する監査に携わる当事者の任命、責任、意識、トレーニング活動を含むデータ管理者または処理者のポリシーの遵守を監督し、確保する。
- c. PDP法に関連する影響について助言し、データ管理者および処理者のパフォーマンスを監督する。
- d. リスク軽減および/またはその他の事項に関する協議を含む、個人情報処理に関する問題を調整する。

制裁

行政処分

PDP法の規定に違反した場合、以下のような行政処分が課される。

- a. 警告書
- b. 個人情報処理活動の一時的な停止。
- c. 個人情報の削除または破棄。
- d. 賠償金及び/又は
- e. 行政上の罰金。

PDP法の規定に違反した者には、年間所得の2%を上限とする罰金または違反変数に対して罰金が科せられる。行政処分に関する手続きは、今後政府の規制で規定される予定である。

刑事制裁

PDP法では個人情報処理行為に関して、刑事制裁の対象となる以下の禁止事項を定めている。

- a. データ主体の損失を招くおそれがあり、自己又は他人の利益を図る目的で、自己を本人としない個人情報を意図的にかつ不法に取得又は収集した者は、5年以下の懲役又は50億IDR以下の罰金に処する。
- b. 自己を本人としない個人情報を意図的にかつ不法に開示した者は、4年以下の懲役および/または40億IDR以下の罰金に処する。
- c. 自己を本人としない個人情報を意図的にかつ不法に使用した者は、5年以下の懲役または50億IDR以下の罰金に処する。
- d. 他人に危害を及ぼすおそれがあり、自己又は他人の利益を図る目的で意図的に虚偽の個人情報を作成又は改ざんした者は、6年以下の懲役又は60億IDR以下の罰金に処する。

⁴⁵ 詳細については、以下参照。“Reforming Indonesia’s Personal Data Protection Landscape”. Deloitte Indonesia. October 2022.

上記の懲役や罰金に加えて、犯罪行為によって得られた利益や資産の没収、賠償金の支払等、追加の罰則が課されることもある。

11. 紛争の解決

民事訴訟

インドネシア司法

<p>通常裁判所 (Pengadilan Umum)</p> <p>一般裁判所は、刑事および民事に関する権限を有している。</p> <p>一般裁判所の下には、以下のような専門裁判所が設置されている。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 少年裁判所2. 汚職裁判所3. 漁業裁判所4. 人権裁判所5. 破産、債務支払義務の停止 (Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang or PKPU)、事業競争監督委員会 (Komisi Pengawas Persaingan Usaha or KPPU) 決定への異議申立て、知的財産権に関する紛争を管轄する商事裁判所6. 産業関係裁判所	<p>宗教裁判所 (Pengadilan Agama)</p> <p>宗教裁判所は、結婚、相続、遺言、贈与、ワクフ (“waqf”)、喜捨 (“zakat”, “sadaqah”)、寄付 (“infaq”)、およびシャリーア経済における以下の紛争において権限を有している。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 金融機関及びシャリーア金融機関とその顧客;2. 金融機関及びシャリーア金融機関;3. 実行される行動/事業活動がシャリーアの原則に基づいていることが明示されているイスラム教徒
<p>行政裁判所 (Pengadilan Tata Usaha Negara)</p> <p>行政裁判所は、行政決定 (Keputusan Tata Usaha Negara) の権限を有し、租税裁判所を設定している。</p>	<p>軍事裁判所 (Pengadilan Militer)</p> <p>軍事裁判所は、インドネシア国軍 (Tentara Nasional Indonesia, TNI) の現役軍人による刑事事件に関する権限を有している。</p>

インドネシアでは、原告は関連する地方裁判所に訴状を提出して民事訴訟手続を開始する。インドネシアの法律では、係争当事者はまず初めに調停により係争の解決を試みる必要がある。そのうえで、調停が失敗すると訴訟が開始され、裁判官は審理の日付を設定する。インドネシアの裁判所で審議される場合、インドネシア語で作成されていない文書には、インドネシアで認可された宣誓翻訳者が作成したインドネシア語の翻訳が添付される。さらに、法廷での当事者の代理は、インドネシア弁護士会が発行したライセンスを保持しているインドネシア弁護士によってのみ引き受けられる。

2014年3月13日にインドネシア最高裁判所長官は、行政、宗教、州、及び軍事という4つの司法領域における第1審裁判所での調停及び控訴に関する最高裁通達No.2/2014(「SEMA No. 2/2014」)を発行し、時間効率よく紛争を裁くため、第一審は5カ月、控訴審は3カ月という新しい基準を設定した。これによりSEMA No. 2/2014は、司法サービス基準として最高裁判所長官に定められていた最大係争期間に関する以前の規定No. 026/KMA/SK/II/2012 (“KEPMA No. 26/2012”)を置き換えた。

上記の留意点はあるが、原則としてこのSEMA No.2/2014は、KEPMA No.26/2012に基づくよりも迅速に係争を解決することを裁判官へ促すことで、司法においてより良いサービスを提供するための最高裁判所の革新の1つである。但し、SEMA No. 2/2014は、最大裁判手続期間が個別に規制されている以下の訴訟には適用されないことに留意する必要

がある。

- a. 労使関係(人事関連)の訴訟 - 最初の審理の時点で50日。但し、申請の受領から30日を要する死刑を除く。
- b. 破産手続 - 破産申請の登録から60日。但し、申請書の受領から30日を要する死刑を除く。
- c. 税務係争手続 - 訴訟の受理から6か月。但し、申請の受理から12か月を要する控訴と最大6か月を要するケースレビューを除く。
- d. 総人権侵害訴訟 - 司法長官室からの引き渡しから180日。
- e. 海事犯罪手続 - 検察官からの引き渡しから30日。
- f. 刑事腐敗の手続 - 検察官からの引き渡しから120日。但し、高等裁判所と最高裁判所から受理してそれぞれ60日を要する控訴と120日を要する死刑を除く。

さらに、外国の裁判所の判決はインドネシアでは執行されないことは注目に値する。これは、当事者がインドネシアに関連する契約に仲裁条項を含めることを選択する理由の一つとなっている。そのため、インドネシアの法律に基づき、新たに裁判手続きが開始され、全ての事項が再審議される。但し、外国での判決は、インドネシアで問題が再審議される際に、裏付けとなる証拠となり得る可能性がある。

新係争マネジメントシステム

最高裁判所長官は、2022年5月17日に電子的手段による裁判所における調停に関する最高裁判所規則No. 3/2022号(Peraturan Mahkamah AgungまたはPERMA No.3/2022)を公布し、電子的な調停を導入した。すべての当事者が合意した場合には、電子的手段による調停を利用することができる。調停は、オンライン会議サービスを提供する任意のアプリケーションを使用して、電子的に実施することができる。調停人は、オンライン会議の実施や電子文書の送信に使用するアプリケーションを決定するために、当事者に提案を行うことができる。当事者が決定したアプリケーションは、書面による契約書に記載される。

また、2019年8月19日に公布された、電子的手段による訴訟及び訴訟手続に関する最高裁判所規則No.1/2019(PERMA No.1/2019)では、インドネシアのすべての訴訟手続に導入される電子裁判所(e-Court)および電子訴訟(e-Litigation)について規定している。e-Courtシステムは、原則として、訴訟の登録、裁判費用の支払い、すべての紛争当事者への召喚状、裁判の日程に関する情報を電子的に管理する。但し、e-Courtは民事、宗教、軍事、および州の行政裁判所に関する事柄のみを対象としている。

さらに、e-Litigationシステムは、裁判所の情報を直接入手できる検察官や弁護士に対する裁判所情報の電子的な利用を強化する。また、e-Courtシステムは、訴訟から判決、証拠、証人や専門家の尋問までの文書の提出にも利用できる。いずれにせよ、被告の承認を必要としない行政裁判所を除き、すべての当事者が電子的に継続することに同意した場合には、e-Litigationシステムを利用することができる。

仲裁

インドネシアの裁判制度の信頼性、効率性、透明性には大きな懸念が残るため、特に外国投資家は、裁判所から有意義で満足のいく判決と効果的な執行を受けることが困難であると認識している。このような懸念の結果、当事者はしばしば国際仲裁(インドネシアまたは海外に裁判地を置く)または他の種類の代替的紛争解決を通じて紛争を解決するこ

とを選択する。

外国人投資家は、仲裁手続又は代替紛争解決手続の形式となるであろう裁判外の和解を通じて商取引や貿易に関する紛争を解決することを選択する可能性がある。インドネシアにおける仲裁は、1999年に仲裁法(法律No.30/1999)が導入されて以来、大きな発展を遂げている。2000年には、インドネシア仲裁機関(Badan Arbitrase Nasional Indonesia又は「BANI」)により規則が全面的にレビューされた。こうして改訂された仲裁システムは、国連国際商取引法委員会の多くの原則に基づいたものとなった。新しいBANI規則の下では、有効な仲裁条項が存在する場合、地方裁判所には紛争に関する司法権はない。

その結果、外国企業は、インドネシアにおける腐敗やインドネシアにおける裁判所と国内仲裁機関について相対的に経験不足を懸念するため、国際仲裁裁判所が紛争を審理するという条件で契約することが多くなっている。この慣行はインドネシア政府によって概ね受け入れられているが、たとえば従業員との紛争に巻き込まれたり、行政処分の対象となったりする場合、外国企業は依然としてインドネシアの訴訟手続に関与しなければならない可能性がある。

また、インドネシアは、外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約(ニューヨーク条約)及び国際投資紛争解決センター(ICSID)への加盟国でもある。

しかし、過去には、インドネシアの裁判所が外国仲裁判断に関して、それとは整合しない執行が為されたケースがあった。原則として、以下の条件が満たされている場合、インドネシアにおける資産に対して外国仲裁判断を執行できると考えられる。

- a. 国際仲裁判断の執行と承認に関する条約(ニューヨーク条約等)によってインドネシアが縛られている国において国際仲裁判断が発行されている。
- b. 判断はインドネシアの公序良俗に反しない。
- c. 仲裁されている問題が「商法」の範囲内であるか、「法律により紛争当事者によって完全に管理されている権利」に関係している。
- d. 中央ジャカルタ地方裁判所から執行命令が出ている。

12. 土地制度と関連規制

インドネシアの農業基本法(法律No.05/1960、通称: BAL)は、インドネシアの土地法の枠組みを定めている。BALは、インドネシアの1945年憲法の原則に基づき、すべての土地と資源をインドネシア人が共同で所有し、インドネシアの選出された役人が人々の利益のために土地の利用に関する責任を負うこととしている。しかし、土地に付随する土地所有権には幾つか種類があり、個人所有することができ、権利所有者がさまざまな方法で土地を利用することができる。

BAL及び関連する法律は、登録されている土地を対象としており、土地及び土地に関する権利は登録しなければならないことを規定している。この登録システムは進行中であり、インドネシアの土地の多くは未登録のままとなっており、未登録の土地は、慣習的な土地の権利、その他の未登録の権利や制限の対象となることが多くなっている。

土地所有権の種類

インドネシアの法律では、国家がインドネシア共和国領内のすべての土地の主権者として、国民に土地の権利を付与するだけでなく、与えた土地の権利をはく奪する権限も有している。投資家にとって、次の種類の土地に関する権利(Land Title)が重要である。

- a. 所有権(HM)：自由処分権に似ており、インドネシア国民のみが取得可能で、期限に制限はない。
- b. 建設権(HGB)：所有者が土地に建物を建設及び/又は所有することを許可するものであり、インドネシア国民及びインドネシア企業(PMA会社を含む)のみが取得可能。期限は30年だが、さらに20年間延長することが可能。国有地および管理権(Hak Pengelolaan - “HPL”)上のHGBの場合、30年延長が可能(HM上のHGBの付与に関する証書に基づく)。
- c. 耕作権(HGU)：州が所有する土地で発行され、プランテーション活動を許可するものであり、インドネシア国民及びインドネシア企業(PMA会社を含む)のみが取得可能。期限は35年だが、さらに25年間延長することが可能。
- d. 使用権(HP)：第三者が所有する土地を使用する権であり、インドネシア国民、インドネシア企業、外国企業が取得可能。期限は25年だが、さらに20年間延長することが可能。国有地および管理権(Hak Pengelolaan - “HPL”)上のHPの場合、30年延長が可能(HM上のHGBの付与に関する証書に基づく)。
- e. コンドミニアムの所有権(Hak Milik Atas Satuan Rumah Susun-HMSRS)

HMSRSは水平分離の原則に基づいており、これはHMSRSが共有区間、共有物、共有地に対する共有権から分離された個人的な性質の区分建物に対する所有権であることを意味する。共有区間、共有物、共有地に対する共有権は比例値(nilai perbandingan proporsional)に基づいて計算され、HMSRS証明書に添付される。HMSRSは、インドネシア国民、インドネシアの法律に基づいて設立された法人、インドネシアに居住する外国人、外国の法人および/またはインドネシアに代表者を置く国際機関が取得することができる。

インドネシアには上記以外にも未登録の土地があり、“tanah adat”や慣習的な土地(“customary land”)と呼ばれている。登記されていない土地の所有権を評価するためには、土地の実地調査と、その土地に適用される登記されていない土地の権利を識別するための村長、地区長、県知事、市長との会合が必要である。通常、これには、地租(girik)の支払いの証拠や村落の記録など、土地の権利に関する証拠書類の確認が含まれる。村落は、土地に対する集団的権利(tanah bengkokまたはtanah wakafとして知られる)の対象となることがある。

不使用・未利用・未耕作の土地・地域の問題を解決するため、オムニバス法では、発行から2年以内に活用されない土地・地域の権利は、国が取り消すこととしている。さらに、インドネシアの国民経済を向上させるために土地利用の有効性を高めるといった目的を持ったオムニバス法の適用のため、荒廃地域及び土地の管理に関する政府規制No. 20/2021 (GR 20/2021)が制定された。⁴⁶

土地取得

インドネシア民法(ICC)を通じて、以前のインドネシアの法律は、土地とそれに付随するすべての物が不可分の単位であることを意味する垂直的境界の原則(verticale accessie beginsel)を認めていたが(この法律は、建物が立っている土地に常に建物が付随する)、

⁴⁶ 詳細については、以下参照。“Client Alert - Government Regulation No. 20 of 2021”. Deloitte Indonesia. April 2022.

法律No.5/1960は、土地とその土地に対する建物又は構造物、作物を分離する水平的分離の原則 (horizontal scheiding beginsel) を認めていることは注目に値する。したがって、例えば、土地所有権の上に構築する権利のように1つの土地に2つの土地所有権を見出すことができる。

特定の土地を取得する前に、企業は、土地の所有権、提案された土地を売却するための関連する土地権利保有者の意向、及び対象となる土地に関連する必要なライセンスの取得可能性を調査する必要がある。

空間利用適合性の承認

空間利用活動に関しては、オムニバス法の下、外資企業が対象地を取得するためには、OSSを通じて関連する詳細空間計画(RDTR)に適合していることについて承認を得る必要がある。空間計画を実施する権限は土地・空間計画省にある。オムニバス法は利害関係者(政府及び企業)が空間利用ライセンスに定められた条件を満たすことを要求していない。代わりに、利害関係者は施行規則に定められるであろう空間利用活動の要件の適合性を満たすことだけが要求されている。当該要件は決定された空間マスタープランを考慮することにより、従来のもより大幅に単純化されることが見込まれている。また、空間計画を実施する権限は中央政府に集約化されている。注目すべきことに、オムニバス法では既存のロケーション許可(以前の規制制度下で発行された同様のライセンス)の有効期限まで有効としている。

空間利用に関連して、オムニバス法(以下「GR 21/2021」)により、PMA会社が対象土地を取得するためには、OSS機関を通じて、空間利用の詳細計画を含む事業計画(Rencana Detail Tata Ruang -「RDTR」)の適合性に関する承認を得る必要がある。空間計画を実施する権限は、農務・空間計画大臣にある。オムニバス法では、利害関係者(政府および企業)に対して、空間利用許可に規定された条件を満たすことを要求しなくなった代わりに、GR 21/2021 で規定されている空間利用活動の適性(kesuaian kegiatan pemanfaatan ruang)の要件のみを満たすことが要求されている。加えて、オムニバス法では、既存の旧規制下で発行された類似のライセンスの有効期限も維持されていることが言及されている。

GR 21/2021で規定されている空間利用の適合性に関する確認登録の要件は以下の通り。

- a. 位置座標
- b. 空間利用目的
- c. 土地の所有権情報
- d. 事業内容
- e. 建物の床面積に関する計画(Plan on the amount of floor in the building)
- f. 建物の床の面積に関する計画(Plan on the area size of the building floor)

登記された所有権の評価

国土庁(Badan Pertanahan Nasional又は「BPN」)は、インドネシアで土地登記の管理責任を負う国家機関であり、中央土地局と地方土地局で構成される。土地の所有権を確認するためには、申請者は関連する地元のBPNオフィスを訪問し、所有権証明書原本を持参する必要がある。各地域の土地局には、そのアーカイブに登録されているすべての土地の記録がある。BPNオフィスは、アーカイブ内の情報に対して元の所有権証明書原本を検

証する。また、BPNオフィスでは、境界線、土地に関する問題や紛争があるかどうか等の問い合わせに関する登録された土地の詳細を入手できる。

土地行政におけるデジタル変革は、土地所有制度の透明性に明るい光を照らした。この点に関し、土地所有権の重複請求の解消とマフィアと関連する土地の問題の撲滅に向けた取り組みの一環として、土地空間計画省／国家土地庁 (Minister of Agrarian Affairs and Spatial Planning/National Land Agency) は、証明書の確認と電子証明書の発行サービスに特化した、電子証明書の確認と土地登録証明書の発行サービスに関するガイドラインを発表したところである。

このガイドラインは、土地空間計画省／国家土地庁が提供するすべての土地・空間計画情報サービスに関する技術的ガイドラインを定めている。このガイドラインによって、インドネシアの土地管理システムの状況は変容した。国民は、すべての土地および空間計画関連事項のデジタル化を通じて、インドネシア全土で利用可能な土地および空間計画管理サービスの質の向上によって恩恵を受けることが期待されている。国民は、電子情報サービスを通じて、土地・空間計画情報を取得できるようになった。このサービスには、証明書の確認、土地登録証明書の発行 (Surat Keterangan Pendaftaran Tanah-SKPT)、および土地価値ゾーン、座標点、全球測位衛星システム(GNSS) /連続観測システム (CORS) のデータパッケージ、土地所有履歴、土地履歴、および空間計画に関する情報が含まれる⁴⁷。

所有権の放棄

HMのように、所有者から提案された土地が外国企業にとって所有する資格のない権利であった場合、土地は所有権の放棄を通じて間接的に提案された買い手に譲渡される。このようなケースの場合、所有者は取引価格と引き換えに土地所有権を放棄することになる。その後、買い手である外国企業は、その土地について新しく適切な所有権を申請する必要がある。

公共インフラのための収用による強制放棄

法律No.2/2012に従い、土地所有者は、公共インフラの開発に関する裁判所の命令に基づいて、補償と引き換えに土地の権利を放棄することが求められる場合がある。法律は、政府がインフラプロジェクトのために土地を取得できる手続を定めており、土地取得計画文書の準備から始まり、影響を受ける当事者からの異議の評価と検討のために関連する州知事にその文書を提出する。新しい土地法の導入前の以前の規制では、提案されたプロジェクトを移転できず、そのような土地の所有権を強制放棄させる権限が大統領のみであった場合にのみ、強制放棄が認められていた。

公益のための土地の調達に関する大統領規則No.71/2012は、公益のための土地の調達に関する法律No.2/2012を導入するために制定され、土地取得プロセスを迅速化するために、後に大統領規則No.148/2015によって改正された。

最近、公益目的開発の土地調達に関する政府規則No. 19/2021は、投資エコシステムの増加、国家戦略プロジェクトの加速という精神で制定され、いくつかの条項が追加さ

⁴⁷ 詳細については、以下参照。“Client Alert - Electronic Regime for Indonesia Agrarian Affairs and Spatial Planning”, Deloitte Indonesia, June 2022.

⁴⁸ 村落所有地Village treasury land (tanah kas desa)は、村の本来の収入源の1つとして、および/または社会的な目的のために、村落が占有および/または所有する土地である。Asset landとは、中央政府の利益のための経済資源として、中央政府が占有および/または所有する土地である。

れ、その中には森林地域の状況把握の完了など公営目的の開発のための土地収用の加速などの取り組みが含まれている。本規制の規定には、公益目的開発の種類追加が含まれている。それらは、森林地域の整備完了等の土地調達の加速に向けた取り組みや、“Village treasury land” (tanah kas desa) ・ “waqf land” ・ “Asset land”、土地取得計画書の作成を支援するための土地仲介業者の関与、土地決定の追加期間、及び補償金の供託である⁴⁸。

環境法

インドネシアの環境法は、環境に影響を与える事業活動を行うにはAMDAL (Analisa Mengenai Dampak Lingkungan)として知られる環境影響評価を完了することを義務付けている。AMDALは、環境影響評価書、環境管理計画、及び環境モニタリング計画 (Rencana Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Rencana Pemantauan Lingkungan Hidup又は「RKL/RPL」)で構成されている。AMDALの形式は次のとおりである。

- a. 単一型環境影響評価 (AMDAL tunggal) : 1つの規制当局の管轄下にある事業活動向け (たとえば、1つのセクターに属する事業活動)。
- b. 統合型環境影響評価 (AMDAL terpadu) : 複数の規制当局の管轄下にある事業活動向け。
- c. 地域型環境影響評価 (AMDAL kawasan) : 特定の地理的領域 (工業団地など) に関連するもの向け。

AMDAL実施にあたり、各事業の責任者が以下の書類を確保する必要がある。

- a. 準拠条件
- b. ANDAL
- c. RKL-RPL

提出されたAndalとRKL-RPLは、環境実現可能性テストチームにより、事務的事項が確認された後に、定められて基準に基づき、実現可能性評価が実施される。評価結果に基づき、チームは環境実現可能性の勧告または実現不可能性の勧告のいずれかを発行する。

具体的には、AMDALは、環境に重大な影響を与える事業・活動計画 (大規模な事業・活動とみなされるもの、保護地域内または直接隣接するもの) にも要求されます。雇用に著しい影響を与えるという基準は、以下を指すものとする。

- a. 土地や景観への変容
- b. 天然資源開発 (再生可能及び非・再生可能資源)
- c. 廃棄物の発生・天然資源の劣化など天然資源・環境汚染や環境破壊を引き起こす可能性のあるプロセスや活動
- d. 自然環境、人工環境、社会・文化的環境に影響を及ぼす可能性のあるプロセスおよび活動
- e. 天然資源保護地域および文化遺産の保護に影響を及ぼす可能性のあるプロセスおよび活動
- f. 植物、動物、微生物の種類の導入
- g. 生物学的および非生物学的物質の製造と使用
- h. 高いリスクを伴う活動、国防に影響を与える活動
- i. 環境に大きな影響を及ぼすと推定される技術の応用

環境林業省は、環境影響評価を必要とする事業活動のカテゴリーを確立している。環境影響評価を必要としない事業活動には、UKL/UPLとして知られる環境管理への取り組みと環境モニタリングへの取り組みの文書化、又はSPPLとして知られる環境管理とモニタリングの引き受け書の送付が必要になる場合がある。

環境保護及び管理に関する法律No.32/2009の規定により、申請者事業及び/又は活動許可の発行するためには、申請者はAMDAL又はUKL/UPLを作成しておく必要がある。さらに、申請者は、AMDAL又はUKL / UPLで必要とされているすべての関連する環境ライセンスを取得する必要がある。関連する環境ライセンスとして、有害廃棄物の取り扱い、保管、及び/又は輸送に関する個別の許可の取得が必要となる場合がある。これらのライセンスは、まとめて環境許可 (izin Lingkungan) に統合される。(AMDAL又はUKL/UPLを準備する必要のない事業は、環境許可を取得する必要はない。)

しかし、オムニバス法では環境承認(persetujuan lingkungan)に置き換えられたため、企業は環境許可を取得する必要がなくなった。事業活動の種類に応じて、環境承認は環境実現可能性の決定 (AMDALに基づき付与された場合)あるいは環境管理能力のステートメント(UKL-UPLに基づき付与された場合)としてなされる。オムニバス法においても引き続きAMDALやUKL-UPLのような前提条件の評価文書を利用出来るようにする必要があるが、UKL-UPLを準備するだけでよい会社にとっては、「ライセンス」ではなく「ステートメント」となるため、環境承認を取得する方が比較的容易と考えられる。

また、オムニバス法では、企業が「妨害許可」(Hinder Ordonnantie又はizin Gangguanと呼ばれる)を取得しなければならないという要求事項をなくした。そのため企業は、地方自治体に定期的な料金を支払って妨害許可を取得する必要がなくなった。

インドネシア政府は、国家開発における国家貢献目標と温室効果ガス排出規制を達成するための経済的炭素価値の実施に関する大統領令No.98/2021に反映されているように、気候変動危機の管理にコミットしており、2030年までに温室効果ガスの排出量を29%も削減することを約束している。一部の地域では、特定の水資源に液体廃棄物を投棄する許可には、地方自治体が徴収する使用料が必要である。さらに、DKIジャカルタでは、2023年8月1日から、地下水の採取禁止区域に関する行政長官令No.93/2021により、一部地域で地下水の使用を禁止している。

13. その他の事業に関連する法令 通貨法

インドネシア法No.7/2011(通貨法)の制定以来、ルピアに対する信頼を高め、インドネシアでの外貨の使用を削減するために、インドネシアにおけるほぼすべての取引でルピアを使用することが義務付けられてきた。通貨法は、特定の例外を除き、インドネシア内で行われる支払い、その他の金銭債務の決済、及びその他の金融取引でルピアを使用することを規定している。また、ルピアの信頼性に疑義がある場合、又は関係者が外貨を使用して支払いを行うことや負債を決済することに書面で同意している場合を除き、ルピア使用を拒否することが通貨法により禁止されている。

次の種類の取引は、ルピア使用要件から免除される。

- a. 州予算の執行を目的とした特定の取引
- b. 海外からの助成金又は海外への助成金

- c. 国際貿易取引
- d. 外貨建銀行預金
- e. 国際金融取引

通貨法を順守しなかった場合、罰金(最大200,000,000ルピア)及び/又は最長1年の懲役刑が科せられる。

腐敗防止法

他の管轄区域における腐敗防止法の対象となるインドネシアで事業を行う企業及び個人は、インドネシアでの行動が他の管轄区域の法律に違反しない必要がある。米国の主要な腐敗防止法である1997年の海外腐敗行為防止法(FCPA)は、米国証券取引委員会に報告する必要がある企業、証券取引法下で登録された証券を保有している企業、米国の法律下で設立されている企業、米国に主要な事業拠点がある企業だけでなく、米国民、国民、及び居住者に適用される。

FCPAは、事業を獲得又は維持するための外国公務員への賄賂を禁止している。FCPAに加えて、企業は、OECD贈収賄防止条約、英国贈収賄防止法、及び対象となる可能性のある類似の法律について留意する必要がある。

インドネシアは、腐敗に対抗するために、数多くの法的及び制度上の改革を実施してきている。腐敗へ対応するための政府機関には次のものがある。

- a. 汚職撲滅委員会(Komisi Pemberantasan Korupsi又は「KPK」):2002年に設立された独立した腐敗防止監督機関。KPKには調査を主導する権限はあるものの、受け取った多数の報告を処理するほどのキャパシティはありません。KPKのタスクには、公務員からの資産申告の年次収集がある。
- b. 国家オンブズマン委員会(Komisi Ombudsman Nasional):2000年に設立された、公的機関の不正の調査を開始する権限を持ち、報告を受ける機関。
- c. 会計検査院(Badan Pemeriksa Keuangan又は「BPK」):さまざまな政府機関の資産負債を調査する権限を持つインドネシアの高州機関。1945年の憲法に基づいた独立した組織であり、そのメンバーは地方下院により選出された下院から任命され、大統領によって法制化されている。BPKの調査結果は議会に報告される。
- d. 金融取引報告分析センター(Pusat Pelaporan dan Analisis Transaksi Keuangan又は「PPATK」):PPATKは、インドネシアでのマネーロンダリングを防ぐために2003年に設立されました。PPATKは、疑わしい取引レポート、現金取引レポート、その他の情報を受け取り分析するだけでなく、その発見事項を法執行機関へ提出する。

資本の払い戻し

インドネシアの投資法に従い、投資家は以下のインドネシアからの外貨の送金を許可されている。

- a. 資本
- b. 利益、銀行利子、配当、及びその他収益
- c. 原材料、補助材料、中間製品や最終製品の購入、及び投資を確保するための資本財の払い戻し
- d. 投資に必要な追加資金
- e. ローン返済

- f. ロイヤリティ又は利息の支払い
- g. 会社で働く外国人の収入
- h. 投資の売却又は清算の収入
- i. 損失の補償
- j. 買収の補償
- k. 技術支援の支払い、技術サービスとマネジメントサービスの支払い費用、プロジェクト契約に基づく支払い、知的財産権への支払い
- l. 資産売却の収入

インドネシア銀行などの政府当局は、資本の払い戻しにあたり、特定の報告義務を課す場合がある。

民法に基づく契約作成

インドネシアの民法では、有効な契約には、当事者間の合意、合意を締結する法的能力、特定の目的、及び合法的な事由が必要になる。最初の2つの条件は主観的な条件、他の2つの条件は客観的な条件と見なされます。

客観的条件(特定の目的及び合法的な事由)が当事者によって満たされない場合、契約は無効となる。これは、契約が成立しなかったことを意味する。主観的条件(合意及び法的能力)が満たされない場合、契約は無効となる可能性がある。これは、影響を受ける当事者が契約を取り消す権利を持っていることを意味する。

公証書

インドネシアの法律では、特定の文書が有効となるためには公証証書又は土地証書の形式であることが要求されている。公証証書は、契約の当事者の承認に基づいて、公証人によって作成される文書である。公証証書は、署名の合法化、文書登録、又は「真のコピー」認証など、公証人によって提供される他の形式の文書認証とは異なる。

当事者(又はその権限を与えられた代表者)は、インドネシアの公証人の前に物理的に現れなければならない、公証証書の完了に関して証書が意図した取引を完了するうえでの承認を検証するために適切であるとみなす文書を公証人へ提出する必要がある。

このような文書には、当事者の代理人を承認する委任状、代理人の身分証明書(パスポート又は国民識別カード)、定款又は当事者の構成文書(企業又はその他の事業体の場合)、及び取引に必要な政府の承認が含まれる。インドネシアの裁判手続における公証証書の内容は真実であると推定される。

土地証書は、PPAT(Pejabat Pembuat Akta Tanah又は土地証書に係る職員)が土地証書を作成しなければならないことを除き、概念的には公証証書と同じである。

独占禁止法

インドネシアでのビジネス競争(独占禁止法)は、主にKPPUが管理する競争法によって規制されている。競争法は、特定の種類の契約と活動(例えば、カルテルの形成、価格協定など)及び支配的な地位の濫用(例えば、独占)を禁止している。KPPUは、潜在的な違法行為の調査、行政執行措置の開始、合併及び買収に関する報告制度の管理など、競争法を監督及び執行する権限を与えられている。KPPUには、10億ルピアから250億ルピアの罰金及び/又は事業ライセンスの取り消しなどの行政処分を課す権限がある。

しかし、オムニバス法は不公正な商慣行に対する特定の刑事制裁を軽減及び削除している。オムニバス法の下では、寡占、独占、不公正な事業競争、ボイコット、カルテル、信託、垂直統合、無責任な支配的地位の使用、複数の類似の会社の株式の過半数の保有、価格操作協定、ゾーニング、陰謀、及び兼職に対して、罰金及び懲役の刑事罰を科すことができなくなった。但し、オムニバス法は上記のような行為に対して罰則を課していないが、依然として競争法違反の調査プロセスを妨害する行為に対して最高50億ルピア及び最大1年の懲役の形で罰則を定めている。

別の注意点として、オムニバス法はKPPUによる決定に対する異議を処理する権限を地方裁判所から商事裁判所に移行する。そのため、オムニバス法が施行された2020年11月2日以降は、KPPUの決定に対する全ての異議は商事裁判所に提出されることとなる。

言語

インドネシア語は、1945年憲法に基づくインドネシア共和国の公用語である。インドネシア語の使用は、国旗、言語、国の象徴、及び国歌に関する法律No.24/2009で定められている。

法律No.24/2009では、インドネシア語は、とりわけ、インドネシアの国家機関又は政府機関、インドネシアの民間団体、又はインドネシア国民に関する契約書や覚書において使用が求められている。

2019年9月30日、インドネシア政府はついにインドネシア語の使用に関する大統領規則No.63/2019(「PR 63/2019」)を発行した。PR63/2019は、国旗、言語、象徴、及び国歌に関する法律No.24/2009の実施規則となっている。PR63/2019の第26条では、インドネシアの国家機関、インドネシア政府、インドネシアの民間団体、又はインドネシア国民が関与する覚書等におけるインドネシア語の使用が義務付けられている。外国の当事者が関与する契約の場合は、英語又はそのような外国の当事者の公用語となるその他外国語で書かれる場合があり、この外国語は、外国当事者の理解を容易にするために、インドネシア語版の同等又は翻訳版として使用される。

但し、この規則では、当事者がインドネシア語版と外国語版の両方の契約を同時に実行すること、及びこれを怠ると契約の合法性に影響するかどうかについての明確な要件は規定されていない。当事者が最初に外国語版の契約を締結した場合、その契約が外国語版で明示的に記載されている限り、合意された一定期間内に事後的にインドネシア語版の契約を締結することに同意する場合がある。

上記に照らして、当事者が外国語版とインドネシア語版を同時に実行しないことを選択する場合、当事者は契約に次の言語条項を含めることが推奨される。

"In compliance with Law No. 24/2009 on National Flag, Language, State Symbol, and National Anthem and its implementing regulation (i.e., Perpres No. 63/2019 on Use of Indonesia Language), the Parties agree to enter into this Agreement in [foreign language] version, and after the execution of the [foreign language] version, the Parties will enter into the Indonesian language version of this Agreement within [thirty (30) calendar days] as of the date this Agreement. Such Indonesian language version shall form an integral and inseparable part of this [foreign language] version. In the event of inconsistency or different interpretation

between the [foreign language] and Indonesian language texts, to the extent permitted by law, the [foreign language] version shall prevail, and the relevant Indonesian language version shall be amended to conform with and to make the relevant Indonesian language text consistent with the relevant [foreign language] text."

PR63/2019で言及されている必須要件にもかかわらず、特定のセクターの規制ではそうと限らない場合がある。たとえば、建設セクターでは、建設サービスに関する法律No.2/2017の第50条では、インドネシアでの建設契約はインドネシア語であることが義務付けられており、外国当事者が関与する場合はバイリンガルで書かれる場合がある。但し、建設法では、矛盾が生じた場合にインドネシア語が優先的な言語になることを明確に求めている。

さらに、PR63/2019の第28条では、インドネシア語を政府及び民間の労働環境内でのコミュニケーション言語(口頭及び文章の両方)として使用することを規定している。この公式なコミュニケーションには、とりわけ、検証、協議、交渉、対応、会議、議論等が含まれる。

セクターの規制で別途規制されていない限り、PR63/2019は、インドネシア語の使用要件を満たしていない場合に課される可能性のある制裁については言及していない。但し、インドネシアの裁判所が、契約がインドネシア語でないためにその契約を無効とした事例が少なくとも1つ過去にあったことには注意する必要がある。

準拠法

紛争の当事者が外国の司法管轄区の法律に基づいて契約している場合、インドネシアの裁判所は、当事者又は取引と選択した法律との間に関係があり、選択された法律が公序良俗に反しない限り、当該国の法律を準拠法として採用する必要がある。但し、実際には、裁判所が外国法を適用しないことを選択することもあり、多くの場合拒否権ありません。これは、インドネシアの裁判制度が外国法に準拠する裁定紛争に不慣れであることを示唆している。



C. インドネシアの税制

1. 税務行政

税務当局

州や県等の地方政府が管轄する地方税を除き、大部分の税金は国税総局(以下、「DGT」)により集権的に管理・徴収されている。DGTは財務省(MoF)のもとで、財政政策を実行するにあたり、その実務ガイドラインや手続事項を規定している。

DGTは数種の税務署を擁し、納税者の管理業務(コンプライアンス状況の確認、徴収、相談及び税務調査の実施等)を行っている。税務署は管轄する納税者の規模に応じて、小規模、中規模及び大規模に分類される。また、各納税者には、Account Representativeと呼ばれる税務署の担当者が任命される。

課税対象期間

課税対象期間は原則暦年である。異なる課税対象期間を適用する場合にはDGTによる許可を取得する必要がある。

記録、記帳及び管理

納税者は、帳簿(会計記録の基となる各種書類を含む)をインドネシア国内に最低10年間保管しなければならない。帳簿はインドネシア語及びインドネシアルピア(IDR)建てで、税法上異なる取り決めがない限り、インドネシア財務会計基準(Standar Akuntansi Keuangan(SAK))に基づいて作成しなければならない。帳簿は通常、税務調査の過程でDGTより提出を要請されることとなる。

一定の条件を満たす場合、納税者はその会計記録につき、公認会計士による監査を受けなければならない。監査を受けた場合、監査済財務諸表を年次法人税申告書に添付して提出することがDGTより要請される。

外国投資企業(Penanaman Modal Asing (PMA))、恒久的施設(PE)、海外の証券取引所に上場している納税者、海外企業の子会社、一定の集積的投資契約(Kontrak Investasi Kolektif (KIK))又はインドネシアの財務会計基準に基づき米ドルを機能通貨として財務諸表を作成している納税者は、帳簿を英語及び米ドル(USD)建てで保持することができる。但し、英語及び米ドル建ての帳簿を作成する場合には、事前にDGTから認可を取得する必要がある。石油ガス共同契約(PSCs)における請負業者及び採掘業務契約(CoWs)に基き業務を行う企業は、その旨を国税総局に通知するだけで英語及び米ドル建ての帳簿を作成することが出来る。

申告及び納税

事業を営む全ての納税者は、課税対象期間にかかる会計記録を保管しなければならない。納税者の属性、事業内容又は取引の種類に応じた申告が必要である。DGTは、従前の紙媒体による申告の代わりに、オンラインによる納税システムを導入した。

納付手続きに際し、納税者はこのシステムを通じて、支払コードを入手する必要がある。支払コードには有効期限があり、支払に際しては当該コードを銀行に提示しなければならない。納税者が法人である場合、月次及び年次の税務申告は、原則としてシステムを通じて行わ

れる必要がある。

連結納税

連結納税及びグループ法人税制の定めはない。したがって、各企業は個別に税務申告を行う必要がある。

除斥期間

過少納付査定通知書及び追加過少納付査定通知書に関する除斥期間は5年である。一定の状況の場合、除斥期間は10年まで延長される。

ルーリング

規定に不明な点がある場合、納税者は、DGTに確認を依頼することが出来る。DGTによる回答期限の定めはない。DGTが行う確認は、その要請をした納税者のみに適用される。他の納税者に対して同様に適用されるものではない。

2. 事業に関する課税

概要

インドネシアにおいて事業を営む法人に対して課される主な税金として、法人所得税、ブランチプロフィットタックス (BPT)、源泉税、付加価値税 (以下、「VAT」)、奢侈品税 (LST) のほか、土地建物に関して課される税、地方税や印紙税など様々なものがある。超過利益税やミニマムタックスに相当する制度はない。

所定の要件を満たす企業等に対しては、優遇措置が適用される。

主たる税法として、国税通則法、所得税法、VAT法、奢侈品税法、土地建物に関する各種税法、各州が定める地方税法が挙げられる。

法人に関連するインドネシア税務の概要

法人所得税率	22%
ブランチプロフィットタックス率	20%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 22%
課税対象所得	全世界所得 (但し、配当及び事業所得に関しては特例あり)
資本参加免税	有り

損失に関する措置

- 繰越	5年
- 繰戻	無し
二重課税の救済措置	有り
連結納税制度	無し
移転価格税制	有り
過少資本税制	有り
外国子会社合算税制	有り

⁷⁸ For more information, kindly see "Reforming Indonesia's Personal Data Protection Landscape". Deloitte Indonesia. October 2022.

課税年度	暦年又は会計年度
前払税金	有り
申告期限	年度終了後4ヶ月 (DGTへの申請により2ヶ月まで延長可)
源泉税	
- 配当 - 利子 - ロイヤルティ - 技術支援料 - ブランチプロフィット税	20% (non-resident); exempt (resident) 10%/20% (non-resident); 15%/20% (resident) 20% (non-resident); 15% (resident) 20% (non-resident); 2% (resident) 20%
資本税	無し
社会保険料(雇用主負担)	0.24% - 4%
土地建物税	0.3% - 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株式売却) 5% (非居住者による非上場企業の株式売却) 譲渡対価の0%/0.5%/1%/2.5% (土地建物譲渡)
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	10,000ルピア
VAT	<ul style="list-style-type: none"> • 10%: 2022年3月31日まで • 11%: 2022年4月1日以降 • 12%: 2025年1月1日以降(最遅)

Residence

インドネシアにおいて設立された法人又はインドネシアに居所を有する法人、もしくは法人の実質管理がインドネシアにおいてなされる場合の当該法人は、インドネシア税法上、居住者とみなされる。

課税所得と税率

居住者である法人は、全世界所得に対して課税される(但し、一定の要件を満たす配当及び国外源泉所得を除く)。非居住者である法人は、インドネシア国内に源泉を有する所得(恒久的施設に帰属する所得を含む)に対してのみ課税される。

現行の法人所得税率は22%である。

特定の法人納税者(PE及び外国企業を除く)で、その総収入が48億ルピア未満である場合(中小事業者)、特定期間に関して総収入に対する0.5%のファイナルタックス(源泉分離課税方式による課税)が適用される。但し、DGTに通知を行い通常の法人税率の適用を選択する事も出来る。

総収入が500億ルピアに満たない法人納税者は、48億ルピアまでの所得部分に対して50%の減税措置を受けることが出来る。

特定の要件を満たす一般投資家から40%以上の出資を受ける上場会社に対しては、通常

の法人税率よりも低い税率が適用される(19%)。

居住者たる納税者もしくは外国法人がインドネシアに有する恒久的施設が稼得した一定の所得は、ファイナルタックスの対象となる。これらの所得については、第三者による源泉徴収をもって課税関係は終了する。

国内の上場・非上場企業からの配当所得は、受領者が内国法人である限り課税対象に含まれない。

国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、課税対象に含まれない。当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は、課税対象となる。

国外の非上場企業からの配当所得、並びに恒久的施設の税引後純利益(PAT)は、インドネシア国内に再投資された配当金の額及びPAT額が、総PAT額の30%以上(持株比率に基づいて調整後)である限り、課税対象含まれない。なお、30%に満たない部分(30%の基準値との差額)は、課税対象となる。

海外石油ガス採掘事業、海運及び航空運送業及び駐在員事務所等、特定のセクターについては、みなし利益率に基づき課税される。

鉱業、上流石油・ガス事業、地熱及びシャリア事業については、政令及び財務省令において別途規定されている。

CoWフレームワークに基づく一般採掘及び石炭採掘業については、それぞれの業務契約において定められた税務の諸規定に従うものとされる。CoWフレームワーク以外の鉱業については特定の政令に従う。

上流石油・ガス事業に従事する企業は、通常、その法人所得税を生産物分与契約(Product Sharing Contract:PSC)に従って計算する。コストリカバリー、その他の所得及び税務申告についてはいくつかの規定が公布されている。上流石油・ガス事業を計画する事業者が柔軟に対応できるようグロスプリットアレンジメントの課税関係に関する規定も公布されている。

なお、現時点で地熱事業に関する規定は公布されていない。

ブランチプロフィットタックス

PEに対しては、通常の法人所得税のほかに、法人所得税を控除した後の純利益に対して20%のブランチプロフィットタックスが課される。なお、租税条約に定めがある場合、ブランチプロフィットタックスは軽減される。

ファイナルタックスの対象となるPEの場合、ブランチプロフィットタックスの額は会計上の利益に申告調整を行い、ファイナルタックスの額を控除した額を基に計算される。

また、以下に示す形態により、インドネシア国内に純利益の全てを再投資する場合、ブランチプロフィットタックスが免除される場合がある。

- a. インドネシア居住法人の新規設立に関して、出資を行う、あるいは構成員となる
- b. 既存のインドネシア居住法人に対する出資
- c. インドネシア国内の恒久的施設が事業ないし活動を行うための固定資産の取得、もしくは
- d. インドネシア国内の恒久的施設が事業ないし活動を行うための無形資産の投資

負債資本比率

財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率(DER比)や負債費用の金利、税金、償却前利益比(EBITDA比)などの国際的に認知された手法をもとに規定することが出来る。

なお現在は、借入を行う納税者に対してDER比に基づく過少資本税制が採用されている。DER比が4を超える場合(つまり4倍)、その超過分に対応する負債費用は、課税所得の計算上、損金に計上できない。資本の額がゼロもしくはマイナスの場合、負債費用を一切損金に計上することが出来ない。特定の納税者は本税制を免除される場合がある。関連者から借入を行う場合、利息は独立企業間原則(ALP)に基づき算定されなければならない。ALPでない場合、支払利息の額が配当の支払とみなされる場合がある。

借入を行い負債費用を損金に計上しようとする納税者はDERの算定レポートを提出しなければならない。また、借入が国外よりなされる場合には、当該借入に関するレポートを年次法人税申告書に添付して提出しなければならない。

キャピタルゲイン課税

居住者が稼得したキャピタルゲインに対しては、原則として通常の所得と同様に通常の法人税率が適用される。インドネシア株式市場に上場する株式を売却した場合、売却金額の0.1%の額を課される。なお、新規上場の場合、上場後に株式を保有するか売却するかに関わらず、新規上場時の株価に対して0.5%の額を課される。土地建物の売買や譲渡については、原則として、取引額の2.5%のファイナルタックスが課される。

なお、所定の取引については異なる税率が適用される(例えば、不動産業者による低コストの住宅・アパートの譲渡については1%、公益目的で政府に対して譲渡する場合は0%など)。また、非居住者が有するインドネシアの資産の譲渡については、譲渡価格の5%のキャピタルゲインタックスが課される(租税条約の適用により税負担が軽減される場合がある)。

外国子会社合算税制

外国子会社合算税制に基づき、インドネシアの個人もしくは法人が直接又は間接に外国法人の払込資本もしくは議決権の50%以上を有する場合(単独で50%以上を有する場合のほか、他のインドネシアの個人もしくは法人と共同で50%以上を有する場合も含む)、財務省は、インドネシア納税者が当該外国法人から配当を受領したとみなすことが出来る。

納税者が外国法人から配当を受領していない場合、みなし配当の額を計算の上、年次法人税申告書において記載しなければならない。なお、配当は、以下のいずれかの時点において計上する。

- 被支配外国法人の税務申告期限から4ヶ月後、
- 特定の税務申告期限の定めがない場合、年度終了から7ヶ月後

みなし配当の額は、被支配外国法人が稼得する受動的所得のうち、インドネシア納税者
がその出資比率に応じて受領する権利のある額とする。

受動的所得として、以下の所得が含まれる。

- a. 配当(但し、一定の例外あり)
- b. 利子(但し、一定の例外あり)
- c. 土地及び建物のレンタル料
- d. 他の資産の関連者に対するレンタル料
- e. ロイヤルティ
- f. 資産の売却もしくは移転にともなう利益

過去連続した5年間のうちに、直接の被支配外国法人が実際に配当を行った場合、みなし
配当の額と相殺することが出来る。実際になされた配当の額がみなし配当の額より大きい
場合には、超過分が法人税の対象となる。直接被支配外国法人から受領した配当に関す
る支払済の税額及び源泉徴収の額は控除可能である。

特別目的会社(SPC)を介したインドネシア法人の株式及び資産の間接購入

インドネシアの納税者が特別目的会社(SPC)を介して間接的にインドネシア法人の株式
又は資産を購入した場合、そのSPCがインドネシアの納税者と特殊の関係にあり、独立企
業間価格と異なる価格で取引が行われた場合、その取引はインドネシアの納税者による
株式又は資産の購入として扱われる。

以下のいずれかの条件を満たす場合、特殊の関係があるとみなされる。

- a. 一方が直接又は間接に、他方の25%以上の持分を有する場合
- b. 一方が他方を直接又は間接に、経営上もしくは技術上の観点から支配している場合
- c. 血縁関係もしくは婚姻関係を通じて他の者と一親等内の家族関係にある場合

特別目的会社の株式譲渡

インドネシアの法人もしくはインドネシアに所在する恒久的施設と特殊の関係にあり、タ
ックスヘイブンに設立された特別目的会社とその株式を譲渡した場合、当該取引はイン
ドネシアの法人もしくはインドネシアに所在する恒久的施設による株式の売却とみなされ
る。DGTはインドネシアの法人税率より50%以上低い法人税率を採用する国、もしくは銀
行情報の守秘に関する法律がありインドネシアと情報交換規定のない国をタックスヘイ
ブンと判断している。

申告及び納税

インドネシア国内の恒久的施設を通じて事業活動を行う外国法人は、原則として、イン
ドネシアの居住者と同様の義務を負う。インドネシア国内に恒久的施設を有しない外国法
人が、インドネシア国内源泉所得を稼得した場合、インドネシアの納税者による源泉徴収
をもって課税関係は終了する。

なお、租税の徴収は自己申告制度のもとで行われる。通常の制度が適用される納税者の
場合、法人所得税にかかる月次予定納税の納付期限は翌月15日である。

年次の法人所得税の申告は課税対象期間の終了後4ヶ月以内になされなければならない

い。但し、DGTに通知を行い、2ヶ月の期限延長を行うことが認められる。法人所得税の要
支払額(法人税の額から予定納税及び前払法人所得税の額を控除した額)は、年次の税
務申告書の提出前に支払われなければならない。なお、法人所得税の過払金は、税務調
査を経なければ還付されない。

3. 個人に関する課税

個人に関連するインドネシア税務の概要	
個人所得税率	5%-35%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 35%
課税対象所得	全世界所得(但し、配当及び事業所得に対する一部例外有り)
二重課税の救済措置	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日もしくは居住者の地位を喪失してから3ヶ月以内(いずれか早い方)
源泉税(インドネシア源泉所得に適用)	
- 配当 - 利子 - ロイヤルティ	10% 又は非課税(居住者); 20% (非居住者) 10%/20% (居住者); 20% (非居住者) 15% (居住者); 20% (非居住者)
資産税	原則無し(但し一部、例外有り)
社会保険	1% - 4%
相続税	無し
土地建物税	maximum 0.5%
土地建物取得税	5%
譲渡税	<ul style="list-style-type: none"> • 0.1% (インドネシア上場企業株式の譲渡); • 5% (非居住者による非上場企業株式の譲渡) • 譲渡対価の0%/1%/2.5% (土地建物の譲渡)
新規株式公開時の創業者株式への課税	0.5%
付加価値税(VAT)	<ul style="list-style-type: none"> • 10%、2022年3月31日まで • 11%: 2022年4月1日以降 • 12%: 2025年1月1日以降(最遅)

居住者

居住者とは、インドネシアに居所を有する個人、任意の12ヶ月の間にインドネシアに183日を超えて滞在する者、又はインドネシアに居住する目的で滞在する者を言う。非居住者である納税者とは、任意の12ヶ月の間に、183日を超えて滞在しないもの、居住目的でインドネシアに滞在しないものを言う。非居住者は納税者番号の取得を行う義務はない。

課税所得と税率

居住者である個人は原則として非課税所得と所定の控除を行った後の全世界所得に対し

て課税される。但し一定の要件を満たす国外源泉所得については課税されない。非居住者である個人はインドネシア国内源泉所得に対してのみ課税される。

課税所得

インドネシアにおける個人所得税は国税である。課税所得には、被雇用に伴う所得、事業所得及び受動所得(配当、利子及びロイヤルティ)等のその他の所得及びキャピタルゲイン等が含まれる。

被雇用に伴う所得は、給与、賃金、ボーナス、手数料、海外手当及びその他の諸手当(教育費、住居費及び医療費等)など現金にて支給されるものを含む。被雇用に伴う所得は、その所得の支払場所に関わらず課税対象となる。

2022年1月1日より、現物給付(Benefit In Kind(BIK))も被雇用者側で原則課税対象となり、控除要件を満たす場合には、雇用主側で損金として控除可能。なお、一部のBIKは、被雇用者側では課税対象に含まれず、雇用主側で損金化が可能。2023年2月現在、インドネシア政府は、当該BIKの課税上の取り扱いについての詳細規定をいまだ発表していない。

内国法人からの配当、国外の上場企業からの配当所得、及び恒久的施設を伴わない国外の事業活動を源泉とする所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資された所得は、課税対象に含まれない。当該配当及び所得のうち、一定期間内にインドネシア国内に再投資されない部分は、課税対象となる。

国外の非上場企業からの配当所得、並びに恒久的施設の税引後純利益(PAT)は、インドネシア国内に再投資された配当金の額及びPAT額が、総PAT額の30%以上(持株比率に基づいて調整後)である限り、課税対象含まれない。なお、30%に満たない部分(30%の基準値との差額)は、課税対象となる。

所得控除及びその他の軽減措置

所得の創出に関連する支出は原則として控除することが出来る。

内容	1年あたり控除額
納税者(基礎)控除	54,000,000 ルピア
配偶者控除	4,500,000ルピア(妻が、夫と合算申告する場合、さらに54,000,000ルピアの追加の控除可)
扶養者控除	一人あたり4,500,000 ルピア(血縁又は婚姻関係のある者を三人まで)
職業支援	6,000,000ルピアを上限に総所得の5%
年金(年金受給者を対象とする)	2,400,000ルピアを上限に総所得の5%
指定年金ファンドへの拠出額(BPJS等)	個人による拠出額
ザカート又は宗教上の拠出額	拠出額(証憑があり所定の条件を満たすことを条件とする)

⁷⁹ For more information, see "Client Alert - Government Regulation No. 20 of 2021". Deloitte Indonesia. April 2022.

財務省には所得控除の額を再決定する権限が与えられている。

居住者である個人の納税者が中小事業者(その総収入が48億ルピア未満である場合)として事業を行う場合、0.5%のファイナルタックス(源泉分離課税方式による課税)が適用される。但し、2022年度より、5億ルピアまでの所得部分に対しては非課税とする減税措置を受けることが出来る。

被雇用者である個人の納税者が拠出する社会保障費用は、老齢貯蓄制度に対して月額給与の2%、年金に対して1%、及び健康保険に対して1%である(但し、月額給与の上限額あり)。被雇用者は、家族を健康保険に加入させることも出来る。その場合、家族一人あたり1%の追加拠出をする必要がある。なお、外国人駐在員は年金に対して拠出する義務はない。

税率

課税所得(2022年度以降)	適用税率
60,000,000ルピア以下	5%
60,000,000 ルピア超250,000,000ルピア以下	15%
250,000,000ルピア超500,000,000ルピア以下	25%
500,000,000ルピア超5,000,000,000ルピア以下	30%
5,000,000,000ルピア超	35%

相続税及び贈与税

インドネシアは相続税及び贈与税を採用していない。

財産税

原則として、インドネシアでは財産税を課されない。但し、納税居住者は、全世界の財産を個人所得税の申告書において開示することが求められている。申告漏れが発覚した場合、税務当局により納税者の未申告財産に対して追徴及び罰則が課される可能性がある。

財産の適切な開示を促進するために、インドネシア政府はPAS FINALプログラムを2017年に開始し、2021年12月現在も引き続き運用されている。本制度は2015年度の税務申告及び過去のタックスアムネ스티(TA)プログラムにおいて申告しなかった財産につき、自主的に申告を行おうとする納税者に向けたものである。未申告財産については12.5%もしくは30%の税率が適用される。しかし、未申告に関する罰則はない。

インドネシア政府は、2022年1月1日から2022年6月30日までの期間に、個人納税者のための自主開示プログラム(VDP)を導入。当プログラムは、下記2通りに分類がされる：

スキーム1:TAプログラム参加者(個人及び法人)で、1985年1月1日から2015年12月31日までの期間に取得した資産の全てを、申告書(SPH)において開示をしていない者に対して、6%から11%のファイナルタックスの適用。

スキーム2:一部の個人納税者で、2016年1月1日から2020年12月31日までの期間に取得した純資産が2020年度の申告書において未申告となっている者に対して、12%から18%のファイナルタックスの適用。

申告及び納税

インドネシアは自己申告制度を採用している。居住者たるすべての個人(外国人を含む)は、原則として、納税者としての登録を税務署にて行い、納税者番号(NPWP)を取得しなければならない。

NPWPとは、国税総局(DGT)が管理するインドネシアの納税者に与えられる15桁の識別番号である一方で、国民識別番号(Nomor Induk Kependudukan (NIK))とは、住民民事登録局(Direktorat Jenderal Kependudukan dan Pencatatan Sipil (DGPCR))が管理する16桁のインドネシア居住者を識別する番号である。なお、今後はDGT及びDGPCR間の情報統一を図るため、インドネシア政府は識別番号の一本化(NPWPをNIKの代わりとする)を実施し、インドネシア国民ではない個人は、15桁のNPWPに「0」を加えることで16桁の識別番号として利用することになる。15桁のNPWPは、2023年12月31日に廃止され、2024年1月1日より16桁の識別番号に統一されることになる。

但し、所得の額が一定の基準以下の者、税法上の居住者に該当しない者、及び夫と連帯で納税義務を果たす既婚女性は、登録を免れることができる。

納税者である個人は、その全世界所得、資産及び負債を申告し、毎年、個人所得税申告書を提出しなければならない。但し、一部の外国人納税居住者は、居住者として認定を受けてから4年以内の措置として、国外所得免除方式をDGTに申請することが出来る。要件を満たし、DGTから承認を受けた外国人納税者は、最初の4年間はインドネシア源泉所得のみ課税対象となる。

年次の税務申告は翌年の3月31日、もしくは個人がインドネシアの居住者ではなくなってから3ヶ月以内のいずれか早い時期までに行わなければならない。なお、租税の納付は税務申告の前に行われる必要がある。納税者たる個人は、税務申告を電子システムを通じて行うことが推奨されている。この電子システムにアクセスするためには、別途、税務署から電子申告番号(e-FIN)を入手する必要がある。

納付遅延、申告書の提出遅延、過少申告及び自己修正申告に関してはペナルティが課される。ペナルティの種類は状況により異なり、税額の不足分に対しては、財務省が定めた月利が遅延月数に応じて課される。

4. 源泉税 配当

租税条約により低い税率が規定されていない限り、非居住者への配当の支払には20%の源泉税が課される。内国法人が他の内国法人又は国内の協同組合に配当を支払う場合、所得税は免除される。所定の要件を満たし免除の対象とならない限り、個人の居住者に対して支払われる内国法人の配当については、10%の税率にてファイナルタックスの対象となる。

⁸⁰ For more information, see “Client Alert - Electronic Regime for Indonesia Agrarian Affairs and Spatial Planning”. Deloitte Indonesia, June 2022.

⁸¹ Village treasury land (*tanah kas desa*) is land occupied and/or owned by the village government as one of the village's original sources of income and/or for social purposes. Asset land is land occupied and/or owned by the central government as an economic resource for the benefit of the central government.

利子

租税条約に、より低い税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払には20%（非居住者に対して支払われる、あるいは獲得される社債の利子に対しては10%）の源泉税が課される。

国内の納税者が居住者に利子を支払う場合には15%の源泉税が課され、この源泉税は当該居住者の前払税金として取り扱われる。インドネシア内国法人の銀行及び金融機関に対する利子の支払いについては源泉税は免除される。インドネシア内国法人の銀行及び海外銀行のインドネシア支店が、インドネシアの居住者である個人納税者もしくは法人納税者に利子を支払う場合、20%のファイナルタックスの対象となる。

ロイヤルティ

租税条約に、より低い税率が規定されていない限り、非居住者への利子の支払には20%の源泉税が課される。ここで、ロイヤルティとは、インドネシア国内における資産・ノウハウの使用や、資産・ノウハウの使用権のインドネシア国内への移転に際して支払う対価を指す。

インドネシア内国法人が、インドネシア居住者に支払うロイヤルティには15%の源泉税が課され、当該ロイヤルティはインドネシア居住者の法人所得税の前払いとして扱われる。

給与及び社会保険拠出に関する税金

雇用主は、従業員に対して支払う給与及びその他の報酬につき、厳選税額を計算の上、控除し、納付する義務がある。雇用主は、月次で源泉税の申告を行わなければならない。また、雇用主及び従業員は、一般社会保険制度に対して拠出しなければならない。

その他の取引

テクニカルサポートフィーとして海外に対価の支払いを行う場合、より低い税率の定めが租税条約にない限り、20%の源泉税の対象となる。テクニカルサポートフィー、マネジメントフィー、コンサルティングフィー、その他所定の役務提供に関する対価、及びレンタルフィーの支払いを行う国内取引の場合、2%の源泉税が課される（但し、10%のファイナルタックスの対象となる土地及び建物にかかるレンタルフィーの支払を除く）。なお、納税者が納税者番号を取得していない場合、2倍の税率が適用される。

申告及び納税

DGTによる租税徴収の便宜上、納税者は居住者及び非居住者への支払に伴う源泉税に関して様々な義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ、賃借料、専門サービスフィー、技術及び経営サービスフィー、建設サービスフィー等に関する租税の徴収は源泉徴収によってなされる。源泉徴収はファイナルタックスもしくは前払税金を表すが、居住者である受領者の側にて租税債務から控除するか還付を申請することが出来る。

支払が源泉税の対象となる場合、支払者が源泉徴収を行い納付する義務を負う。配当、利子、ロイヤルティ及びその他の支払いに関する源泉徴収は原則課税対象月の翌月10日までに納付しなければならない。従業員給与から控除された源泉徴収額は翌月10日までに納付しなければならない。申告期限は翌月20日である。

5. 二重課税の排除

国内法

インドネシアの居住法人は、国外源泉所得に関して支払いを行った外国の租税につき、その税額をインドネシアの税額から控除することができる。控除できる税額は、仮にその所得についてインドネシアで課税がなされた場合の額を上限とする。また、控除限度額を国別に算定する方式が採用されている。間接外国税額控除に関する制度はない。

租税条約

インドネシアは広く租税条約ネットワークを構築しており、原則として、OECDモデル租税条約の規定を踏襲している。インドネシアが締結した租税条約は、通常、全ての種類の所得について、二重課税救済措置に関する規定、一方の国に課税権がある場合の他方の国の課税権の制限、無差別条項の規定を定めている。

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体面及び手続面の要件を満たす必要がある。実体面の要件は一般的なものであるが、租税条約上、特典資格条項の規定がある所得(利子所得、配当所得及びロイヤルティなど)を国外の企業等が受領する場合には、追加の要件を満たさなければならない(「一般的租税回避防止規定」参照)。

インドネシア非居住者が租税条約上の特典を得るためには、DGTフォーム(Surat Keterangan Domisili Wajib Pajak Luar Negeri (SKD WPLN))と呼ばれる居住証明を所定の様式に従い提出しなければならない。居住証明は国外税務当局によりDGTフォームの認証を受けなければならない。国外の所得受領者がその国の税務当局からDGTフォームの認証を受けることが出来ない場合、その国において一般に用いられる居住証明をDGTフォームに添付することで、認証に代えることが出来る。

インドネシアの租税条約ネットワーク

アルジェリア	ドイツ	ニュージーランド	スリナム
アルメニア	香港	ノルウェー	スウェーデン
オーストラリア	ハンガリー	パキスタン	スイス
オーストリア	インド	バプアニューギニア	シリア
バングラディシュ	イラン	フィリピン	台湾
ベラルーシ	イタリア	ポーランド	タジキスタン
ベルギー	日本	ポルトガル	タイ
ブルネイ	ヨルダン	カタール	チュニジア
ブルガリア	北朝鮮	ルーマニア	トルコ
カンボジア	韓国	ロシア	ウクライナ
カナダ	クウェート	セルビア	アラブ首長国連邦
中国	ラオス	セーシェル	イギリス
クロアチア	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
チェコ	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン

デンマーク	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
エジプト	モンゴル	スペイン	ベトナム
フィンランド	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
フランス	オランダ	スーダン	

租税回避防止規定

源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者が実体面及び手続面の要件を満たす必要がある。以下の要件を満たす場合、国外の所得受領者は実体面の要件を満たすものと見なされる。

- 企業等の設立もしくは取引の実行いずれかにおいて経済的実体を有する
- 企業等の設立もしくは取引の実行について経済実態と法形式が一致している
- 自ら管理する事業活動が存在し当該活動を行うための権限を有する
- インドネシアからの所得を創出する資産とは別に、条約相手国において事業活動を行うに十分な固定及び流動資産を有する
- 事業に関する専門性及び十分かつ適切な数の従業員を有する
- インドネシアを源泉とする配当、利子及びロイヤルティを受領するのみの取引ではなく、利益を獲得・維持するための活動(企業存続に不可欠な重要な活動を含む)に直接関連して実際に費用が生じ努力がなされている

また、直接・間接を問わず、租税条約の趣旨に適合しない目的をもってなされた取引については、租税条約上の恩恵を享受することは出来ない。これはインドネシアが多国間協定において採用した主要目的テストに類似する考え方である。

受動所得に対して源泉税の軽減税率を適用するためには、国外の所得受領者は、上述の実体面に関する要件の他に、以下に掲げる受益者要件を満たさなければならない。

- 代理人、指定人もしくは導管としての役割を担っていない
- インドネシアから所得を得るために使用する資金、資産及び権利を、使用もしくは行使することができる
- 所得の金額の50%以上を他の当事者に対する義務の履行に充てるものではない
- 関連する資産、資本及び負債に関してリスクを負担している
- 受領した所得を他国の居住者に移転する法律上の義務がない

要件を一つでも満たさなければ、租税条約上の特典を受けることが出来ない。

6. 移転価格税制及び国際課税

移転価格税制

2010年以降、DGTは事業活動の確実性を担保するため移転価格税制に関する規定を公布してきた。DGTは、関連者(特殊の関係にある者)との取引が「公平で通常のビジネス慣行」に基づくものでない場合、納税者の収益及び費用の額を調整することが出来る。

法人である納税者は、関連者間取引に関する情報を、年次税務申告書の別添として開示しなければならない。開示すべき情報には、取引の種類、関連性の性質、独立企業原則の遵守の状況を示す文書の作成に関する質問への回答及びタックスヘイブン国に存する者との取引に関する情報等、様々な事項が含まれる。

DGTは3層構造の移転価格文書化制度を採用している。3層構造の移転価格文書とは、次の3つの文書である。

- ローカルファイル
- マスターファイル
- 国別報告書

マスターファイル及びローカルファイルは年度終了後4ヶ月以内に作成する必要がある。また、作成日に関するステートメントレターを併せて準備しなければならない。ステートメントレターは移転価格文書を提供した者の署名を付す必要がある。

移転価格文書の提出期限について法律上の定めはないが、DGTの要請があれば提出しなければならない。DGTは、一般的なコンプライアンスチェックを目的とする提出要請の場合には、通常7日間の期限を設定するが、法的な税務調査における提出要請の場合、期限は30日である。期限内に文書の提出を行うことが出来ない場合、詳細な移転価格調査を招く事がある。期限を過ぎて提出された資料はDGTによって考慮の対象とならない。DGTは期限到来時までに利用可能な情報に基づき課税額を決定することが出来る。

関連者間取引を行い、以下のいずれかの要件に該当する場合、納税者はマスターファイル及びローカルファイルを作成しなければならない。

事項	基準額
前事業年度の総収入	500億ルピア超
- 前事業年度における関連者との有形資産取引又は	200億ルピア超
- 前事業年度における関連者との役務提供取引、ロイヤルティ取引、利子の授受及びその他の取引	50億ルピア超
当事業年度において、インドネシアの法人税率（現22%）より低い税率を採用する国に所在する関連者との取引がある場合	基準額の規定なし

マスターファイル及びローカルファイルに加えて、連結総収入が11兆ルピアを超える企業グループの親会社は国別報告書を作成し提出しなければならない。親会社とは、直接もしくは間接にグループの事業を支配し、インドネシア会計基準に基づき連結財務諸表を作成する義務を負う企業を指す。親会社（もしくは親会社より指定された代理親会社）が国外に存する場合で、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ構成企業が国別報告書を提出する必要がある。

- 当該国が国別報告書の提出を要請しない場合
- インドネシア政府と情報交換に関する合意がない場合
- 合意はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手出来ない場合

上記に該当しない場合、国内のグループ構成企業は、親会社（もしくは代理親会社）が国別報告書を提出した旨、及びその提出先国に関する通知書をDGTに提出する必要がある。

情報交換規定

OECDは、脱税の機会低減を目的として、グローバルに金融及び租税にかかる情報を交換する共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)を導入した。この制度は、非居住者の金融口座に関する情報を税務当局間で相互に交換するものである。この枠組みに参加する国々は、特定の要求を行うことなく、予め合意された内容につき、毎年、情報交換を行う。インドネシアは、本枠組みに2018年9月に参画した。現在、95カ国がインドネシアから情報を受領している。

CRSへの取り組みに関連して、財務省、DGT及び金融庁が、金融機関(銀行及び保険会社等)に対してCRSレポートの金融庁への提出を義務付ける規定を交付している(CRSレポートはDGTを通じて各国に提出される)。

CRSレポートは、DGTによりインドネシア居住者である納税者の税務遵守の状況を確認するために利用される。DGTには、CRSレポートを監査するとともに、CRSの取り組みに反する金融機関に対して制裁を科す権限が与えられている。

OECD/G20によるBEPSプロジェクトへの参加

インドネシアはOECDの加盟国ではないがG20の加盟国である。そのため、インドネシアはBEPSプロジェクトに関して、最大限の関与をしてきた。下表は、インドネシアによるBEPSプロジェクトへの対応状況の要旨である。

行動計画	実施施策
電子経済にかかるVAT(行動計画1)	電子システムを通じた取引(Perdagangan Melalui Sistem Elektronik(PMSE))に関しては、海外の販売者、サービス提供者、海外もしくは国内の電子システム提供者のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない
ハイブリッド・ミスマッチ(行動計画2)	未決定
外国子会社合算税制(行動計画3)	導入済み。但し、配当に関してのみ。
利子控除制限(行動計画4)	財務省は負債費用の損金化の要件を、資本に対する負債の比率(DER比)や負債費用の金利、税金、償却前利益比(EBITDA比)などの国際的に認知された手法をもとに規定することが出来る。
有害税制への対応(行動計画5)	未決定
租税条約の濫用防止(行動計画6)	すでに条約濫用防止の規定あり。
恒久的施設(PE)認定(行動計画7)	インドネシア国内のPEを通じて活動もしくは事業を行う場合の法的安定性を担保するため、2019年4月に財務省令が公布された。本規定は所得税法に定めのあるPE認定に関する規定に関して、その解釈と説明を提供するものである。但し、租税条約を適用する場合には、租税条約の規定に従いPE認定を行う。

行動計画	実施施策
移転価格税制（行動計画 8-10）	<p>2013年に公布された規定により、納税者は無形資産の創出に対する各当事者の役割を説明することを求められている。当該取り扱いは、OECD移転価格ガイドラインに沿って、課税所得の配分と価値創出を整合させることを目的としている。なお、インドネシア国内に適当な規定がない場合、OECD移転価格ガイドラインが国内規定を補完する機能を担う。したがって、OECDの行動計画 8-10において示された原則的な考え方はインドネシア移転価格税制に対しても影響を持つ。</p>
アグレッシブなタックス・プランニングの開示（行動計画 12）	未決定
移転価格税制に関する文書化（行動計画 13）	<p>財務省は、2016年12月30日以降に終了する年度を対象に3層構造の移転価格文書化制度を導入した。この新制度は、行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、マスターファイル及びローカルファイル双方においてインドネシア独自の追加情報の記載を求めている。事業年度終了から4か月以内に、文書をインドネシア語で作成しなければならない。なお、移転価格文書作成義務を判定するための基準の導入が新たになされたほか、国内取引も移転価格税制の対象となる旨が定められた。</p>
国別報告書（行動計画 13）	<p>2016年12月30日以降に終了する事業年度を対象に、国別報告書が導入された。行動計画13成果物の内容に沿ったものであるが、一部、インドネシア独自の追加情報が要請されている。国別報告書は事業年度終了後12か月以内に作成されなければならない。</p> <p>親会社（もしくは親会社より指定された代理親会社）が国外に存する場合で、以下のいずれかに該当する場合には、国内のグループ構成企業が国別報告書を提出する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当該国が国別報告書の提出を要請しない場合 • インドネシア政府と情報交換に関する合意がない場合 • 合意はあるがインドネシア政府が国別報告書を入手出来ない場合 <p>なお、インドネシアは国別報告書の自動的情報交換の枠組みに署名した国の一つである。</p>

行動計画	実施施策
紛争の解決（行動計画 14）	<p>財務省は2019年に財務省令 (Minister of Finance Regulation (Peraturan Menteri Keuangan (PMK)) の49号「相互協議 (MAP) の実施に関するガイドライン」を公布した。PMK-49は、OECDのBEPS行動計画14成果物「紛争解決メカニズムの効果的实施」において提示されたミニマムスタンダードの内容を充足するために、既存の相互協議フレームワークをアップデートしたものである。</p> <p>PMK-49は、BEPS行動計画14成果物において示された推奨案に対応したものである。PMK-49において、特に相互協議の手続き、タイムライン及びフォローアップ事項等の明確化がされている。</p> <p>インドネシアにおいては、相互協議と国内争議の同時申請が可能となっている。</p> <p>また、財務省は2020年に事前確認 (APA) の実施ガイドラインとして財務省令の22号を公布した。PMK-22は、行動計画14の目的に対応して、APAを申請する納税者にとって不明瞭且つ不確実性の高かった事項 (特に手続き、タイムライン及びフォローアップ事項等) の明確化を図ったものである。</p> <p>その他、APA (二国間事前確認及び国内事前確認) の確認対象期間が5年に延長され、ロールバック制度 (所定の要件を満たす場合のみ適用可能) も再導入された。</p>
多数国間協定（行動計画15）	<p>インドネシアはBEPS防止措置実施条約 (MLI) を2019年11月に批准し、2020年4月28日にOECDに寄託した。インドネシアが締結した47の租税条約がMLIの適用対象となる。2022年5月時点で、DGTは22の租税条約の統合条文として、22通の回状を発行した。当該統合条文は、各条約におけるMLIの適用をより分かりやすくするための文書である。また、当該回状において、インドネシアにおけるMLIの発効日 (源泉税は2021年1月1日、その他は2022年1月1日) が明記されている。</p>
G20/OECD「経済のデジタル化に伴う課税 (第一の柱) 及び最低法人税率の導入 (第二の柱)」	<p>OECD/G20のBEPSプロジェクトは、経済のデジタル化に伴う課税問題に対して、2つの柱からなる対応策について合意した。OECD/G20のBEPSプロジェクトの参加国であるインドネシアは、新ルールの導入に向けて、今後の進展に注視している。</p>

7. 間接税

VAT

VATは、生産及び販売の各段階における物品の販売及びサービスの提供に対して課される。

VATは、ロイヤルティを含む無形資産取引及びインドネシア国外からインドネシア国内の者に対して行われる全てのサービス取引に課される。また、VATは、国内で製造されたか、

もしくは国外から輸入されたかを問わず、全ての製造物に等しく課される。なお、製造とは、当初の財の形状や性質に変更を加え、新たな財を産出したり、生産性を高める全ての活動と定義される。この点、組立加工、調理、包装及び瓶詰めは、製造に該当するものとされる。

VATの通常税率は2022年4月1日より11%に引き上げられている(2022年3月31日までは10%)。VATの通常税率は遅くとも2025年1月1日までに12%に引き上げられる予定である。また、2022年4月1日より、インドネシア政府はファイナルVATという仕組みを導入しており、物品又はサービスに応じて一定率のVATの徴収及び支払いが発生する。

課税対象有形資産(物品)、課税対象無形資産及び特定の課税対象サービスそれぞれの輸出取引に対しては、0%のレートが適用される(輸出免税)。輸出サービスにおいても、インドネシアの関税区域外の受領者に提供されるサービスがインドネシアの関税区域において実施・消費される場合には課税対象となり、これらの取引に係るVATの免税適用を受けるためには所定の要件を満たす必要がある。但し、以下に掲げるサービスの輸出に関しては0%のVAT税率適用の対象となる。

- a. インドネシア関税区域外で使用される物品に対するサービスで、以下を含む。
 1. 受託加工サービス業(財務省令においてさらなる基準が設定されている)
 2. 修理及びメンテナンスサービス
 3. 輸物品に関する輸送サービス
- b. インドネシア関税区域外に存する不動産に関連して行われるサービス(建物建築の事前評価、計画及び設計等の建設工事サービス等)
- c. インドネシア関税区域外で利用されるサービスで、以下を含む。
 1. ITサービス
 2. 研究開発サービス
 3. 国際輸送に用いられる航空機及び船舶のチャーター
 4. 経営、法律、設計・インテリアデザイン、人事、エンジニアリング、マーケティング、会計、財務諸表監査、税務コンサルティング
 5. 仲介サービス(インドネシア側の輸出販売業者のサーチ業務)
 6. データコミュニケーションのサービス・プロバイダーが行う業務

売主の立場からは、徴収したVATの額はアウトプットVATとなる。他方、買主の立場からは支払ったVATはインプットVATとなる。アウトプットVATはインプットVATと相殺することができる。VAT課税業者(Pengusaha Kena Pajak(PKP))より受領したインプットVATインボイスは、すでに当該対象物品及び対象サービスの費用計上又は資産計上が行われていない場合に限り、VAT義務発生月から最大3ヶ月までVAT申告書において控除することが出来る。アウトプットVATの額がインプットVATの額を超過する場合、その差額は支払不足税額であり、翌月末のVAT申告書提出前に納付しなければならない。一方、アウトプットVATの額がインプットVATを下回る場合、VAT課税業者は超過額を翌期に繰り越すか還付請求を行う事が出来る。VATの還付請求は、年度末のみ行うことが出来る。

特定の課税対象物品及び課税対象サービスの輸入及び購入は、VATの免除(PPN dibebaskan)、もしくは徴収不要措置(PPN tidak dipungut)の対象となる。VATの免除取引は、当該引き渡しに関連して発生するインプットVATの控除は認められない一方で、VAT徴

収不要取引については、発生するインプットVATをVAT申告書において控除することが出来る。

以下に掲げるものを除くすべての物品及びサービスがVATの対象となる。

- a. すでに地方税の対象となっているサービス(例:飲食店やホテルで提供される食品・飲料、芸術・エンターテイメント、ホテルサービス及びパーキングサービス)
- b. 金銭、金の延棒(インドネシアの国内金準備より)及び証券
- c. 宗教サービス
- d. その他第三者によって提供が出来ない政府系サービス

課税対象製品又はサービスの年間売上高が48億ルピアを超える企業等は、VAT課税業者として登録を行い物品の引渡時又はサービスの提供時にVATインボイスを発行しなければならない。

VATインボイスは、売手にとってはVATを徴収するための、買手にとってはVATを控除するためのツールとなる。DGTは、電子VATインボイス制度(e-Faktur)を採用しており、VATインボイスの発行はDGTにより直接認証される。VATインボイスの様式及び内容はDGTが定める規定に従わなければならない。規定に従わない場合、VATインボイスが不完全とみなされる原因となる。無効なVATインボイスについては基準額に対して1%のペナルティが売手に課される。無効なVATインボイスについて買手は控除することが出来ない。

VATの月次申告の期限は翌月末である。VATの要支払額(アウトプットVATからインプットVATを控除した額)は、申告前に納付されなければならない。但し、VAT課税対象となる国外無形資産もしくは国外サービスの利用に関する自己申告VATは、翌月15日が納付期限である。

インドネシアは、VATのグルーピングの考え方を採用していない。VAT課税業者がインドネシア内で異なる税務署管轄にそれぞれ拠点を設けて事業活動を行う場合、それぞれの税務署に登録しなければならない。VAT課税業者はDGTに対してVATの管理を一つの税務署に集約することを要請する事が出来る(セントラリゼーション)。従来、DGTから発行されるセントラリゼーション承認書は5年間有効であった。しかし、2020年7月1日以降に発行されるセントラリゼーション宣誓書は、取消申請がなされるまで有効である。

電子システムを通じた取引に対するVAT

2020年7月より、電子システムを通じたあらゆる取引(Perdagangan Melalui Sistem Elektronik (PMSE))がVATの課税対象となる。電子システムを通じた取引に関しては、海外の販売者、サービス提供者、海外もしくは国内の電子システム提供者(以下、総称して「eコマース業者」)のいずれかがVATの徴収、納付及び申告を行わなければならない。

DGTは、以下の要件を満たすeコマース業者をVAT徴収義務者として指名することが出来る。

- a. インドネシア国内の顧客との取引が12ヶ月間で6億ルピア超、もしくは1ヶ月間で5千万ルピア超、且つ/或いは
- b. 12ヶ月間の取引回数が12,000回超、もしくは1ヶ月間の取引回数が1,000回超

電子システムを通じた取引に対するVAT税率は、2022年3月31日まで10%であり、2022年

4月1日以降は11%となっている(遅くとも2025年1月1日までに12%に引き上げ予定)。VATの課税ベースは顧客から支払われた対価(VAT前)となる。徴収義務者は、最低限必要な情報が記載されている限り、普段用いる請求書をVAT徴収の証拠として用いることが出来る。徴収されたVATは、電子システムを通じて月次ベースで翌月までに納付されなければならない。

電子システム事業のVAT申告は一般のVAT申告とは異なる。電子システム徴収義務者により以下の2つの申告を行う必要がある。

- a. 四半期毎の電子システム事業VAT申告 (SPT Masa PPN PMSE) – 必須
- b. 年次の電子システム事業VAT申告 (Laporan Tahunan PPN PMSE) – 税務署から要請された場合のみ

奢侈品販売税

10%のVATに加え、特定の「奢侈品」については10%から200%の奢侈品販売税が課される。奢侈品とは以下の要件を満たす物品である。

- a. 基礎物資ではない
- b. 特定層により消費される
- c. 主に高所得者層により消費される、もしくは
- d. 使用目的ではなく地位を誇示するために消費される

奢侈品の輸出に関する奢侈品販売税は0%である。

8. 優遇税制

タックスホリデー制度

特定のパイオニア産業に対する新規投資及び事業拡大に対してはタックスホリデー制度を利用することが出来る。パイオニア産業とは、高い付加価値と外部性を有する新技術の導入ないし国家経済への戦略的価値をもたらす産業と定義され、次に掲げる産業が該当する。

- a. 金属産業の上流事業
- b. 原油及びガスの精錬・精製に関する上流事業
- c. 原油、天然ガス及び石炭を基礎とする有機化学産業
- d. 農業・プランテーション・森林資源より生産される基礎有機化学産業
- e. 無機化学事業
- f. 医薬品原料事業
- g. 放射線、医療用電気機器、電気療法機器の製造
- h. 半導体ウェハ、液晶表示のバックライト、電子ドライバー及びディスプレイ等、電子機器主要部品の製造
- i. 機械もしくは設備製造業における主要部品の製造
- j. 設備製造に用いるロボットの製造
- k. 発電機器の主要部品の製造
- l. 自動車及び自動車部品の製造
- m. 船舶の主要部品の製造

- n. 鉄道の主要部品の製造
- o. 航空機の主要部品の製造及び航空産業関連サービス
- p. 農業、プランテーション、紙パルプの製造
- q. 経済基盤に関する事業
- r. データ処理やホスティング等を含むデジタル事業

上記、タックスホリデー制度の適用対象となる事業について、BKPM規則に詳細が定められている。

タックスホリデー制度の適用により、

- a. 5,000億ルピア以上の投資額に対して、5年間から20年間に渡り法人所得税が100%免除される。さらに、その後の2年間において50%の法人所得税が免除される。タックスホリデーの期間は投資額に依る。
- b. 1,000億ルピア以上、5,000億ルピア未満の投資に対して、法人所得税が5年間、50%免除される。また、その後の2年間について、25%の法人所得税が免除される。

タックスホリデー制度は、事業開始の最初の年度から適用される。
タックスホリデー制度を利用するためには以下の前提条件を満たさなければならない。

- a. バイオニア産業に従事する納税者である
- b. インドネシアの法人である
- c. 投資額が1,000億ルピア以上である
- d. 新規投資(新規事業及び事業拡張)に関する法人税減免措置について財務省が承認もしくは却下の決定をしていない
- e. 負債資本比率の要件を満たす
- f. タックスホリデー制度の適用が認められた後、1年以内に投資計画を実行する

納税者はタックスホリデー制度の適用に関する申請を会社登録申請と同時にを行うか、又は新規投資への事業許可受領後1年以内に行わなければならない。なお、申請はOSSシステムを通じてなされなければならない。新たな投資を行う場合、当該投資がタックスホリデー制度適用要件を満たすか否かについて、OSSシステムを通じて納税者に通知される。

タックスホリデー制度に基づく法人所得税の減免措置は、その適用対象となる事業から生じた所得についてのみ適用される。タックスホリデー制度の対象外の事業から生じた所得については通常の規定が適用される。

タックスアローワンス制度

特定業種や優先度の高い発展途上地域へ基準額を超える投資を行う場合で所定の要件を満たす場合にはタックスアローワンス制度の適用が可能である。タックスアローワンス制度は、法人納税者が主たる事業活動として新規投資もしくは事業拡張を行う場合に適用される。

タックスアローワンスに以下の措置が含まれる。

- a. 投資額の控除(有形固定資産(事業用に購入した土地を含む))に対する投資額の30%

を6年間に均等按分して商業生産が開始した年度から6年間に渡り課税所得から控除)

- b. 加速度償却の適用
- c. 欠損金の繰越期間を最長10年間延長
- d. 非居住者に対する配当の支払に関して10%の源泉税率を適用

タックスアローワンス制度を適用する場合、投資額といった定量的な要件や、輸出性向、雇用拡大、現地化等の要件を厳密に満たす必要がある。

タックスアローワンス制度の適用対象となる事業は、財務省規則に列挙されている。なお、特定の事業及び特定地域への投資誘致の観点から、適用される事業の範囲については、定期的な見直しが行なわれる。

現在、タックスアローワンス制度の適用対象となる事業セクターが地域問わず166あり、特定地域の適用対象事業セクターが17ある。

納税者は、タックスホリデー制度かタックスアローワンス制度かいずれか1つの措置しか適用出来ない。

大幅減税制度(Super Deduction)

タックスホリデー制度及びタックスアローワンス制度のいずれの適用もない納税者は、以下の事業活動もしくは支出に関して大幅減税制度の適用を受けることが出来る。

- a. 新規投資もしくは労働集約型産業にかかる事業の拡張
有形固定資産(事業用に購入した土地を含む)に対する投資額総額の60%を課税所得から控除する。控除対象額を商業生産開始の年度から6年間に渡って均等按分する。
- b. 労働実習、インターンシップ、人材開発における研修プログラムの実施
特定支出について追加で最大100%の控除を認める。したがって、控除可能額は特定支出の最大200%となる。
- c. 研究開発に関する活動
特定費用について追加で最大200%の控除を認める、したがって、控除可能額は特定費用の最大300%となる。

労働集約型産業に関して大幅減税制度の申請を行う場合、納税者は以下の要件を満たさなければならない。

- a. 国内の法人納税者である
- b. 主たる業務が45の適格セクターのいずれかに該当する
- c. 最低平均300人以上のインドネシア人の従業員を雇用している

制度の適用対象となる労働実習、インターンシップ及び研修プログラムに関する支出とは以下に掲げる支出を含む。

- a. 研修施設の提供及び関連する管理費用の支払い
- b. 研修講師等にかかる費用の支払い
- c. 研修教材等の費用の支払い
- d. 参加者に対する報酬の支払い

e. 参加者の能力認定にかかる費用の支払い

研究開発に関する大幅減税は、納税者が所定の要件(研究開発結果の国内外における登録、商用化及び他の諸機関との協力等)を満たす場合に適用される。研究開発の対象は実施規定に列挙されたものでなければならない。

経済特区

経済特区(Special Economic Zone (SEZ))とは、インドネシア関税区域内で特定の制限を受ける地理経済的及び地理的戦略上の利点を有する地域を指す。

経済特区内の納税者は、下記のいずれかに分類される：

- a. Business Entity: 経済特区を管理する法人
- b. Business Player: 経済特区内で事業活動を行う企業

経済特区を管理する法人(Business Entity)は、タックスホリデー制度を申請することができ、経済特区内で事業活動を行う企業(Business Player)は、タックスホリデー又はタックスアローワンスを申請することが出来る。

SEZの発展及び管理に寄与する以下の土地に関する取引は所得税の対象とはならない。

- a. SEZのための土地の購入
- b. SEZ内での土地及び建物の購入
- c. SEZ内での土地及び建物のレンタル

上述の優遇措置の他に、SEZ内の納税者は以下に掲げる他の優遇措置を適用することが出来る。

- a. VATの徴収義務免除
- b. VATの免除
- c. 輸入関税に係る免除措置
- d. 輸入時各種税額(VAT、LST、PPh22前払法人税)の徴収不要措置
- e. SEZの観光事業のための特定の税金及び輸入時の優遇
- f. 地方税の軽減、救済及び免除

保税措置

保税措置とは、物品を一定の目的のために保管し、その間、輸入関税の賦課を留保することをいう。保税措置の適用を受けるためには、所定の要件を満たす必要がある。保税措置の形態として次に掲げるものがある。

a. 保税倉庫(Bonded Warehouse)

保税倉庫とは、輸入物品の搬出前に、包装、仕分け、移動、箱詰め及び切断等の活動を行い、当該物品の保管を行う場所を指す。

保税倉庫に搬入された物品は、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時の各種税金(VAT、奢侈品税及び輸入時における前払法人所得税)の免除等の優遇措置を受けることが出来る。なお、かかる優遇措置は他のインドネシアの保税区域等における

補助活動(製造)もしくは再輸出を目的とする物品に対してのみ与えられる。補助活動とは次に掲げる活動である。

1. 製造(原材料を完成品にするための加工を含むものでなければならない)
2. 鉱業(輸入物品が探索及び開発のために用いられるものである事)
3. 重機器(輸入物品が重機器産業のために用いられるものである事)
4. 石油サービス(輸入物品が石油ガスの探索及び開発活動のために用いられるものである事)

b. 保税区域(Bonded Zone)

保税区域とは、輸入物品及び現地物品を加工し再輸出する目的で保管する保税地域を指す。保税区域への、もしくは保税区域からの、物品の輸入、課税対象物品の搬入、製品の搬出、課税対象物品の再搬出、機械設備の貸与及び物品税対象物品の搬入については、輸入関税の賦課延期、物品税の免除及び輸入時に課される各種税金(VAT、奢侈品税及び輸入時における前払法人所得税)の不徴収等の優遇措置を受けることが出来る。

こうした優遇措置は、生産に供する目的又は他の保税区域において生産された物品と組み合わせる目的で保税区域に搬入される製品、材料及び保税区域内に所在する企業が使用する資本財(オフィス機器を含む)に対して適用される。消費財に対しては、この措置は適用されない。各種のライセンスを取得するためには申請が必要である。また、ライセンスを取得するためには、所定の要件を満たす必要がある。低リスクの保税区域内企業は、当該優遇措置の申請に当たって、企業保証を利用することが出来る。

c. 保税ロジスティクスセンター(PLB)

保税ロジスティクスセンター(PLB)とは、複数の単純業務を行うのみで、加工業のように元の物品とは性質や機能等が異なる新たな物品を創出するものでなく、後に搬出されるまでの一定期間、保税措置を行う場所である。

保税ロジスティクスセンターは、原材料の提供及び補助を行う投資家に対して柔軟な対応を行うことを目的としている。製造会社が商品をインドネシア内に保管し、より簡単かつコスト面で効率的な活動が出来るよう望まれている。インドネシアの他の関税区域から保税ロジスティクスセンターに搬入された輸出を目的とする物品は、VATの免除もしくはVAT及び奢侈品販売税の免除措置を受けることが出来る。インドネシアの関税区域外から保税ロジスティクスセンターに物品が納入された場合も、関税の賦課の延期及び各種税金(VAT、贅沢品販売税及び第22条源泉税)の免除措置を受けることが出来る。

マスターリスト措置

特定の産業の開発及び発展に従事する企業が行う機械、物品及び原材料の輸入については輸入関税が免除される。機械、物品及び原材料の輸入に関する輸入免税措置(マスターリスト措置)は、インドネシア投資調整庁(BKPM)によって認可される。免除を受けるためには、個別に企業による申請が必要であり、また所定の要件を満たす必要がある。

9. 法人及び個人に対するその他の課税

関税及び物品税

国外からインドネシア関税区域への物品の移転は、「輸入」として扱われ、原則として輸入

関税及びその他輸入時における各種税金が課される。輸入関税は、2022年インドネシア関税分類(BTKI2022)に記載のHSコードに従って決定される。

輸入に関して、現在インドネシア政府は、「SINSW」という統合システムを活用している。輸入者は、輸入関税登録番号を取得しなければならない。この番号取得にかかるプロセスは、現在はオンラインシステム(OSS)にて迅速に行うことが出来る。

また、外国投資企業(PMA)は、その新設に際して、定款認証(AOI)及び法務人権省の許可を取得後、OSSシステムを通じて事業登録番号取得の申請を提出しなければならない。この申請の際に、輸入ライセンス及び税関登録番号の取得も必要である旨を申し出る必要があり、事業登録番号と併せて輸入ライセンス及び税関登録番号が発行される。

なお、ライセンスに関わる以下のサービスは、OSSシステムを通じて行われる。

- a. 保税倉庫ライセンス(TPB)
- b. 輸出のための関税軽減ライセンス(KITE)
- c. 物品税対象事業者番号ライセンス(NPPBKC)

自由貿易協定(FTA)及び経済連携協定(EPA)の署名国からの輸入には、特惠関税率が適用される。そのため、FTA及びEPA署名国を原産地とする貨物の輸入には、低い税率が適用されるか、もしくは関税が免除される。なお、インドネシアは以下の枠組みにおいて特惠関税制度を導入している。

- a. ASEAN貿易協定(ATIGA):インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく特惠関税の協定。ASEAN諸国からのインドネシアへの輸入品に適用される。
- b. ASEAN-中国FTA(ACFTA):ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区域(香港とマカオ)及び台湾は含まれない。
- c. ASEAN-韓国FTA(AKFTA):ASEAN諸国と韓国との間の経済連携協定。
- d. インドネシア-日本経済連携協定(IJPEA):両国の経済連携を強化し両国間の貿易の促進を目的としたインドネシア及び日本の政府間合意。
- e. ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA(AANZFTA):ASEAN諸国と、オーストラリア及びニュージーランドとの自由貿易を促進することを目的とした合意。
- f. ASEAN-インドFTA(AIFTA):ASEAN諸国とインドとの間の貿易促進を目的とした合意。
- g. インドネシア-パキスタン特惠貿易協定:インドネシア及びパキスタン間の貿易に係る政府間合意の枠組み。
- h. ASEAN-香港、中国自由貿易協定(AHKFTA):ASEAN諸国と中国の香港特別行政区間の合意。
- i. インドネシア-オーストラリア包括経済パートナーシップ協定(IACEPA):輸出入促進のための経済協力の確立を目的としたインドネシア及びオーストラリア間合意。
- j. インドネシア-チリ包括経済パートナーシップ協定(IC-CEPA):両国間の貿易促進のためのインドネシア及びチリ間合意。
- k. ASEAN包括的経済連携(AJCEP):日本とASEAN諸国間の自由貿易区域の構築に係る政府間合意
- l. インドネシア-パレスチナ間合意(MOU):インドネシア-パレスチナ間のパレスチナ自治区を原産地とする一部製品に係る貿易協定
- m. インドネシア-EFTA包括的経済連携:インドネシア及び欧州自由貿易連合(EFTA)加

盟国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス)間の経済連携を促進することを目的とした合意

Generalized System of Preferences制度(GSP制度)の下で、インドネシア原産地証明に関する登録輸出者制度(REX)及び認定輸出者制度(CEX)が創設された。REX及びCEXは商業省から原産地証明を取得する現行のIPSKA制度に代わる新たな自己認証制度である。REX保持者(輸出者)は、これまでインドネシアと欧州間の取引に用いられていたフォームAの代替として、自ら原産地証明を発行することが出来るようになった。CEX保持者(輸出者)については、自ら各国への原産地証明書を発行することができる。

酒類、煙草及びシガレット、葉巻、葉たばこ、切たばこ、電子たばこなどの煙草関連製品(Hasil Pengolahan Tembakau Lainnya (HPTL))などの特定の物品に対しては、政府による当該物品の流通抑制の一環で物品税が課される。関税及び輸入時に課される税金は物品が港湾等の税関エリアから出荷される前に支払われなければならない。物品が、物品税の対象である場合も同様に、港湾等から出荷される前に物品税の支払を行う必要がある。

なお、物品の輸入後、インドネシアの関税当局(ICA)による調査が行われる可能性があり、関税及び物品税の規定を遵守しない場合、過少申告額の多寡に応じて行政上のペナルティが課される場合がある。

関税評価額の算定に起因して申告額が過少であった場合、100%から1,000%の行政上のペナルティが課される。関税対象外の物品の評価額に誤りがあった場合(関税0%の物品に係る過少申告額が「Nil」の場合)、500万ルピアのペナルティが課される。なお、関税分類の誤りに関するペナルティはない。物品税の規定を遵守しない場合、行政上のペナルティ(過少申告額の2倍から10倍)が課される場合があり、犯罪捜査に発展することもある。物品税に係る優遇措置について、輸入者は、所定の要件を満たせば物品税の免除又は納付不要措置を受けられる。

不動産に関する税金

土地、建物及び恒久構築物に関しては毎年、土地建物税が課される。地方税及び懲罰に関する法に基づき、関係当局が決定する不動産の見積販売価額に対して0.3%以下とされている。特定事業(上流石油ガス事業、地熱、鉱業、プランテーション及び林業)に関する土地及び建物に関する税率については別途規定がある。

個人による土地及び建物の販売(土地及び建物の販売を主たる事業とする納税者による簡易住宅及びマンションの販売以外)については、販売価格の2.5%の税が課される。贈与もしくは相続として土地建物を譲渡する場合、及び所得金額が課税対象額に満たない個人納税者が6千万ルピア以下の額で土地建物を販売する場合、この税は免除される。

免税基準額(上限8千万ルピア)を超える額の土地及び建物に関する権利を取得する際、最大5%の土地建物取得税が課される。相続により当該権利を取得した場合の免除基準額は最低3億5千万ルピアとなる。

譲渡税

インドネシア証券取引所における株式の売却については、取引金額の0.1%の税金が課せられる。創業者が有する株式については、上場後に保有又は売却するかに関わりなく、新

規上场時の株式価額に対して0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者が、インドネシア内国法人の株式を譲渡する場合、租税条約に特段の定めがない限り、譲渡価格に対し5%の源泉税が課される。所定の土地又は建物の処分については、取引金額の2.5%がファイナルタックスとして課される。6千万ルピア以上の土地又は建物に関する権利を取得する際、取得価額もしくは不動産課税評価額のいずれか大きい方の価額に対し最大5%が土地・建物取得税として課される。なお、合併に伴う土地及び建物の権利の移転時もしくは親族への権利の移転時などのために、様々な免除規定が設けられている。

印紙税

印紙税は各種金融取引、証書及び金銭受領書等について課される。税額は、一律10,000ルピアとなる。

環境税

2021年に公布された国税規則調和法(Undang-Undang (UU) Harmonisasi Peraturan Perpajakan (HPP))により、石炭燃料発電所が先行して対象となる炭素税が導入されたものの、現時点でいまだ詳細な規定が発表されていない。

一部地域では、汚染水の外部放水について、手数料と引き換えに許可を与える地方自治体がある。



D. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会 (Indonesian Institute of Accountants) の財務会計基準審議会 (DSAK-IAI) が発行した会計基準 (PSAK) に従って会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会及びコミサリス及びその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1)財務諸表 (2)会社の状況及び業績に関する報告書。

1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用する場合が多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

2. 通貨

企業は機能通貨を使用して会計記録及び財務諸表を作成する。しかし、企業は機能通貨以外の通貨(表示通貨)を使用して財務諸表を表示することができる。機能通貨は、事業体が事業を行う経済環境の主たる通貨である。機能通貨は、商品やサービスの販売価格が表示され、決済される通貨であることが多い。

3. 言語及び会計基準

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成する。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益及び費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録及び年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した会計基準(SAK)に準拠するものとする。公的な説明責任のない企業は、公的な説明責任を持たない企業のための中小規模事業用会計基準(SAK ETAP)を採用することができる。これは完全なSAKよりシンプルである。

4. 監査要件

次の企業は公認会計士の監査を受けた年次財務諸表を提出する必要がある。

- a. 公開会社
- b. 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- c. 社債を発行する会社
- d. 資産規模が500億ルピア以上の会社(会社法で500億ルピア以上、商業省令で250億ルピア以上と規定されている)
- e. 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- f. インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業
- g. 一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会 (IICPA / IAPI) が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁 (OJK: Otoritas Jasa Keuangan) に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表は、監査を受けていない場合には中間財務諸表の日付から1ヶ月以内に OJK に提出されなければならない。監査人のレビューを受けている場合には2ヶ月以内に、それ以外の場合は3ヵ月以内に提出されなければならない。

5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局 (財務省等) が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業・銀行・保険会社・その他金融機関などの監査人に求められる OJK の独立性ルールも含まれる。

OJK の独立性ルール No. 13/POJK.03/2017 は上記の企業に対し公認会計士の3年ごとの強制ローテーション及び2年のインターバル期間を要求している。この強制ローテーションは公認会計士のみに適用され、会計事務所には適用されない。



E. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬

2003年の労働法第13号 (Manpower Law No.13 of 2003)では、労働者の交渉力、労働条件の最低基準、退職金及び報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関 (ILO) の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、及び組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大又は改正するいくつかの規制を発行している。

2. 賃金及び福利厚生

賃金の構成要素

賃金に関する政府規則No.78/2015(「GR78 / 2015」)では、賃金は次の要素で構成されると規定されている。

- a. 手当なしの賃金;
- b. 基本給と固定手当;
- c. 基本給、固定手当、及び非固定手当;
- d. 基本給と非固定手当

さらに、GR 36/2021によると、賃金構成要素が(i)基本給と固定手当又は、(ii)基本給固定手当及び非固定手当で構成されている場合、基本給の額は、基本給と固定手当の合計額の75%以上でなければならない。

最低賃金

GR 36/2021によると最低賃金構成要素は(i)各地方(ii)一定の規定を有する地域ベースの最低賃金に基づいて設定される。最低賃金は経済条件、労働条件を基礎として決定される。知事は州の最低賃金を決定する一方で、知事は、次のような特定条件下での地域ベースの最低賃金を決定することができる。

- a. 州の平均経済成長率よりも高い過去3年超の各地方の平均経済成長率
- b. 過去3年間の経済成長率から地方のインフレを差し引いた結果、常にプラスであり、地方のスコアよりも高い成長率

上記に照らして、最低賃金を、(i)州又は地方/地域ベースの最低賃金、(ii)州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金で構成すると規定していたが、オムニバス法の制定により、州又は地方/地域内のセクター別の最低賃金は廃止される。

各雇用主は、各州・県・地域ごとに定められた最低賃金を下回る賃金を支払うことが禁止されている。しかし、オムニバス法では、零細・小規模企業は最低賃金要件が免除されている。零細・小規模企業の賃金は、雇用者と被雇用者の合意に基づいて決定される。

年金及び社会保険

2011年社会保障法No. 24/2011 (Badan Penyelenggara Jaminan Sosial - 以下「BPJS」)は、雇用主が自分自身とその従業員(インドネシアで少なくとも6ヶ月間働いた外国人を含む)を社会保障プログラム、すなわち医療社会保障と雇用社会保障の参加者としてBPJSに登録しなければならないことを規定している。医療社会保障給付はBPJS Healthcare (BPJS Kesehatan)が管理し、老齢・年金・労災・死亡保障を含む雇用社会保障給付はBPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan)が管理している。

また、失業保障プログラムに関するオムニバス法及び政府規則第37/2021は、解雇された従業員に対して、失業保障(jaminan kehilangan pekerjaan)という新しい社会保障プログラムを提供していることも注目に値する。失業保障プログラムは、BPJS Ketenagakerjaanと中央政府によって管理されている。失業保障には、現金、雇用情報へのアクセス、職業訓練などがある。失業保障の給付の最大額は給与の6ヶ月分とされている。

各社会保障制度の保険料負担金は以下の通りである。

Administrator	Social Security Program	As a percentage of regular wages	
		Employer Contribution	Employee Contribution
BPJS Employment (BPJS Ketenagakerjaan)	Working accident security	0.24-1.74% (depending on the work risk)	-
	Death security	0.30%	-
	Old-age security	3.70%	2%
	Pension security (only for Indonesian citizens)	2%	1%
	Job loss security	0.46%* (*0.22% shall be borne by the central government + recomposition of premium contributions from (i) working accident security and (ii) death security, amounting to 0.14% and 0.10% respectively)	
BPJS Health care (BPJS Kesehatan)	Health care security	4%	1%
			1% for additional family member

医療社会保障に関する政府規則No. 64/2020の第32条(政府規則No. 82/2018の改正規則)に基づき、医療保障拠出金の計算には、12,000,000ルピア/月の賃金上限が適用される。今後、上限が変更される可能性がある点には留意が必要である。強制保険料は、夫、妻、3人の被扶養者がカバーされる。追加の被扶養者については、追加保険料でカバーすることができる。

以下の方は上記の社会保障制度への加入が免除される。

- a. 就労期間が6ヶ月未満の外国人従業員は、BPJSプログラムに登録する必要はない。
- b. 他国に6ヶ月以上連続して居住しているインドネシア国民は、BPJS Healthcare (BPJS Kesehatan)プログラムへの参加を一時的に中止することができる。

また、オムニバス法では、解雇された従業員のために、失業保障プログラム(jaminan kehilangan pekerjaan)を提供している。失業保障プログラムはBPJS Ketenagakerjaanと中央政府によって管理され、失業保障の保険料は中央政府が負担する。さらに、失業保障手当には、現金支給、雇用マーケット情報へのアクセス、職業訓練が含まれる。失業保障の給付額の上限は、給与の6ヶ月分である。

Other benefits

社会保障給付以外にも、有給休暇、時間外手当、宗教的祝祭手当(Tunjangan hari raya / THR)など、従業員が受けることのできる法定給付がある。さらに、雇用主は、雇用契約、会社の規則、又は労働協約で定められた追加の手当を従業員に支給できる。これらには通常、家族手当や生活費手当、従業員とその家族のための無料医療(歯科治療を含む)、住宅、交通費、作業服などが含まれる。多くの企業は追加の年金制度を提供している(BPJS Ketenagakerjaanが管理している年金保障給付以外のもの)。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリーブ(帰省/帰国手当)などの追加給付を受ける場合が多い。

3. 解雇

原則として、使用者、被雇用者及び／又は労働組合、国は、解雇を防止するためのあらゆる努力をしなければならず、解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合にのみ解雇することができることとされている。

解雇を防止するためのあらゆる努力が失敗した場合には、使用者と労働組合(被雇用者が労働組合に加入している場合)、又は使用者と被雇用者(被雇用者が労働組合に加入していない場合)との間で解雇の交渉が必要となる。交渉に失敗した場合、使用者は労使紛争解決裁判所の判決を受けて初めて解雇することができる。

オムニバス法及び2021年2月2日に施行されたその実施規則、すなわち、政府規則第35/2021年定期雇用協定、アウトソーシング、労働時間および休養時間、雇用関係終了(GR 35/2021"),に規定されている解雇事由は、以下の通り。

- a. 従業員の死亡
- b. 契約期間満了(PKWT)
- c. 従業員が犯罪を犯して拘留された場合
- d. 雇用契約・労働協約(PKB)・会社規則(PP)に違反した場合
- e. 2回の出勤要請を出したうえで欠勤5日間
- f. 連続する2年間の赤字
- g. 不可抗力
- h. 効率性の悪化
- i. 破産
- j. 債務支払義務の停止
- k. 定年退職

- l. 合併・買収・統合・分社化などのコーポレートアクション
- m. 従業員の依願退職
- n. 雇用主の行為に基づく従業員の解雇要求
- o. 従業員の長期の病気
- p. その他雇用契約・労働協約・会社規則で定められた事由

さらに、従業員の退職に関しては、雇用者が、終了の目的および理由について、終了日の少なくとも14日前に従業員に書面で通知する必要がある。従業員が退職を拒否した場合、雇用者と従業員の両方が友好的な交渉を行う可能性がある。

また、合併、統合、買収、スピンオフを行う企業が雇用終了を実施することができる。

退職パッケージ

雇用主は、解雇時に退職金、勤続功労金、補償金(該当する場合)を支払う義務がある。GR 35/2021によると、退職金及び/または勤続功労金、および新しい計算式による報酬支払いを規定している。(例えば、計算に関退職金と勤続功労金につき、15%部分は医療手当と住宅手当により構成されることを除く等)。

退職金、勤続功労金、補償金の計算方法は次の表の通り。

退職金 GR 35/2021 第40条(2)		サービス支払 GR 35/2021 第40条(3)	
サービス期間	支払い/月給	サービス期間	支払い/月給
<1年	1x	3 - 6年	2x
1 ~ 2 年	2x	6年~9年	3x
2 - 3年	3x	9 - 12年	4x
3 - 4年	4x	12年~15年	5x
4 ~ 5年	5x	15年~18年	6x
5年~6年	6x	18年~21年	7x
6年~7年	7x	21 ~ 24 年	8x
7 - 8年	8x	>24年	10x
> 8年	9x		

**報酬支払
GR 35/2021 第40条(4)**

報酬支払の権利には、以下が含まれる。

- a. 取得されていない年次休暇。
- b. 従業員とその家族の故郷への旅費。そして
- c. 雇用契約、会社の規則、または集団で決定されたその他の報酬労働合意。

新しい退職パッケージ

GR 35/2021 の下で次のように規定されている

- a. 会社が会社が買収された場合、雇用関係を継続する意思がない場合その後、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍

- b. 会社が損失を被ったあと、経営効率を高めようとする場合、最低法定退職金は退職金規定の0.5倍
- c. 会社は損失を防ぐための経営効率改善策の導入の場合、法定退職金の最低額は、退職金規定の1倍。(以前は、損失を防ぐための経営効率改善の場合、退職金は労働者に対して退職規定の2倍であった。)

終了の理由

次の表は、計算式、終了の理由を整理している。

略語

- Uang Pesangon (Severance Payment - "SP").
- Uang Penghargaan Masa Kerja (Service Payment - "SVP").
- Uang Penggantian Hak (Recompense Payment - "RP"); and
- Uang Pisah (Separation Payment as regulated under the Employment Agreement, Company Regulation or Collective Labor Agreement).

No.	終了理由		以前の数式	新しい数式	
1	合併、統合、買収またはスピンオフおよび従業員は関係を継続する意思がない、または会社が従業員を受け入れる意思がない		1 X SP + 1 X SVP + RP 影響を受けた従業員を受け入れない場合: 2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
2	取得	取得の場合	1 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
		作業規定の変更が発生し、従業員が作業関係を継続したくない場合		0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
3	損失による効率		2 X SP + 1 X SVP	効率損失による	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				効率を高める防ぐ損失	1 X SP + 1 X SVP + RP
4	会社の閉鎖(2年の継続的な損失)	クロージャ損失による	1 X SP + 1 X SVP + RP	0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
		閉鎖 損失によるものではない	2 X SP + 1 X SVP + RP	1 X SP + 1 X SVP + RP	
5	会社は、次の理由で不可抗力により閉鎖された場合		1 X SP + 1 X SVP + RP	不可抗力による閉鎖	0.5 X SP + 1 X SVP + RP
				会社の閉鎖をもたらさない不可抗力による終了	0.75 X SP + 1 X SVP + RP
6	債務返済債務の停止(ベヌンダン・ケワジバン・ペンバヤラン・ウタン - "PKPU")	PKPU損失による	該当する	0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
		PKPU損失によるものではない		1 X SP + 1 X SVP + RP	

No.	終了理由		以前の数式	新しい数式	
7	従業員による辞任		RP + 分離支払い	RP + 分離支払い	
8	従業員が5営業日連続勤務		RP + 分離支払い	RP + 分離支払い	
9	会社規則違反、 労働協約または 雇用協定	違反	RP	0.5 X SP + 1 X SVP + RP	
		重大な違反		RP + 分離支払い	
10	権限による6ヶ月間の拘禁		<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、従業員の家族の親族を提供し、RP および分離支払いを受ける権利を有する(雇用契約、会社規則または労働協定に基づく規制に基づく。 従業員は、権利を有するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、6ヶ月間、従業員の家族の親族を提供しなければならない そして、RP + 分離支払いを受ける権利 	
				従業員が雇用主に損失を与える場合	RP + 分離支払い
				従業員が雇用主に損失を与えない場合	1 X SVP + RP
11	12ヶ月以上の長い病気(12)ヶ月		2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP	
12	退職		従業員が年金プログラムに参加していない場合、従業員は受給権を受ける権利がある 2 X SP + 1 X SVP + RP	1.75 X SP + 1 X SVP + RP	
13	従業員の死亡		2 X SP + 1 X SVP + RP	2 X SP + 1 X SVP + RP	

4. 労働者及びマネジメントの関係

インドネシアでは、雇用形態は雇用契約書において定められる。雇用形態には2つのタイプがあり、(i)契約社員又は有期雇用契約(PKWT)に基づいて雇用される社員、(ii)正社員又は不特定期間雇用契約(Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu - "PKWTT")に基づいて雇用される社員と分類される。

雇用契約の面では、IELでは有期雇用契約期間は2年を超えてはならず、1年を上限として1回延長するか、2年を上限として1回更新することができると規定されていた。しかし、オムニバス法ではこのような制限が撤廃されたGR No.35/2021。

現在の規制では、PKWTは5年の最大期間を設定することができる。PKWTは、従業員との契約に基づいて延長可能で、その合計は初期期間とその延長期間が5年未満である。一方、PKWTTについては、有効期限は定められていない。

雇用契約は原則として口頭でも書面でもよい。口頭での雇用契約は、少なくとも従業員の氏名・住所、雇用日、雇用形態、給与などを記載した採用通知書で裏付けなくてはならない。

また、IEL第54条では、すべての雇用契約書には、少なくとも以下の事項を記載しなければならないと規定されている。

- a. 雇用主の名前、住所、事業の種類
- b. 従業員の氏名、性別、年齢、住所
- c. 職位又は仕事の種類
- d. 勤務地
- e. 給与の金額と支給期間
- f. 業務上の要件(雇用者と被雇用者の権利/義務)
- g. 雇用契約の発効日と期間
- h. 雇用契約が締結された日付と場所
- i. 雇用主と被雇用者の署名

また、IELでは、従業員10人以上の使用人は会社規則(PP)を作成しなければならないと規定されている。PPは、労働組合代表による検討と推薦事項を考慮して作成されなければならないとされている。既存の労働組合が存在しない場合は、労働者／従業員代表として民主的に選出された従業員による事前検討と推薦事項を考慮して、PPを作成しなければならない。また、すべての企業は、労働大臣又はその他の指定機関にPPを登録し、承認されなければならないと規定されている。PPは、関係当局の承認を得た時点で有効となる。雇用主が既に労働協約(PKB)を作成している場合には、雇用主はPPを作成する必要はないが、その場合はPKBは労働組合との交渉と同意に基づいて作成されなければならない。

5. 外国人の雇用

IELでは、雇用者は外国人従業員を雇用することができるが、その外国人従業員はPKWTの下でのみ雇用できると規定されていた。外国人従業員の雇用を希望する雇用主は、外国人従業員のカウンターパートとしてインドネシア人を雇用する必要がある。この要件の目的は、雇用された外国人従業員のスキルをカウンターパートとして雇用されるインドネシア人に移転することを義務付けることである。外国人従業員とインドネシア人従業員の比率は明確に規制されていない。実際には、1:1又は1:3の比率が許容されるのが一般的な実務上の取扱いとなっている。但し、取締役又はコミサリスとして任命された駐在員には例外となり、これらの駐在員には当該要件は適用されない。

上記に加えて、オムニバス法では、外国人労働者を利用するためには、雇用者は外国人労働力利用計画Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing(「RPTKA」)を取得する必要があると規定されている。RPTKAは外国人従業員の労働許可証であり、中央政府の承認を得なければならない。また、雇用主はRPTKAが付与された後、滞在許可証(Visa Tinggal Terbatas - VITAS及びIzin Tinggal Terbatas - ITAS)を取得するために外国人従業員の雇用に関する通知を労働省に提出する必要がある。

インドネシアで働く外国人従業員は、申請するポジションに沿ったレベルの教育を受け、適格証明がある又は同等のポジションでの最低5年間の就労経験を有していることが要求される。

また、インドネシアでは、以下のような外国人従業員が雇用されていない職種(特に、人事関連)がある。

- a. 人事担当取締役；
- b. 労使関係マネージャー；
- c. 人事マネージャー；
- d. 人材開発スーパーバイザー；
- e. 採用スーパーバイザー；
- f. 人事配置スーパーバイザー；
- g. 従業員のキャリア開発スーパーバイザー；
- h. 人事関係の宣誓管理者；
- i. 人事及びキャリアスペシャリスト；
- j. 人事スペシャリスト；
- k. キャリアアドバイザー；
- l. ジョブアドバイザー；
- m. ジョブアドバイザーと顧問；
- n. 従業員調停人；
- o. 職業訓練管理者；
- p. 就職の面接官；
- q. ジョブアナリスト；
- r. 労働安全スペシャリスト





デロイトとは

デロイトインドネシア

デロイトインドネシアは、監査、コンサルティング、ファイナンシャル及びリスクアドバイザー、税務等のサービスを提供しているプロフェッショナルファームです。我々は、デロイト アジアパシフィックやデロイトグローバルのネットワークの一員です。

デロイト アジアパシフィックは、デロイトメンバーファームの一員で、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京、ヤンゴンなどのアジアパシフィック地域の100を超える都市に拠点を有するメンバーファームにより構成されています。

デロイトインドネシアは、ジャカルタとスラバヤに拠点をもち、80名を超えるパートナー・ディレクター及び1,600名を超えるスタッフを擁しています。インドネシアではデロイトの業務は次の法人によって行われています。

- Imelda & Rekan (監査)
- Deloitte Touche Solutions (税務コンサルティング)
- PT Deloitte Konsultan Indonesia (ファイナンシャル及びビジネスアドバイザー)
- PT. Deloitte Advis Indonesia (ファイナンシャルアドバイザー)
- KJPP Lauw & Rekan (バリュエーションアドバイザー)
- Hermawan Juniarto & Partners (法務)
- PT Deloitte Consulting (コンサルティング)

デロイトのそれぞれのファームは法的に別会社となっており独立して運営されています。デロイトは、世界の最大のアカウントティングファームグループといわれるBig4の1つです。

デロイトアジアパシフィック

デロイトSEAに加えて、オーストラリア・中国・日本・ニュージーランド・台湾などが参画し、デロイト アジアパシフィックを立ち上げました。

デロイト アジアパシフィックは、アジアパシフィック地域で“**One Deloitte**”として、クライアントの期待を超えるサービスの提供を目指しています。デロイトメンバーファームの一員として、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京、ヤンゴンなどのアジアパシフィック地域の100を超える都市に拠点を有しています。デロイトアジアパシフィックは、各国での投資を加速し、各国のマーケットにおいてもニーズに応じイノベティブなサービスとソリューションを提供し続けることの出来る体制を築いています。

主なクライアント

デロイトインドネシアはメジャーな多国籍企業、国内の大企業や公共企業、国内の重要クライアント及び成長著しいグローバル企業等の様々なクライアントの基盤を持っています。デロイトインドネシアは銀行及びファイナンス、製造業、輸送業、情報通信、メディア、小売・卸売、オイル・ガス、ライフサイエンス・ヘルスケア等の主要な業界をカバーしています。

M&Aチームは、豊富なクロスボーダーでのM&A支援経験を通じて、各国特有の制度・商慣習に基づくM&Aの留意点・ポイントなどの知見を有しています。現地マーケットに対する知見を有した最適なチーム体制で支援します。

フォレンジックサービスチームは、グアム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む東南アジア地域での不正調査・解決を支援します。メンバーは各分野の専門家で、域内のクライアントに迅速に対応できる体制を有しています。グローバル及びアジアパシフィック地域で最大のフォレンジックサービスチームであり、イノベーションを進め、品質の高いサービスの提供・クライアントの課題把握・タイムリーなデリバリーの実現を目指しています。

リスクアドバイザリーチームは、経営陣のアカウントビリティの必要性の高まり、規制対応の必要性、イノベーションによる環境変化など複雑化するリスク環境への対応を支援します。テクノロジー・サイバーセキュリティ・地政学リスクなどの「新しいリスク」への対応など、安心してリスクをテイクできる仕組みの整備を支援します。

税務チームは、日々重要性・複雑性が高まる税務について、税務コンプライアンス対応・最適化の支援を行います。また、税務チームは法務チームと連携し、各種サービスの提供を行っています。専門知識と業界に対する知見を結集・組み合わせ、クライアントのビジネス展開を支援しています。

Contacts us

Claudia Lauw Lie Hoeng

カントリーリーダー

clauw@deloitte.com

監査

Elisabeth Imelda

監査リーダー

eimelda@deloitte.com

Rosita Uli Sinaga

アシュアランスサービスリーダー

rsinaga@deloitte.com

税務

Melisa Himawan

税務リーダー

mehimawan@deloitte.com

Roy David Kiantiong

税務 サブリーダー

rkiantiong@deloitte.com

John Lauwrenz

税務 サブリーダー

jlauwrenz@deloitte.com

法務

Irawati Hermawan

法務リーダー

irahermawan@hjplaw-deloitte.com

Cornel Juniarto

法務リーダー

cbjuniarto@hjplaw-deloitte.com

ファイナンシャルアドバイザー

Edy Wirawan

ファイナンシャルアドバイザーリーダー

ewirawan@deloitte.com

リスクアドバイザー

Brian Indradjaja

リスクアドバイザーリーダー

bindradjaja@deloitte.com

コンサルティング

Iwan Atmawidjaja

コンサルティングリーダー

iatmawidjaja@deloitte.com

日系企業サービスグループ

Tenly Widjaja

日系企業サービスグループリーダー
twidjaja@deloitte.com

Yusuke Tachibana / 立花佑介

全般・監査
yutachibana@deloitte.com

Hideo Minowa / 蓑和秀夫

リスクアドバイザー
hideminowa@deloitte.com

Takashi Hara / 原崇志

ファイナンシャルアドバイザー
tahara@deloitte.com

Koji Sugimoto / 杉本浩二

税務全般
kojisugimoto@deloitte.com

Asahi Yoshida / 吉田旭

税務全般
ayoshida@deloitte.com

Sujun Kim / 金秀俊

コンサルティング
sujunkim@deloitte.com

中国サービスグループ

Dennis Yu Ying Li

中国サービスグループリーダー
yuyli@deloitte.com

韓国サービスグループ

Bang Chi Young

韓国サービスグループリーダー
bangchiyoung@deloitte.com

米国・欧州サービスグループ

Mark Woodley

米国・欧州サービスグループリーダー
marwoodley@deloitte.com

Imelda & Rekan
Deloitte Touche Solutions
PT Deloitte Konsultan Indonesia
PT Deloitte Advis Indonesia
KJPP Lauw & Rekan
Hermawan Juniarto & Partners
PT Deloitte Consulting

Jakarta

The Plaza Office Tower 32nd Floor
Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30
Jakarta 10350, Indonesia
Tel: +62 21 5081 8000
Fax: +62 21 2992 8200, 2992 8300

The Plaza Office Tower 27th Floor
Tel: +62 21 5081 9555
Fax: +62 21 2992 8022
Email: iddttl@deloitte.com
www.deloitte.com/id

Surabaya

Pakuwon Tower
Tunjungan Plaza 6
21th Floor Unit 05
Jl. Embong Malang 21-31
Surabaya 60261, Indonesia
Tel: +62 31 9921 4488, 5460 888





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Imelda & Rekan, Deloitte Touche Solutions, PT Deloitte Konsultan Indonesia, PT Deloitte Advis Indonesia and KJPP Lauw & Rekan.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.